

平成 23 年度定期監査結果に基づき講じた措置

(個表)

個表 1

政策部	1
総務部	2 1
防災危機管理部	3 8
生活・文化部	4 8
健康福祉部	6 7
環境森林部	1 0 2

個表 2

農水商工部	1 2 5
県土整備部	2 0 4
出納局	2 3 5
企業庁	2 4 0
病院事業庁	2 5 2
議会事務局	2 6 4

個表 3

監査委員事務局	2 6 8
人事委員会事務局	2 6 9
教育委員会	2 7 0
海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局	3 1 3
警察本部	3 1 4

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の策定)</p> <p>(1) 県では、農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念を定め、県の責務と農業者等の役割を明確にすることにより、施策等を総合的かつ計画的に推進するため、平成 22 年 12 月に「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」を制定したところである。</p> <p>現在、この条例に規定した基本理念や施策等の実現への道筋を明らかにするため、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（仮称）」を策定中であるが、引き続き、関係者との協議を行い、県の新しい総合計画である「みえ県民力ビジョン（仮称）」の検討状況とも整合を図りつつ、23 年度中の策定を目指し、関係室が一体となって着実に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（農産振興分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」について、「みえ県民力ビジョン」及び「同ビジョン・行動計画」に位置付けた農業・農村に関連する政策や施策と整合を図りながら関係室が一体となって策定作業を進めました。</p> <p>2 取組の成果 平成 24 年第 1 回定例会（2 月会議）における議決を経て、平成 24 年 3 月に「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」を策定しました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>関係機関等との連携協力を図りつつ、基本計画の取組の着実な推進に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (認定農業者等中核的経営体の確保・育成)</p> <p>(2) 地域の農業を中心的に担っていくことが期待されている認定農業者等については、平成22年度末の認定目標数、2,700経営体(集落営農組織含む)に対し、22年度末実績は2,359経営体(集落営農組織等含む)であり、認定農業者等への農用地利用集積率についても、22年度末の目標33.0%に対し実績は31.9%といずれも未達成となっている。</p> <p>このため、今後一層、認定農業者等中核的経営体の確保と育成にかかる取組を進められたい。 (農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容 経営者の高齢化と後継者不足、農産物価格の低迷等、認定農業者等の経営環境は非常に厳しい状況にありますが、次の取組により認定農業者等の確保・育成を図りました。</p> <p>(1) 認定農業者への支援 普及指導員のスペシャリスト機能を生かし、意欲ある農業者や生産組織に対し高度な生産・経営管理技術の普及など経営指導に取り組みとともに、市町や関係団体と連携して地域の実情に即した融資制度の利用促進等の支援を進めました。</p> <p>(2) 持続的な営農の仕組みづくり、集落営農組織の新規設立と法人化等の推進 集落等を単位に農業者の話し合いにより担い手農家や集落営農組織に農地を集積する取組、及び集落営農組織を安定的に継続させるための取組(規模拡大、新規品目の導入、法人化等)を、各農林水産商工環境事務所の関係室で構成する推進チーム、並びに地域活性化プランの推進と連携して進めました。</p> <p>(3) 農地利用集積円滑化団体の設立推進 農地が面的にまとまった状態で担い手に集積されるよう調整する農地利用集積円滑化団体の設立を、市町、農協等と連携して進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 認定農業者への支援 認定農業者の経営改善に向け、特に更新時における経営改善計画の指導、マーケティングや法人化に関する研修会等を通じて経営体質の強化を図るとともに、114の農業経営体で融資制度(農業経営近代化資金:認定農業者特例)が活用されました。</p> <p>(2) 持続的な営農の仕組みづくり、集落営農組織の新規設立と法人化等の推進 新たに土地利用調整等の合意形成を6集落、集落営農組織を1集落で確立するとともに、8集落営農組織が法人化を行い、組織体制の強化を図りました。</p> <p>(3) 農地利用集積円滑化団体の設立推進 農地利用集積円滑化団体を28市町で設立することにより、認定農業者等への農地集積を進める体制を確立しました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>将来の認定農業者の確保につなげるため、国の新規事業である新規就農総合支援事業を活用しながら受け入れ体制を整備し、新規就農者の掘り起こし・育成・確保を図るとともに、引き続き、普及指導員のスペシャリスト機能を生かし、意欲ある農業者や生産組織に対し高度な生産・経営管理技術の普及など経営指導に取り組み、市町や関係団体と連携して地域の実情に即した融資制度の利用促進等の支援を進めます。</p> <p>また、国の新規事業として市町が策定する「人・農地プラン」の策定支援を行うとともに、集落が主体的に土地利用調整を行い、認定農業者等へ農地を集積する取組を進め、持続的な営農の仕組みづくりや集落営農組織の新規設立と法人化等を推進します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (高病原性鳥インフルエンザへの対応)</p> <p>(3) 平成 23 年 2 月に県内で高病原性鳥インフルエンザが 2 件発生したが、関係機関が連携し迅速な防疫措置をとったことで、他の農場への広がりはなく終息した。 高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応については、業務内容が多岐にわたり、また市町や警察等も含め多くの機関に及んでいるので、今回の事案について課題等の検証を十分行い、今後の県内での発生に備えて、防疫・監視体制の強化やマニュアルの見直し、風評被害防止のための正しい知識の普及など、引き続き万全を期した取組の推進を図られたい。 (農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 課題等の検証 防疫作業終了後、動員者、現地対策本部担当職員、県庁職員等に課題、反省点についてアンケートを行いました。また、同時期に高病原性鳥インフルエンザが多発した宮崎県にベンチマーキングし、統発時の円滑な防疫作業を学びました。こうした検証結果を踏まえ、マニュアルの見直しを行うとともに、殺処分、防護服脱着についての研修を実施しました。</p> <p>(2) 防疫・監視体制の強化 緊急雇用事業を活用しペットとして飼育している家きんについても、飼育状況について調査し、飼養衛生管理について指導しました。 野鳥による農場内ウイルス侵入を防ぐため、平成 23 年度 6 月補正予算による小型野鳥の侵入防止可能な防鳥ネットの設置補助事業を活用し、32 農場で事業を実施しました。</p> <p>(3) マニュアルの見直し 検証により浮かび上がった課題・問題点を踏まえ、マニュアルを改正しました。主な改正点は、 ①本庁対策本部と地域対策本部の役割の明確化 ②家畜防疫員以外の現場責任者の設定 ③事前登録制による動員 ④情報収集要員の配置 ⑤作業時間の見直し（24 時間体制から 12 時間体制に見直す） 等です。</p> <p>(4) 正しい知識の普及 鶏卵業界関係者への呼びかけや県ホームページ、消費者に対する研修会を通して、引き続き鶏卵・鶏肉の安全性、野鳥への正しい対応等の知識の普及に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 課題等の検証 課題等の検証により、防疫・監視体制の強化及びマニュアルの見直しのポイントが明確になりました。</p> <p>(2) 防疫・監視体制の強化 動員者名簿の作成・研修会の実施、小規模家きんの巡回、高機能防鳥ネットの設置によりソフト面・ハード面で防疫・監視体制が強化できました。</p> <p>(3) マニュアルの見直し マニュアルの見直しにより、対策本部・動員体制・防疫作業が円滑に機能するように準備できました。</p> <p>(4) 正しい知識の普及 県ホームページ、消費者に対する研修会等により鶏卵・鶏肉の安全性や野鳥への正しい対応について県民の理解が深まりました。</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

モニタリング検査や飼養衛生管理基準の遵守徹底により防疫・監視体制を継続するとともに、発生時に迅速・適切に対応できるよう防疫演習、講習を通じて関係機関との連携を強化します。

また、改正されたマニュアルについて、随時見直しを行い、より実践的な内容に改めていきます。

さらに、県ホームページ、消費者に対する研修会等により引き続き、鶏卵・鶏肉の安全性や野鳥への正しい対応について知識の普及に努めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保)

- (4) 県では、「三重県食の安全・安心確保基本方針」を策定し、食の安全・安心確保に関する施策を総合的に進めているところであるが、食品の産地偽装などの問題が相次いだことや、生肉による食中毒事件の発生などにより、食の安全・安心に対する消費者の関心は依然として高い状況にある。

今後も、先進的なGAP手法（農業生産工程管理の手法）の導入などにより、安全で安心な農産物を安定的に提供できる生産・流通・販売体制の構築を進めるなど、基本方針に基づく施策を一層推進されたい。

また、食の安全・安心に関する知識や情報などを消費者、生産者、食品産業事業者等に迅速かつ正確に伝達されたい。

(農産振興分野)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

(1) 基本方針に基づく施策の推進

基本方針の「実施すべき施策」に沿って具体的な取組を明らかにする計画として「平成 23 年度三重県食の安全・安心確保行動計画」を策定し、総合的に事業を実施するとともに、平成 22 年度の実績と今後の対応方針について「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」などによる審議を経て年次報告書として公表しました。

なお、本年度は、生肉による食中毒事件や、農産物・水産物などの放射性物質汚染という危機的な課題への対応を行うため、食の安全・安心確保に関する施策を推進する庁内組織である「三重県食の安全・安心確保推進会議」及びその下部組織である幹事会を適宜開催し、庁内各組織の情報共有と連携した取組を進めました。

(2) GAPの推進と安全・安心な生産流通体制の構築

① 普及指導員及び営農指導員 34 名を対象としてGAPの指導員研修を 7 回（総合研修：2 回、現地研修：5 回）開催しました。また、農消商連携GAPモデル推進事業により、生産者、食品関連事業者および消費者が連携したモデル的な取組（1 地区）を支援しました。

② 生産者等に対する農薬の最新情報提供や市場関係事業者への先進事例の情報提供などを行うとともに、平成 22 年 10 月から一部施行された米トレーサビリティ法について、産地表示が必要となる飲食店、小売店を中心に普及啓発を行いました。（飲食店 約 15,000 件、小売店 約 600 件、社会福祉施設等 約 2,500 件）

(3) 情報提供の推進

県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め、判断、選択を行えるよう、ホームページ「食の安全・安心ひろば」の情報をほぼ毎日更新するとともに、情報紙「三重発!食の安全・安心情報」（偶数月発行、送付数：約 1,500）、メールマガジン（毎月 2 回発行 送付数：約 280）等による情報の提供を行いました。特に本年度は、生肉による食中毒の防止や原子力発電所事故に起因する農水産物の放射性物質汚染に関する情報を適切に公開しました。

2 取組の成果

(1) 基本方針に基づく施策の推進

平成 23 年度食の安全・安心確保行動計画に基づき、食の安全・安心確保に関する各事業が計画的に実施できました。

(2) GAPの推進と安全・安心な生産流通体制の構築

① GAP手法の推進において、県内 7 地域における指導者（各 2 名）が育成され、各地域での推進体制がとれました。また、モデル地域での事業者及び消費者の理解が進みました。

② 米トレーサビリティ法について、産地表示の対応が必要となる飲食店、小売店等への制度普及が進みました。

(3) 情報提供の推進

食の安全・安心に関する情報提供では、特に、生肉による食中毒の防止や農水産物の放射性物

質汚染に関する情報を適切に公開することにより、県内農水産物に対する不安を解消し、風評被害の発生防止などが図られました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 基本方針に基づく施策の推進
「平成 24 年度三重県食の安全・安心確保行動計画」を策定し、食の安全・安心確保に関する各事業を計画的に実施します。
- (2) G A P の推進と安全・安心な生産流通体制の構築
 - ① 作目別の G A P シート作成支援を行うとともに、平成 23 年度に育成した指導者を活用して G A P に取り組む産地の育成を図ります。
 - ② 米トレーサビリティ法については、平成 23 年度に法が完全施行されたことから、平成 24 年度は県内流通の主要な部分を占める大手流通・販売事業者を中心に 715 件の監視指導を実施します。
- (3) 情報提供の推進
県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め、正しい判断、選択が行えるよう、平成 24 年度からはホームページ「食の安全・安心ひろば」を中心に情報提供の充実を図るとともに、生産者等に対する農薬の最新情報提供や市場関係事業者への先進事例の情報提供などを行います。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (鳥獣害対策)</p> <p>(5) 平成 21 年度に農水商工部と環境森林部で構成する「三重県獣害対策プロジェクト」を設置するとともに、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、農林業被害等の軽減と野生獣の適正な生息管理を組み合わせた総合的な獣害対策を実施することにより、「獣害につよい地域づくり」を進めているところである。</p> <p>しかしながら、鳥獣害による農林水産物の被害は年々増加しているため、今後も関係機関、市町と一層連携を図り、モデル集落の育成をさらに進めるなど、より効果的な鳥獣害対策を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業基盤整備分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>獣害対策は、生息地管理と個体数管理、被害対策を総合的に取り組むことが重要であることから、本庁では農水商工部と環境森林部による「三重県獣害対策プロジェクト」を、地域事務所には「地域獣害対策チーム」を設置し、生息管理と被害対策を 2 本の柱に、地域や市町へ総合的に支援できる体制を構築し、市町や集落での獣害対策の取組を支援しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 生息管理</p> <p>① 鳥獣捕獲実施隊や捕獲隊の設置についての支援や有害鳥獣駆除の経費にかかる補助を行い、有害鳥獣駆除の促進化を図りました。</p> <p>② 農林業被害の軽減と個体数調整を促進するため、ニホンジカ及びイノシシの猟期について、昨年度に引き続き終期を 3 月 15 日まで延長するとともに、新たに始期を 11 月 1 日に前倒しました。</p> <p>(2) 被害対策</p> <p>① 獣害につよい集落づくりについては、獣害対策に取り組む集落の拡大を進めるとともに、集落リーダー研修会の開催により人材の育成に努めました。</p> <p>② 侵入防止柵については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金により各市町の柵設置の加速化を図り被害の軽減及び被害拡大の防止に努めました。</p> <p>③ 9 月の「農林水産物の被害について考える月間」において被害の現状を紹介するとともに、月間中に開催したフォーラム(2 日間で延べ 770 人参加)では、講演会において被害対策、保護・共生、獣肉の利活用等についての取組を紹介するとともに、獣害資材展示を行い被害者への情報提供等の支援、被害者以外の方への啓発に努めました。</p> <p>④ 獣害につよいモデル集落育成のノウハウを活かし、獣害対策に取り組む集落の更なる育成に努めました。</p>
<p>平成 24 年度以降(取組予定等)</p> <p>平成 24 年度の機構改革により、農林水産部内に獣害対策と有害捕獲等を担当する獣害対策課を新設し、関係部所がより一層連携して獣害対策を進めていきます。</p> <p>このような体制により、獣害につよい集落づくりをより一層進めていくとともに、地域の捕獲力の強化や科学的根拠となる調査・研究事業も進めてまいります。</p> <p>また、捕獲した野生獣を未利用資源と捉え、高級肉としての認知度の向上や消費の拡大、食用以外の利活用などに向けての検討を進めてまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (土地改良施設の譲渡)</p> <p>(6) 県営土地改良事業により造成された農業用道路、農業用排水路等の土地改良施設については、事業完了に伴い、予定管理者である該当市町及び土地改良区に譲渡することとなっており、阻害要因を把握して譲渡を進めてきたところである。 しかし、平成23年3月末現在で162地区が未譲渡であるので、今後、さらに計画的に譲渡手続きを進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業基盤整備分)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容 土地改良施設の適正な維持管理を行うには、予定管理者である市町及び土地改良区へ譲渡を行う必要があり、未譲渡カルテにより阻害要因を明確にし、土地改良施設譲渡実施第2次3ヶ年計画(平成22年度から平成24年度)に基づき譲渡を着実に推進しています。 5月には土地改良施設を担当する課長会議を開催し的確な進行管理を指導するとともに、本庁と事務所が個別案件について阻害要因の解消方法を検討し、解決を図ってまいりました。 換地を伴う土地改良事業について、市町、土地改良区へ帰属する施設と譲渡が必要な施設に区分し、手続きを簡素化するよう整理を行いました。</p> <p>2 取組の成果 土地改良施設譲渡実施計画の平成23年度目標である43件に対し、44件を譲渡しました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、本庁もより積極的に個別案件の検討に参加することにより、譲渡阻害要因の解消に努めながら、土地改良施設譲渡実施計画に基づき計画的に譲渡を進めてまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (漁業協同組合の経営基盤の強化と合併促進)</p> <p>(7) 平成 22 年 10 月 19 日に開催した第 8 回漁協大会において、県内の沿海地区漁業協同組合は、組合の経営基盤の強化に向けて、26 年度に 1 漁協に統合する決議を行い、23 年 7 月現在で尾鷲地区の 3 漁協が合併し、22 漁協となっている。 今後も、引き続き漁協系統団体等との連携を図りながら、合併の支援等に一層取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 県 1 漁協の実現に向け、漁連等系統団体ともに漁協組織改革推進本部会議及び同専門委員会に参加し、合併に向けた協議を進めています。 東紀州地域では、尾鷲地区 3 漁協の合併に続き、海野、三浦の 2 漁協の合併推進協議会にオブザーバーとして参加し、漁連等系統団体や紀北町と連携しながら協議を進めました。 県 1 漁協に先行して合併した三重外湾漁業協同組合の経営改善の取組に対し、当初の 5 年間で集中的に、県漁連等系統団体や関係市町と連携して財政的支援や技術的助言を行うことで当該漁協の早期自立を進めました。</p> <p>2 取組の成果 県 1 漁協合併を円滑に推進するために、漁協組織改革推進本部会議及び同専門委員会に参加し、今後の具体的な進め方を協議し、「県 1 漁協合併推進プロジェクトチーム (仮称)」を立ち上げることとしました。 海野、三浦両漁協は平成 24 年 1 月に合併し、新「海野漁業協同組合」となりました。この合併により、県内の沿海地区漁協は 21 漁協となりました。 三重外湾漁業協同組合の経営改善については、全漁連、農林中央金庫等の専門機関や県漁連、県信漁連等系統団体で構成された合併漁協実績検討会に毎月参加し、計画と実績の対比を基に改善計画の進捗を管理し、助言等を行いました。当該漁協は設立後、経営改善を進めており、平成 23 年度においても目標を達成されました。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、県漁連等の系統団体、国、関係市町等と連携のうえ、県 1 漁協の実現に向け、助言及び指導を行ってまいります。 また、三重外湾漁業協同組合の早期自立に向けた取組についても支援を継続します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (緊急雇用・経済対策)</p> <p>(8) 県では、「平成22年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の3つの分野を柱に、第七次～第十二次（一部、第十三次を含む）にわたり総額438億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。</p> <p>しかしながら、県内の経済情勢については、リーマンショック以来、依然厳しい状態が続いており、より効果的な経済対策が求められている。</p> <p>このため引き続き、中小企業を取り巻く経営環境を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、経済対策等を迅速かつ総合的に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(商工・科学技術振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成23年度においては、第十三次（当初予算）で計上した緊急雇用・経済対策の事業にスピード感を持って取り組むとともに、東日本大震災による県内の雇用・経済への影響を最小限に抑え、今後の回復を支えるため、被災地の支援につながる取組も含め、必要な対策を6月補正で講じました。震災の影響を踏まえ、「雇用創出と就労支援」、「事業展開支援や需要喚起等による経済活性化」、「雇用や暮らしを支える環境づくり」の3つの視点で、取り組んできました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>経済対策では、中小企業に対する資金供給の円滑化や販路開拓の支援、今後成長が見込まれる分野へチャレンジする企業の設備投資促進の支援を行っています。</p> <p>セーフティネット資金（緊急資金）により金融機関等と連携して取り組むとともに、東日本大震災や台風12号の影響については、相談窓口を設置するとともに、融資制度の創設等を行うことにより、中小企業の資金供給の円滑化につなげています。</p> <p>また、中小企業の新たな事業展開や市場開拓を促進するため、県内に立地する大手企業などへの“出前商談会”の開催や、「農商工連携フェア」（10月）や「リーディング産業展みえ2011」（11月）などの展示商談会等を実施するとともに、国内外の販路開拓補助金の交付やマッチング支援を実施しました。</p> <p>さらに、緊急経済対策設備投資促進補助金により、県内企業の中小規模の設備投資促進と新規雇用の確保に努めました</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>円高やデフレの長期化など、県内中小企業を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況が見込まれることから、今後も引き続き、経済・雇用情勢などの把握に努め、必要に応じた対策に取り組んでまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (鈴鹿山麓研究学園都市センターの活用)</p> <p>(9) 鈴鹿山麓研究学園都市センターでは、現在民間企業や行政機関等の入居がなく、施設の多くのスペースが空室となっている状況である。</p> <p>貸館については、平成22年度は前年度と比較し、利用件数・稼働率等は増加しているものの、施設の利用促進に向け幅広い検討を進めるとともに、政策部や環境森林部など関係部局とも協議し、さらに鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議等でも積極的に議論して対応等を検討するなど、同施設の有効活用に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(商工・科学技術振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成20年4月に農水商工部に移管されてからは、PR用リーフレットを刷新し、四日市市及び、各種説明会において配布するなど積極的なPR活動を行っており、平成23年度もリーフレットの配布などにより、利用促進のためのPR活動を積極的に行いました。</p> <p>また、関連部局や団体と連携し、環境人材育成講座や県民向けイベントに活用することにより、県民の認知度の向上を図りました。</p> <p>併せて、施設の管理にかかる費用について圧縮の可能性を検討しました。</p> <p>しかし、現在の手法や枠組みの中では限界があることから、11月8日に開催された鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議にて、リサーチパーク全体の利活用の検討を進める中で、既存機能を生かした利活用方針も含めて検討していくこととされています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成20年度の施設利用件数は65件(稼働率7%)、平成21年度は98件(稼働率10%)、平成22年度は166件(稼働率13%)、平成23年度は3月末時点で156件(稼働率9.7%)となっています。</p> <p>施設の管理にかかる費用については、利用度に応じた清掃回数に見直すなどの効率化により、平成24年度予算案においては削減を実現しました。</p> <p>また、リサーチパーク全体の利活用の検討については、開発許可時の要件の変更等、解決すべき課題が多岐にわたるため、鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議で本年度末までに課題整理の素案を作成して、引き続き議論することとされています。並行して当部においても、同センター施設自体の活用策について、施設運営ノウハウを持つ民間事業者の意見を参考としながら、検討していきます。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>鈴鹿山麓研究学園都市センターのPR活動に積極的に取り組むとともに、鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議にて、関係機関と引き続き協議し、広く産業振興の観点から施設の有効活用について検討してまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (観光客満足度の向上)</p> <p>(10) 平成 22 年度観光客実態調査における「観光客満足度」は、平成 21 年度結果と比べ全体で 2.5 ポイント増加して 61.8%となったが、22 年度目標値 75.0%には達しなかった。</p> <p>今後は、観光客実態調査等の分析結果を踏まえ、観光事業者、市町、県各部局などと更なる連携を行い、より魅力ある観光地づくりに取り組み、引き続き「観光客満足度」の向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(観光局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「観光客満足度」の個別項目の満足度を見ると、「自然の景観・雰囲気」、「宿泊施設等の食事」、「まちなみの景観・雰囲気」、「観光施設・体験の内容」等の項目が、高い評価となっている一方、「費用負担」、「情報・案内」、「地域住民のおもてなし」が低位に留まっています。</p> <p>このことから、平成 23 年度においては、低評価項目である「地域住民のおもてなし」項目の改善として、三重県を代表する観光地である伊勢志摩地域において、「(社)伊勢志摩観光コンベンション機構」の「おもてなし向上委員会」に参画し、観光事業者や地元市町とともに、研修会や課題解決に向けた情報交換会を行うなど、地域の「おもてなし向上」や「観光に取り組む人材の育成」に取り組みました。</p> <p>また、「情報・案内」項目の満足度の向上のため、外国人旅行者を通訳サポートする「ことなび」を開始したほか、「自分みがき(体験)ガイドブック」を作成して観光旅行者のニーズの多様化への対応にも取り組みました。</p> <p>なお、観光関係者だけの取組ではなく、地域をあげておもてなしの心をもって観光旅行者を迎え入れるため、「観光旅行者の満足度」の調査結果をとりまとめ、動向を分析した報告書として、関係団体等に配布しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度Ⅰ期(5月20日～6月30日)の調査結果速報による「観光客総合満足度」は、65.8%となり、平成 22 年度Ⅰ期(61.6%)と比較して、4.2 ポイント増加、Ⅱ期(7月1日～9月30日)の調査結果速報による「観光客総合満足度」は、66.6%となり、平成 22 年度Ⅱ期(62.6%)と比較して、4.0 ポイント増加しました。</p> <p>また、駅前の多言語の案内表記(英語、中国語、韓国語)など「観光旅行者の満足度」を意識した「おもてなしの向上」の新たな取組が地域で始まりました。</p>
<p>平成 24 年度以降(取組予定等)</p> <p>「観光旅行者の満足度」と「再来訪意向」及び「クチコミ意向」は、正の相関関係にあることが、これまでの調査により明らかになっており、「観光旅行者の満足度」の向上を誘客につなげ、その相乗効果を持続的な観光地づくりに生かすことが大切です。</p> <p>このことから、平成 24 年度から平成 27 年度にかけて実施する「三重県観光キャンペーン」と連動して、「おもてなしの向上」に取り組みます。</p> <p>なお、平成 24 年度からは、よりの確でわかりやすい評価方法である満足度の割合を 100 点満点に換算した「観光旅行者満足度評点」により、観光の魅力づくり・人づくり、観光の基盤づくり等の総合的な取組を通じて、引き続き「観光客満足度」の向上に努めます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 貸付金</p> <p>中小企業者等支援資金等の貸付金については、債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などによる未収金の回収に努めた結果、昨年度末と比較し約3千5百万円減少し未収金解消への努力は認められるものの、貸付金全体で3,309,088,445円と依然として多額の未収金が残っている。</p> <p>このため、債権者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向けさらに取組を強化されたい。</p> <p>また、収入未済のほとんどを占める中小企業高度化資金については、県に原資の一部を貸付けている独立行政法人中小企業基盤整備機構の指針に基づき、今後も引き続き適切な債権管理を行われたい。</p> <p>(農産振興分野、水産振興分野、商工・科学技術振興分野)</p>
講じた措置
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 農業改良資金貸付金償還金</p> <p>未収金については、訪問・電話・書面等による督促を行い、回収を図りました。償還が困難な者に対しては、償還方法の相談を行い、分納等にも応じました。特に農業経営を継続している者については、償還方法の相談と併せて経営に関する相談にも応じました。</p> <p>※ 督促回数 66回 (うち 訪問・面談：10回、電話：33回、書面：23回) (農産振興分野)</p> <p>(2) 沿岸漁業改善資金貸付金償還金</p> <p>沿岸漁業改善資金貸付金では、水揚げの不振や魚価の低迷等による漁業経営の悪化から、平成22年度末で3,162万円(6件)の未収金が発生しており、その延滞期間は長期化しています。</p> <p>延滞先に対しては、書面・訪問・電話等により督促を実施し、未収金の回収を図りました。</p> <p>過年度に延滞が発生し、長期に渡り償還が滞っている貸付先に対しては、必要に応じて連帯保証人への督促を行いました。</p> <p>現年度に延滞が発生した貸付先に対しては、面談・電話・書面により年度内に償還されるよう努めました。</p> <p>※ 督促回数 34回 (うち 訪問・面談：9回、電話：18回、書面：7回) (水産振興分野)</p> <p>(3) 中小企業者等支援資金貸付金元利収入</p> <p>高度化資金等の貸付先である中小企業等については長引く世界的不況や東日本大震災による景況の低迷などの影響が極めて大きく、受注(来客)の減少、単価の下落、利益の縮減(赤字転落)など非常に厳しい経営状況となっており、貸付金の返済原資を生み出せなくなり、延滞に至っています。</p> <p>① 高度化資金の債権管理については独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)と協議しながら、中小機構の債権管理方針に従い、不良債権を再生支援先と回収処理先に分類を行うとともに、中小機構の債権管理アドバイザー制度も活用し、債権管理を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 延滞先に対しては、訪問、電話、書面等により未収金の入金督促を実施しています。 延滞の未然防止対策として、組合等に対し事業などの改善指導及び条件変更にかかる手続き指導をしています。 <p>※訪問・来庁相談回数 高度化：298回(H24.3月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁護士に回収業務等の委託を6件(H24.3月末)行っています。 今年度より高度化資金の債権回収業務1件について、民間の債権管理回収専門業者(サービサー)に委託しています。 <p>② 設備近代化資金の債権管理、未収金回収は平成18年度から引き続き民間の債権管理回収専門</p>

業者に委託しています。

※訪問・来庁相談回数 設近：88回（債権管理回収専門業者分を含む）（H24.3月末）
（商工・科学技術振興分野）

2 取組の成果

(1) 農業改良資金貸付金償還金

平成22年度末の未収金約4,988万円（57件）のうち、約322万円（4件）の回収を行ったものの、元金が完済となった者に対する違約金及び平成23年度約定償還分の未収金が約167万円発生しました。

新たに発生した未収金に対し、固定化しないよう迅速な対応に努めた結果、平成23年度に発生した未収金7件のうち、3件については年度内に全額回収し、残り4件についても分納等により、早期に全額回収できる見込みです。（農産振興分野）

(2) 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

平成22年度末の未収金3,162万円（6件）のうち平成24年2月末現在、110万円を回収しました。また、現年度に延滞が発生した貸付先2件については、早期の延滞解消に努め、いずれも年度内に償還されています。（水産振興分野）

(3) 中小企業者等支援資金貸付金元利収入

①② 平成23年度の過年度未収金回収額については、平成24年3月末現在、高度化資金：27件、3,958万円、設備近代化資金：21件、378万円でした。（商工・科学技術振興分野）

平成24年度以降（取組予定等）

(1) 農業改良資金貸付金償還金

引き続き債務者の経営状況等を訪問・電話等によりの確に把握し、早期に完済となるよう指導していきます。特に農業経営を継続している債務者については、経営改善への取組みを支援するとともに、その進捗を的確に管理していきます。

新規に発生した未収金については、固定化しないよう迅速な対応に努めます。（農産振興分野）

(2) 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

引き続き長期の延滞先に対しては、債務者の経営状況等の適切な把握に努め、訪問・電話等による督促を行います。

また、新たに延滞が発生した貸付先に対しては、長期延滞債権化を防止するため、債務者と面談のうえ回収計画を策定し、早期の延滞解消を図ります。

今後新たな延滞が発生しないよう、貸付審査にあたっては、債務者及び連帯保証人の償還能力及び保証能力を慎重に判断するとともに、貸付先に対して水産業普及指導員による積極的な指導援助を実施するよう努めてまいります。（水産振興分野）

(3) 中小企業者等支援資金貸付金元利収入

① 高度化資金の債権管理については、中小機構の「債権管理アドバイザー相談」や「調査・アドバイザー業務」といった制度を活用し、中小機構と連携しながら、不良債権分類に従った適切な債権管理を行うとともに、引き続き組合・組合員企業等を積極的に訪問し、事後指導等を行っていきます。

・延滞の未然防止の観点から短期的な対策として、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

・最終償還期限が到来しても一括返済できない場合には、一定の要件は必要ですが10年以内の償還期限の延長を検討します。

・すでに延滞になっているものの返済意思を示す貸付先には、分納を継続させるとともに、経営改善の指導を行い分納額の増額を図っていきます。

・必要に応じて弁護士等の外部の専門家を活用して、法的措置を含めた債権回収を行います。

また、一部債権の回収業務については、引き続き民間の債権管理回収専門業者に委託します。

② 設備近代化資金の債権管理、未収金回収は引き続き債権管理回収専門業者に委託します。

（商工・科学技術振興分野）

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) その他の収入未済</p> <p>施設使用料等（地方卸売市場）及び県営サンアリーナ使用料の収入未済額が 11,410,980 円あり、前年度と比べて減少していないので、今後もその収納促進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（農産振興分野、観光局）</p>
講じた措置
平成 23 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 施設使用料（地方卸売市場）</p> <p>旧三重県中央卸売市場のときの平成 14～17 年度に発生した施設使用料等に係る未収金が、平成 22 年度末に 3 事業者で 6,014,514 円あります。</p> <p>3 事業者とも既に市場からは退場しており、病気等の理由から、十分に仕事ができないことからまとまった返済は期待できません。そのため、少額返納による債権回収を進めるため 5,000 円の納付書を数枚発行し、毎月の余剰金の中から返納するよう働きかけました。</p> <p style="text-align: right;">（農産振興分野）</p> <p>(2) 県営サンアリーナ使用料</p> <p>平成 7 年に発生した使用料の未収分については、平成 14 年に債務履行を求める民事訴訟の勝訴判決を受け、これまでに 5 回に渡る預貯金の差し押さえを裁判所へ申し立てた結果、計 195,434 円を収納しました。しかし、全ての未収分を解消するには至っていないことから、債務者の財産を明らかにして効果的な差し押さえを行うため、平成 20 年 4 月 23 日、静岡地方裁判所沼津支部へ民事執行法第 4 章に基づく「財産開示手続の申立て」を行いました。</p> <p>上記申し立てに対し、平成 20 年 5 月 15 日に静岡地方裁判所沼津支部から実施決定がなされ、同年 7 月 8 日に同支部において財産開示が実施されたものの、債務者の換価性のある財産は認められませんでした。</p> <p>債務者財産の再開示は、原則として 3 年を経過した後に行うこととなっているため、平成 21 年度から平成 22 年度は債務者に関する情報収集を行い、今年度は、「債務者財産開示制度」の活用等による回収に向けて債務者の状況調査を行いました。</p> <p style="text-align: right;">（観光局）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 施設使用料（地方卸売市場）</p> <p>上記の取組をすすめた結果、平成 24 年 3 月末までに 117,454 円の回収ができました。</p> <p>（平成 24 年 3 月末残高 5,897,060 円）</p> <p style="text-align: right;">（農産振興分野）</p> <p>(2) 県営サンアリーナ使用料</p> <p>「債務者財産開示制度」等を活用し債権を回収するため、住所地市町村への照会を行い、債務者の現在の所在、状況を確認しました。</p> <p style="text-align: right;">（観光局）</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

(1) 施設使用料（地方卸売市場）

債務者の 3 者については、十分な収入が得られる状況でないことから、今後も引き続き、毎月返納を基本とした少額返納をすすめ、返納状況を確認しながら電話や自宅訪問での督促を中心に回収に取り組むこととしています。

なお、同市場における同未収金については平成 21 年度より利用料金制による指定管理者制度による市場管理を実施していることから、制度上の新たな未収金は発生しません。（農産振興分野）

(2) 県営サンアリーナ使用料

引き続き「債務者財産開示制度」の活用も視野に入れながら、債務者との交渉にあたり、換価性のある財産の特定等が可能となった場合は、強制執行等の措置を講じていきます。（観光局）

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 証紙の消印の押印方法について不適切なものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(観光局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年度の旅行業登録手数料の証紙の消印において、証紙の彩紋部分への消印のかけ方が「三重県証紙条例施行規則の取扱いについて」12(2)ロの規定より少ない押印があったが、平成 23 年度以降は、適正な事務処理を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>会計上の諸規定を確認し、適正な事務処理を行えるようになりました。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、適正な事務処理を行うとともに、事務引継等を徹底します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務 イ 地域機関分</p> <p>(ア) 契約違約金返還利息の収入未済額が 383,668 円あり、前年度と比べて減少していないので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に努められたい。 (伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 対象となる案件が 2 件あり、次のとおり実施しました。</p> <p>(1) 継続した案件 現状を把握するため、次のとおり関係機関に確認を実施しました。 ・ 商業登記簿から会社の状況の確認（法務局） ・ 住民票と戸籍の確認（市役所）</p> <p>(2) 平成 22 年度の案件 債務者の倒産が原因で発生した案件で、破産管財人と連絡をとり今後の対応を検討しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 継続した案件 確認の結果、昨年度に確認した内容（商業登記簿：会社は未閉鎖、住民票・戸籍：移転されておらずそのまま）と変更がありませんでした。 変更があれば、その情報を基に代表取締役の所在を調べ、連絡を取る計画でしたが、現状ではできませんでした。</p> <p>(2) 新規の案件 破産管財人による資産調査及び財産の換価が行われ、一般破産債権に対しては配当するだけの破産財団が形成されないまま破産手続廃止決定となりました。このため法人格が消滅し、当該法人に債権も消滅したため不納欠損処分となりました。</p> <p>平成 24 年度以降（取組予定等） 所在不明のため連絡を取ることができないことから、引き続き、法務局と市役所で会社の状態、代表取締役の所在を確認します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 検査手数料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">(計量検定所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>申請時現金納付手数料について、申請者が手数料単価を誤って申請書に記入し納付したところ、申請書受付を行った職員もこれを見落として領収したため、過納額を生じました。検査手数料の徴収誤りがないよう、複数職員によるチェックの徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記取組みにより、その後は手数料過納による歳入戻出は生じていません。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【県民の日「地産地消ふるまいイベント」業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 当該事業は、平成 22 年 4 月 17 日に津市で開催された「県民の日」記念野外イベントとして実施しましたが、年度当初に実施する事業であったため、事務手続きに要せる期間が短く、他の関連事業の事務作業も多かったため、出納局事前検査を失念したものです。 対象案件については、部内統一ルールとして執行伺いの決裁を行う際に、事業担当室が「出納局事前審査必要」とゴム印を押印すること、財務経理室が合議時に「出納局事前検査必要」のゴム印の漏れがないか確認するなど、決裁時のチェック体制を強化し、再発の防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果 上記のとおり部内チェック体制を構築しており、出納局事前検査については、適正な事務手続きを実施しています。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、部内統一ルールを遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(2) 【高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う車両消毒業務委託（紀宝町）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 <p style="text-align: right;">（農産振興分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ発生に伴いまん延防止措置として、畜産関係通行車両を 24 時間体制で複数箇所の所毒ポイント（道路わきの空き地等）で消毒を緊急に実施する必要性がありました。このため、この業務の委託が可能な、多数の作業員の緊急手配が可能で動力噴霧器等の資材を複数所有している業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約を行いました。</p> <p>契約額が 10 万円以上になることから出納局の事前検査が必要でありましたが、防疫対応に追われ検査が受けられませんでした。</p> <p>出納局検査要領別表第 1 には、第 5 号によるもので事前に検査を受ける暇がない場合は、着手後速やかに受検することになっていますが、防疫対応による混乱で着手後の検査も失念してしまいました。今後、このような事態を避けるため、以下の対応を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前検査対象案件の執行伺い起案には必ず「出納局事前検査必要」のゴム印を押印する。 ・決裁後、必ず出納局の検査済印を確認後綴る。 <p>2 取組の成果</p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から 9 号に規定する随意契約による案件は、起案時及び決裁後に、出納局の事前検査の要否を確認するようになりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から 9 号に規定する随意契約による案件は、起案時及び決裁後に、出納局の事前検査の要否を確認します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(3) 【県営サンアリーナ環境整備事業委託（第3回）】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(4) 【「三重の中南勢」魅力発見情報発信強化委託業務】 ・予定価格調書が封入された封筒に封印がなかった。</p> <p style="text-align: right;">(観光局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 【県営サンアリーナ環境整備事業委託（第3回）】 職員が契約事務の流れを失念していたために生じたものであるため、出納局事前検査にあたっては、検査要領を遵守し遺漏のないよう職員に周知徹底するとともに、起案文書に事前検査が必要な旨の表示を行い、適切に処理を行いました。</p> <p>(4) 【「三重の中南勢」魅力発見情報発信強化委託業務】 職員が契約事務の流れを失念していたために生じたものであるため、予定価格調書の作成にあたっては、会計規則を遵守し、封筒に入れて封印するよう職員に周知徹底を行い、適切に処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果 業務委託契約等の執行について、適正に事務処理を行いました。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>職員の引継ぎや研修を通じて、会計事務の適正な処理について周知徹底し、年度当初の事務処理が適正に行われるよう取り組みます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(5) 【土地の調査、測量及び登記事務の業務委託（県営ふるさと農道緊急整備事業大井田東部地区登記委託）】

- ・ 執行伺い後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・ 特命随意契約理由が明確に記載されていない。
- ・ 個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部開始前の基準に基づき契約していた。

(6) 【三重の米シェアアップ推進事業】

- ・ 執行伺い後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・ 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。
- ・ 見積書が未徴収であった。
- ・ 支出負担行為整理兼支出命令書により処理できない経費であるにもかかわらず、支出負担行為時に支出負担行為整理が行われていなかった。

(桑名農政環境事務所)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

(5) 【土地の調査、測量及び登記事務の業務委託（県営ふるさと農道緊急整備事業大井田東部地区登記委託）】

- ・ 執行伺い時に、出納局事前検査の対象となる案件であることを見落としていました。出納局事前検査の受検漏れがないよう、職員に事前検査の徹底を周知しました。また、担当課及び総務企画課において二重の確認を行い、チェック体制を強化して再発の防止に努めました。
- ・ 特命随意契約理由を職員の失念により明記していませんでした。随意契約の該当条項及び理由を記載し、今後は記載漏れのないよう職員に注意しました。
- ・ 「三重県個人情報取扱事務委託基準」が一部改正されたことを見落としていました。業務委託における個人情報管理は、改正後の「三重県個人情報取扱事務委託基準」に基づき契約を行うよう職員に注意しました。

(6) 【三重の米シェアアップ推進事業】

- ・ 執行伺い時に、出納局事前検査の対象となる案件であることを見落としていました。出納局事前検査の受検漏れがないよう、職員に事前検査の徹底を注意しました。また、担当課及び総務企画課において二重の確認を行い、チェック体制を強化して再発の防止に努めました。
- ・ 職員の会計事務上の知識不足のため、予定価格設定の積算根拠を明記していませんでした。予定価格の積算根拠を明確にするとともに、適正な予定価格を設定しました。
- ・ 職員の失念により見積書が徴収してありませんでした。今後は見積書の徴収漏れがないよう注意を図りました。
- ・ 職員の会計事務上の知識不足のため、支出負担行為時に支出負担行為整理が行われていませんでした。支出負担行為時に支出負担行為整理を行わなければならない経費については、担当課及び総務企画課において二重の確認を行い、チェック体制を強化して再発の防止に努めました。

2 取組の成果

業務執行に必要な会計上の事務について注意したことにより、適正な事務手続きができるようになりました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

引き続き職員の会計事務に関する知識向上を図り、適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(7) 【広域農道整備事業等用地事務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 <p style="text-align: right;">(松阪農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 事前検査については、出納局検査要領第 3 条第 2 項に規定されていますが、担当職員が事前検査について失念していたこと及び副務者・決裁権者による確認が不十分であったことが原因と考えられます。</p> <p>そのため、再発防止策として、会計規則、会計規則運用方針、出納局検査要領の内容を十分理解するとともに、事前検査の実施を徹底するため、副務者・決裁権者による確認機能を充実させました。</p> <p>2 取組の成果 会計規則の遵守に努め、執行伺い決裁時のチェック体制を強化したことにより、適正な事務処理を行うことができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>会計事務が適正かつ円滑に処理されるよう更なる自己研鑽と効果的なチェック体制の整備を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(8) 【農林水産省所管国有財産除草等業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 <p style="text-align: right;">(伊賀農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 執行伺い回覧時に確認を怠ったこと並びに会計規則が職員全体に周知されていなかったことが原因であると考えられます。 毎週開催している室長会議や課長会議の場で、会計規則等で見落としやすいことや間違いやすい事例等を紹介し、職員全体に周知し再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果 職員間同士で確認するなど、チェック体制が強化されてきました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も引き続き、室長会議、課長会議等で事例等を紹介し、職員全体に浸透させ、事務処理の誤りをなくすよう職員間でのチェック体制の強化を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(9) 【庁舎清掃管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格調書が作成されていなかった。 <p style="text-align: right;">(中央家畜保健衛生所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 電子入札システムで入札を実施した例であるが、担当者が規則の変更気付かず予定価格調書を作成してなかった。決裁の際に、チェックを複数人で行い、間違いのないように努めました。</p> <p>2 取組の成果 平成 23 年度の入札に関しては、現在のところ適正に実施されております。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も、入札の決裁の際のチェックを複数人で行うなど、間違いのないように努めていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(10) 【一般廃棄物収集運搬業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺いに係る起案文書が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 <p>(11) 【保安警備管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 <p style="text-align: right;">(紀州家畜保健衛生所)</p>
講じた措置
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(10) 【一般廃棄物収集運搬業務】</p> <p>ワープロで起案用紙を作成し紙決裁で処理していましたが、その後、文書登録をしていませんでした。</p> <p>今後は文書管理システムにより、起案処理することとしました。</p> <p>(11) 【保安警備管理業務】</p> <p>設計書の作成を省略し、業者からの聞き取りにより処理していましたが、今後、同様の委託契約については設計書を作成し、予定価格の根拠を明確にすることとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(10) 【一般廃棄物収集運搬業務】</p> <p>紙決裁については監査後に登録処理を行いました。</p> <p>(11) 【保安警備管理業務】</p> <p>今後、委託料については金額にかかわらず、設計書を作成することとしました。</p>
平成 24 年度以降（取組予定等）
<p>平成 24 年度以降も文書システムを利用した決裁を行うとともに、委託料をはじめ、予定価格調書の作成を要する経費については設計書を作成し、根拠を明確にいたします。</p>

<p>監査の結果（平成23年度定期監査の結果を記載）</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【長島中部2期地域用水環境整備事業 利用保全施設整備その1工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初設計時に積算単価誤りがあり、変更設計で修正していた。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">（桑名農政環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容 積算単価やリサイクル認定製品にかかるチェックリストの作成については、当初設計書作成時点で積算担当者が確認したうえで起案し、決裁者が内容を確認することとなっていますが、積算単価並びにチェックリストの確認が不十分であったことが原因です。 そのため、防止策として当初設計書作成時に複数の積算担当者が積算単価の検算を実施するとともに、決裁時においても再度検算を行いました。 また、リサイクル認定製品にかかるチェックリストについても、当初設計書作成時点で複数の積算担当者により、工事対象全製品を確認したうえで作成し、決裁時には設計書に添付されていることを確認しています。</p> <p>2 取組の成果 確認体制の強化により、工事発注後においても、積算内容等について受注者からのクレームは無く、順調に工事は進捗しています。 また、リサイクル認定製品の使用については、当初設計時点において該当製品はありませんでしたが、現場での変更工事対応時にも対象製品が該当しないかについて、複数人でチェックを行い工事を進めています。</p> <p>平成24年度以降（取組予定等） 引き続き、適正なチェック体制を確立し、再発防止に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(2) 【伊賀 2 期地区広域農道事業大内工区道路その 4 工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合評価方式技術提案履行確認協議書」について、期限内に提出されていなかった。 <p style="text-align: right;">(伊賀農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「総合評価方式技術提案履行確認協議書」は、県土整備部入札管理室・建設業室による「簡易総合評価方式の試行導入について」において、契約締結後 14 日以内に提出するものとされていますが、請負業者は、この協議書は下請け業者が決定していなければ提出できないと思い込んでいたため、本工事の契約は 9 月 8 日のところ、請負業者より 10 月 25 日に提出されたものです。</p> <p>室内課長会議等において、建設工事实施に係る各種法令等の遵守や事務処理等についての周知を図るとともに、請負業者の指導についても周知徹底し、再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>所内職員に建設工事实施に係る各種法令、規則及び通知等に基づき適正な事務処理についての周知並びに請負業者への指導も周知が図られました。</p> <p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度以降も引き続き、所属内職員、請負業者等へ各種法令、規則及び通知等の遵守を図るとともに、適正な事務処理を行うよう周知徹底を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(3) 【県営中山間（広域）紀北地区さく井工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さく井施工場所2カ所のうち1カ所における段階確認書類が作成されていなかった。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 三重県公共工事共通仕様書に記載されている段階確認について、担当職員の認識不足のため、段階確認書類の事務処理がされていませんでした。このような事案の発生を防ぐため、三重県公共工事共通仕様書の担当職員への周知徹底を図るとともに、該当する案件について確認体制を強化しました。</p> <p>2 取組の成果 三重県公共工事共通仕様書に基づき段階確認書類の事務処理を適切に実施しました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、三重県公共工事共通仕様書について、担当職員への周知を図り適切な事務処理を行うことを徹底します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 調査・設計業務委託</p> <p>(1) 【川添地区県営ふるさと農道緊急整備事業 用地測量委託】 ・変更業務計画書の提出時期が遅れていた。</p> <p>(2) 【宮川2期地区県営ふるさと農道緊急整備事業 単価契約図面作成業務委託】 ・「農道・基盤整備 図面作成作業 発注伺い」に発注理由が明記されていない。 (松阪農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 【川添地区県営ふるさと農道緊急整備事業 用地測量委託】 用地測量業務の特記仕様書には変更業務計画書等を提出する期日を定めていないこともあり、処理期間が3週間程度となっていました。 監査の結果を受け、測量設計業務等の特記仕様書に準じ、2週間以内に提出するように請負業者を指導し、事務手続きを行いました。</p> <p>(2) 【宮川2期地区県営ふるさと農道緊急整備事業 単価契約図面作成業務委託】 単価契約図面作成作業実施要領等の発注様式に発注理由等の明記がなされていないことから、今まで記述していませんでした。 平成23年8月25日付けの単価契約図面作成作業実施要領等の一部改定の通知により、9月1日以降の単価契約図面作成作業にあたり、発注目的・発注理由の明記が義務づけられました。 9月以降については、発注伺いに発注目的・発注理由を記述しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 書類の提出期日を設定したことにより、適正な事務処理が実施できました。</p> <p>(2) 単価契約図面作成作業の発注伺いにあたり、発注目的・発注理由を記述することにより、発注の透明性が確保されました。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)(2) 今後も同様の取組を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 調査・設計業務委託</p> <p>(3) 【上之庄地区 下半期単価契約農道等図面作成業務委託】</p> <p>・「農道・基盤整備 図面作成作業 発注伺い」に発注理由が明記されていなかった。 (伊賀農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>この発注伺いは、本庁農業基盤室、農山漁村室が定めた「農業農村整備関係単価契約図面作成作業（試行）」の別添様式（第 4 号）を利用しているもので、様式第 4 号には、発注理由を記載する項目がないため、今までは発注理由なしで行っていました。</p> <p>このことを受けて、室内で話し合いを行い、任意様式での発注理由を添付して決裁を受けることに変更し、所属内職員にも周知徹底を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>任意様式で発注理由を添付して事務処理を行っていましたが、農水商工部農村基盤室長から平成 23 年 10 月 11 日付け事務連絡により様式の変更について通知がありました。</p> <p>以後、この様式により発注理由を明記して行っています。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度以降も引き続き、所属内職員に適正な事務処理を行うようあらゆる機会を通じ周知徹底を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 調査・設計業務委託</p> <p>(4) 【金山南部地区畑地帯総合整備（担支）畑かん施設設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「測量・設計業務に係る配置技術者の兼務業務届出書」が提出されていなかった。 <p style="text-align: right;">（熊野農林商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当該契約にあたり「測量・設計業務に係る配置技術者の兼務業務届出書」について、契約書を受理する際に添付されていないことを確認できていませんでした。</p> <p>契約書を受理する際に関連書類の添付漏れがないかを確認するとともに、複数の職員により確認するよう内部チェック体制を充実させました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>契約書を受理する際、その他の関連書類も含めて、常に添付漏れの書類がないかを複数で確認し、不足する書類がある場合は早急に整備する体制をとることができました。</p> <p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>契約にあたっては、必要な関連書類を十分確認するとともに、内部チェック体制の充実を図りながら、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 補助金</p> <p>(1) 【漁業経営構造改善事業費補助金（平成 21 年度繰越分）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況報告書が提出されていなかった。 <p style="text-align: right;">(水産基盤室)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>水産基盤室関係（非公共）補助金等交付要領第 7 条には、「補助事業者は、規則第 10 条の規定により、補助金交付の決定に係る年度の 12 月末日現在において補助事業等実施状況報告書（様式第 13 号）を作成し、翌月の 20 日までに知事に提出するものとする。ただし、知事が定める概算払請求書をもってこれに代えることができる。」と規定されています。</p> <p>当該事業の実施状況は随時確認し、事業完了調査も実施しており、事業は適切に実施されていましたが、「補助事業等実施状況報告書」が未提出でした。</p> <p>これは、概算払請求による手続きを行う予定でしたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に起因する津波により、事業主体である三重外湾漁協の海上施設や組合員の養殖魚類等が多大な被害を受けるといふ不測の事態が発生し、事務手続きが停滞したことが原因でした。</p> <p>今後は、実施主体に補助金交付要領に従って事務手続きを行うよう説明し、再発の防止を講じます。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>事業実施主体に対して、補助金交付要領に従った適切な事務手続きについて指導することで、再発の防止を講じました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も引き続き補助金交付要領に従って適切に事業を実施するよう指導していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 旅費</p> <p>(1) 【地域活性化のための取組のベンチマーキング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 <p style="text-align: right;">(熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>地域活性化のための取組事例を調査するベンチマーキング用務に関する復命書について、用務行程にかかる時間の記載が漏れていました。</p> <p>指摘を受けたことを契機に、復命書作成に当たって業務時間を明らかにする上で、用務時間が大切な記載事項であることを所内職員に周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>復命書作成の際には、用務内容と同時に用務時間の記載、行程表などの添付など、詳細かつ必要な事項を意識して作成するようになりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>出張用務に関する復命書作成の際には、用務内容をはじめ、日程、用務時間に関する記載やその内容の分かる添付書類などにより、第三者から見ても分かりやすい文書作成に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 カ 物品等購入 (1) 年度末に集中して物品を購入していた。 (桑名農政環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度 1 実施した取組内容 最終令達予算の把握の遅れ、また 2 月中旬から 3 月上旬にかけての鳥インフルエンザに係る防疫業務に追われ、結果的に物品の購入が年度末に集中しました。 予算の節減に努めるとともに、計画的な物品購入に努めました。 2 取組の成果 1 月末で予算令達額に対する消耗品、備品の発注率は 79.8% となり、その後も年度末に向けて計画的な執行を継続しました。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等) 引き続き予算の節減を図り、計画的な物品購入に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>カ 物品等購入 (2) 年度末に集中して物品を購入していた。</p> <p style="text-align: right;">(四日市農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 平成 23 年 2 月下旬～3 月上旬に発生した高病原性鳥インフルエンザに対する防疫業務に追われ、物品購入が 3 月中旬以降に集中したことが主な原因です。 結果的に年度当初の在庫物品が多くなったことや消耗品費が約 220 万円減額されたことにより、計画的執行及び経費節減に努めました。</p> <p>2 取組の成果 消耗品費の執行状況は、内示額に対し、平成 23 年 12 月末時点では約 70%、平成 24 年 2 月末では、約 90%以上の見込です (3 月中下旬には、コピー用紙等の定例的な物品や緊急に必要なとなった物品以外は、発注しないことにしています)。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>厳しい予算状況もあり、引き続き経費節減を意識するとともに、一層の予算執行及び経理事務の適正化に努めてまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>カ 物品等購入 (3) 給油伝票（原符）の決裁を受けずに、伝票（交付用）の出納員欄に事前に押印されていたものや、伝票を交付していたものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 公用車の給油に当たり、給油伝票（交付用）の決裁を受けていないもの、決裁前の交付用伝票に出納員の押印をしたものがあったので、すぐに改善を行ったところです。 給油の際には、決裁後に給油伝票の出納員印の押印を受けるという基本的事項を遵守し、事務処理を行ってきました。</p> <p>2 取組の成果 公用車の給油時には、給油伝票による、会計規則に基づいた適切な事務処理を行うようになりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>公用車の給油時における、給油伝票の決裁など基本的な事務処理を遵守し、適切な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 組織改変以前の公印が金庫に保管されていた。</p> <p style="text-align: right;">(桑名農政環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>組織改変以前の公印廃棄を職員が失念していました。</p> <p>組織改変以前の公印を廃棄し、適正な財産管理を行うよう職員に周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>不適切な財産管理の再発防止に対する職員の認識が高まりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き適正な財産管理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(2) 県農業会議による農家向け簿記記帳講習が廃止されたが、引き続き所において実施していた講習での代金を金庫に保管していた。</p> <p style="text-align: right;">(熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県農業会議による簿記記帳講習会の講習費用および農業会議から委託された帳簿用紙の代金を徴収し、外部講師に対する費用を除いた帳簿用紙代を金庫に保管していたものですが、平成 21 年度から県農業会議による講習が廃止され、帳簿用紙は無償で譲り受けていました。そのため、保管されていた帳簿用紙代に該当する代金は、講習会に参加された農業者の方に、事情を説明のうえ返還いたしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>事情を説明したうえで、該当する農業者の方に代金を返還したことにより、当所金庫において保管している現金がなくなりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>簿記記帳講習会を実施する時の税理士など外部講師を依頼する場合には、農業者と外部講師の間で直接金銭のやり取りを行うものとし、当事務所としては関与をしないことといたします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(3) 医薬用外劇物の保管管理について、毒物及び劇物取締法に基づく盗難防止等の措置が、適切におこなわれていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(紀州家畜保健衛生所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当所では、試験・検査業務に使用するため、毒物、劇物を使用、保管しています。これらは専用の薬品庫（鋼鉄製書庫）で保管していますが、部屋の施錠のみで薬品庫の施錠はありませんでした。また薬品庫本体に「薬品庫」と表示するのみで、「医薬用外劇物」の表示をしていませんでした。</p> <p>薬品庫（鋼鉄製書庫）に鍵を取り付け、薬品庫本体に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」を表示しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>薬品庫（鋼鉄製書庫）に鍵を取り付け、常時施錠することにより、毒物、劇物の適正な管理が図られるようになりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度以降も、毒物、劇物は「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示をした薬品庫に、施錠して保管します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 携帯電話の亡失（取得価格 4,515 円）</p> <p style="text-align: right;">（桑名農政環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>現場の遊水地付近にて監督業務を行っていたところ、誤って当該遊水地に携帯電話を落下させ亡失しました。</p> <p>携帯電話には落下防止ストラップのクリップを使用し、県有財産の適正な運用管理を徹底して行うよう職員に周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>物品管理について責任と自覚が再認識され、職員の意識の高揚が図られました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き県有財産の適正な管理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(2) 携帯電話の損傷（修理代 45,000 円）</p> <p>(3) デジタルカメラの損傷（取得価格 40,845 円）</p> <p style="text-align: right;">（熊野農林商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>携帯電話、デジタルカメラの損傷については、みかん園地巡回調査の際に、悪天候時の使用で電源が入らなくなり故障させてしまったものです。</p> <p>携帯電話、デジタルカメラなど、県有備品の取り扱いについては、常に細心の注意を払い、貴重な県有財産であることを認識のうえ使用するよう周知いたしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県有備品の使用について、細心の注意を払うよう、機会あるごとに周知を行った結果、県有財産であることの意識高揚が図られました。</p> <p>しかしながら、平成 23 年度において、現時点で 4 件の備品損傷が発生しておりますので、なお一層の取組みを行っていきます。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>県有備品を使用する際には、貴重な県の財産であることの認識を持ち、使用にあたっては、損傷しないように細心の注意を払うこと、また、県有自動車を使用する場合には、安全運転及び道路環境に応じた十分な安全確認を行うことを、引き続き、周知徹底していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(4) 携帯電話の損傷（修理代 16,800 円）</p> <p style="text-align: right;">（南勢家畜保健衛生所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>南伊勢町での鳥インフルエンザ発生に伴い、松阪市内において防疫作業資材を緊急調達していたところ、着信があり作業服胸ポケットから取り出す際、大量の資材を手を持っていたため誤って携帯電話を落としてしまい、通話不能となってしまいました。</p> <p>非常事態の防疫作業中でも冷静かつ慎重な取扱をするとともに、落下防止ストラップのクリップを作業服に留めて使用することとし、落下防止を防ぐよう職員に周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>物品の適正管理に努め、金品亡失は発生していません。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後とも、物品の適正管理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(5) パソコンの損傷（修理代 65,100 円）</p> <p style="text-align: right;">（工業研究所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当該案件は職員が離席する際、一人一台パソコンのキーボード上に書類を挟んだままディスプレイを閉じたことにより液晶部を損傷したものです。その後、各課・室ごとに所内会計担当者による会計事務講座を実施し、県有物品の保管、使用に際しての注意義務等を周知しました。</p> <p>また、金品亡失を防ぐための検討を各課ごとに行い、パソコン機器の損傷を防ぐ方策として、不必要な書類を机上に置かないこと、長時間離席の際のパソコンの蓋閉じ励行、原則として飲食物を机上に置かないことなどを申し合わせました</p> <p>なお、公用車使用時の事故や損傷を防ぐ具体的な方策についても話し合い、可能な限り公共交通機関を利用すること、時間的な余裕を持って出発すること、駐車場における同乗者の誘導実施等について申し合わせました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>これらの取り組みにより、平成 23 年度において金品亡失は発生していません。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度以降においても同様の講座や検討の場を定期的に設け、引き続き所内職員の啓発に努めてまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(6) 動力粉砕草刈機の損傷（取得価格 341,250 円）</p> <p style="text-align: right;">（農業研究所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年 6 月 17 日農業研究所職員が動力式粉砕草刈機で除草作業中、草刈機のエンジン付近から出火し草刈機本体が損傷しました。</p> <p>このため、直ちに以下の項目についての取組を行いました。</p> <p>(1) 研究所で使用している全ての作業機器について一斉点検の実施と不具合箇所の修理見込みの報告。</p> <p>(2) 原因を究明するため、製造メーカー及び販売メーカーに対し現地調査の実施を依頼。</p> <p>(3) 再発防止のための安全作業マニュアルの検討。</p> <p>その結果</p> <p>(1) 事故の再発防止として今後作業機器の使用に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業前の始業点検を確実に実施する。 ・機器に不具合があった場合は、取扱説明書等に基づき原因の調査・機器の調整を行う。 ・調整を行っても修理が必要な場合には、上司に報告する。 ・修理が必要と判断した時は機器の使用を取り止め、企画調整課と修理内容について協議する。 <p>以上について各課・室に徹底いたしました。</p> <p>(2) 事故原因についてはメーカーの現地調査の結果、当該機器が購入後 7 年経過し使用頻度も高く老朽劣化によるマフラー部分の損傷が原因であることが判明したため、職員に過失は認められず、またメーカー側にも責任を問うことはできないと判断しました。</p> <p>なおメーカーに対しては、今回の調査結果をユーザーがより安全かつ安心して作業に当たれるように今後の製品開発や製品改良に役立てて頂くよう申し入れを行いました。</p> <p>(3) 職員の労働災害防止のため「機械作業等の実施に当たっての安全基本マニュアル 10 か条」及び「始業点検項目」を定め、各作業所等に掲示することにより事故の防止に努めることにいたしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>始業点検の励行や修理箇所の報告、安全基本マニュアルの職員への徹底により、その後事故（金品亡失）は発生しておりません。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>始業点検など事故防止に向けた取組を平成 24 年度以降も継続して実施します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(7) パソコンの損傷（修理代 106,050 円）</p> <p style="text-align: right;">（農業研究所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>紀南果樹研究室で平成 22 年 12 月に執務机でこぼれたお茶がパソコンの底から内部に染みこみ、パソコンを損傷したことから、直ちに執務机ではお茶等を飲まないことしました。</p> <p>23 年度は、その申し合わせを引き続き実施し、更に職場内の話し合い（平成 23 年 10 月 5 日）により、未然に防止する方法を提案し合い、より一層の対策を進めました。</p> <p>話し合いによる提案内容</p> <p>(1) 飲み物はパソコンの置いていない場所（給湯室、パソコンのない事務室）で飲む。</p> <p>(2) 休憩時間を 10:00、15:00 等と決めて、その時間に飲む。</p> <p>(3) 普段から机の上を片づけておく。</p> <p>(4) 場内では雨漏りが発生するので、予め雨漏りの恐れのある場所近くには精密機器を置かない。</p> <p>農業研究所のそれぞれの課・室においてもパソコン機器の損傷を防ぐために話し合いを行い、話し合った様々な内容を一覧にして配布し、他の課・室で出た意見も参考にして、一層事故防止に努めるよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>昨年からの申し合わせ及び上記の話し合い提案内容を実施することにより、危機管理意識の職員への徹底が図られ、その後金品亡失は発生していません。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き金品亡失対策を平成 24 年度以降も継続して実施します。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 公共用地の未登記

- (1) 過年度に取得した公共用地の未登記案件の把握漏れが判明したことから、平成 21 年度末より大幅に増加し、143,024.03 m²、941 筆あるので、未登記案件の正確な把握と、計画的かつ早急な解消を進められたい。

別表（事務所別の未登記処理状況）

（単位：m²）

	21 年度末未登記		把握漏れ分		22 年度中処理分		22 年度末未登記	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積 (m ²)
桑 名	6	1,659.33					6	1,659.33
四日市	37	15,474.59			5	273.79	32	15,200.80
津	19	3,146.01					19	3,146.01
松 阪	82	16,564.68					82	16,564.68
伊 勢	297	52,752.36	135	50,474.85	15	5,896.22	417	97,330.99
伊 賀	328	4,400.24	52	3,731.53	7	196.01	373	7,935.76
熊 野	12	1,186.46					12	1,186.46
計	781	95,183.67	187	54,206.38	27	6,366.02	941	143,024.03

（農業基盤整備分野）

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

- (1) 用地担当課長会議を平成 23 年 5 月 9 日に開催し、「未登記解消第 7 次 5 ヶ年計画」の進捗状況について協議しました。
- (2) 伊賀の事務所で未登記カルテの作成もれが発見されたので、各地域機関に未登記把握を指示しました。
- (3) 平成 23 年 10 月に地域機関において、未登記カルテをもとに、未登記案件の把握と解消方向について協議しました。
- (4) 用地担当課長会議を平成 23 年 11 月 10 日に開催し、「未登記解消第 8 次 5 ヶ年計画」について協議し、各事務所において、「未登記解消第 8 次 5 ヶ年計画」を策定しました。

2 取組の成果

- (1) 「未登記解消第 8 次 5 ヶ年計画(案)」を策定しました。
- (2) 平成 23 年度は、40 件を処理しました。
- (3) 第 7 次 5 ヶ年計画の処理目標である 215 件に対して 246 件を処理しました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

再測量や登記のための予算確保が必要ですが、「未登記解消第 8 次 5 ヶ年計画」に基づき、解消に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 貸付金の執行状況</p> <p>(1) 就農施設等資金貸付事務の委託に関する契約において、個人情報の保護に関する規定が明記されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 24 年度からは、契約内容の見直しと合わせて、個人情報の保護に関する規定を明記することとし、相手先と内容について検討しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記取組みにより、職員の意識が向上し、適切な事務処理が行えるようになりました。</p> <hr/> <p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>「三重県個人情報取扱事務委託基準」に基づき、適切な措置に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 市町営漁村再生事業費補助金の概算払において、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>請求金額を見誤り、60,000 円過払いしてしまったものです。</p> <p>支出命令等書類の審査にあたっては、出納員のほか、書類作成担当者以外の職員も書類をチェックするなど、複数体制による審査の徹底を図りました。</p> <p>上記取組により、その後は、過払いによる歳出戻入は生じていません。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>この結果、適正な事務処理が図られるようになりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き適正な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 地域機関における嘱託員への人件費の支払いについて、報酬で予算措置をすべきところ誤って賃金で予算措置をしていた。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
講じた措置
<p>平成 23 年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年度当初予算に計上した緊急雇用事業においては、雇用者は業務補助職員であったため、賃金で予算を組み令達しました。6 月補正において予算計上した別の緊急雇用事業では、雇用者は特別非常勤嘱託員であった。本来給料は報酬で支払うべきでしたが、誤って賃金で予算を組み令達してしまいました。</p> <p>決算の内容を正しいものとするため、賃金から報酬への予算流用及び支出更正を行いました。このような間違いを避けるため、以下の取り組みをしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算計上時に特別職非常勤嘱託員の給料は、報酬で支払うことを確認する。 ・ 関係部署（家畜保健衛生所）に嘱託員の給料は賃金ではなく報酬であることを周知徹底する。 ・ 本庁と地域機関でダブルチェックすることにより処理誤りを防止する。 <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度に 6 月補正で予算計上した緊急雇用事業では、以下により適正な事務処理ができるようになりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の例を踏まえ予算作成時に給料は報酬として積算しました。 ・ 雇用先の南勢家畜保健衛生所にも、支払いは報酬であることを周知し適正に執行しました。
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p>
<p>平成 24 年度も緊急雇用事業を継続し、特別職非常勤嘱託員の雇用を予定しているため引き続き適正な執行を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算作成時に給料は報酬として積算しました。 ・ 雇用先の家畜保健衛生所に対して、支払いは報酬であることを周知し適正に執行させます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(3) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。 (桑名農政環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年度自己検査における物品照合の結果について、財務会計システムに登録を行いました。平成 23 年度より自己検査の見直し簡素化により、物品照合の結果の財務会計システム登録事務は省略されましたが、自己検査等事務管理について適正な事務処理を行うよう職員に周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>不適切な事務管理の再発防止に対する職員の認識が高まりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(4) 旅費の支給誤りにより、歳出戻入を行っていた。</p> <p>(5) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった (四日市農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(4) 当該職員は通勤手当を回数券で支給されていますが、通勤手当の区間を超過して旅行したケースにおいて、調整方法を誤ったため、戻入を行ったものです。具体的には、 (正) 出発地から目的地までの運賃から、回数券券面の金額を差し引いた金額を支給 (誤) 通勤手当支給区間以外の区間に通常運賃を支給 再発を防ぐため、職員に対して旅費精算時に通勤手当や経路の確認を慎重に行うよう周知しました。</p> <p>(5) 不定期に行われる農業用務や林業用務の大量に発送を必要とする通知や募集に対応するため抱えていた在庫であるがその都度、発送直前に購入するなど在庫が過剰にならないよう管理を徹底する等の対策をとりました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(4) 平成 23 年 1 月末現在、職員の請求誤りによる歳出戻入は 0 件です。</p> <p>(5) 適正な購入、在庫管理を行い、過剰な在庫がなくなりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(4) 平成 22 年度から職員自らが総務事務システムを用いて旅費精算を行うことになり、操作に慣れていない職員による精算誤りが今後も起こることが予想されることから、引き続き、職員に旅費精算を慎重に行うよう周知を図っていきます。</p> <p>(5) 適正な予算執行に努めるとともに、郵券証紙類の在庫管理を徹底します。</p>

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (6) 口蹄疫緊急防疫対策臨時交付金の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 <p style="text-align: right;">(伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 請求金額の見誤りがないよう、複数職員による審査の徹底を図りました。 上記取組みにより、その後は過払いによる歳出戻入は生じていません。 2 取組の成果 この結果、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(7) 通信運搬費等の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (伊賀農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 郵便事業株式会社から伊賀農林商工環境事務所あて 6 月分後納郵便に係る請求 26,580 円があり、伊賀農林商工環境事務所予算で伊賀県民センターにおいて定例払支出負担行為兼支出命令を行いました。同時に、郵便事業株式会社から伊賀県民センター(旅券コーナー分)あて 6 月分後納郵便に係る請求 17,050 円があり、当該請求について定例払通帳からの引き落としをやめ、振込書払いを依頼しました。 ところが、後日、誤って定例払通帳から 17,050 円の自動引き落としがされ、正しく処理した伊賀農林商工環境事務所分の支払いについては、定例払通帳の残額が足りないために引き落としがされず、やむを得ず歳出戻入しました。 伊賀農林商工環境事務所の支出は、正規に処理したのにもかかわらず、郵便事業株式会社の処理ミスによって生じたものでありますが、今後このような誤りが生じないようにするため、定例払支出負担行為兼支出命令を取りやめ、振込書払いとしました。</p> <p>2 取組の成果 以後、事務処理誤りによる歳出戻入は発生していません。</p> <p>平成 24 年度以降 (取組予定等) 今後も適正な事務処理を行うため、支払処理前の連絡体制の強化に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(8) ガソリン代の支払いにおいて事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 支払い事務処理の際、請求金額と支出科目内訳合計との照合確認が不十分であったため、支払額の誤りによる歳出戻入が生じました。 このような基本的な誤りのないよう、起案時の点検、決裁、支払確定前の点検など、複数職員による確認を行ってきました。</p> <p>2 取組の成果 事務処理誤りを事前に発見、防止する観点から、複数職員による確認体制の徹底を図ることにより適正な事務処理ができるようになりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>支払い事務処理の際は、請求書類・内訳書等と支出書類の金額を十分照合・確認するとともに、複数職員での確認により誤りのないよう、引き続き、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(9) 消耗品費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (中央家畜保健衛生所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 請求書の数字の見誤りにより戻入が発生しました。 支出命令の決裁の際に、金額と債権者のチェックを複数人で行い、間違いのないように努めました。</p> <p>2 取組の成果 平成 23 年度の支出においては、現在のところ戻入の発生はありません。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も、支出命令の決裁の際のチェックを複数人で行うなど、間違いのないように努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(10) 光熱水費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (南勢家畜保健衛生所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>水道料金の支出において金額を誤って入力してしまい定例払い資金前渡受者口座からの引き落としが不能となってしまいました。口座から戻入処理をし、払込書により納付をしました。</p> <p>このようなことのないよう、決裁過程におけるチェック体制の徹底について再度確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>会計事務処理にあたって、チェック機能・意識が高まり、適正な事務処理が行われるようになりました。</p> <p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>会計事務処理の誤りを未然に防止するため、より一層確実・適正な事務を行うよう努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(11) 消耗品費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">(農業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>財務会計システムで出力した支出負担行為整理兼支出命令書を誤って不要書類の中に入れてしまったため、未入力であると勘違いし、再度支出負担行為整理兼支出命令書を作成した。作成された支出負担行為整理兼支出命令書 2 件（同一のもの）に対して、支出登録を行ってしまったことから、次のとおり防止対策を徹底することとしました。</p> <p>(1) 支出負担行為整理兼支出命令書を出力したら請求書と離さないで保管・保存する。支出負担行為整理兼支出命令書に間違いを発見した場合は、取り消しを確実に行ってから、再度入力・出力の作業を行う。</p> <p>(2) 出納員は支出審査確認システムにおいて、該当する決議番号を確実に確認した上で登録する。</p> <p>(3) これまで作成してきた同一債権者・同一金額の支出のリスト作成は引き続き実施し、確実に二重払いについて確認を行う。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>防止対策の職員への徹底により、今回の事例にあるような職員の不注意による歳出戻入については、それ以降発生していません。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>防止対策を平成 24 年度以降も継続して実施します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(12) 通信運搬費、手数料、燃料費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (水産研究所)</p>						
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取り組み内容</p> <p>金額他審査確認を徹底し、誤りがないよう実施しました。</p> <table border="0"> <tr> <td>① 通信運搬費浜島 9 月分電話代金の支払日誤りによるもの</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>② 翻訳手数料の消費税額請求誤りによるもの</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>③ 暖房用灯油の重複請求によるもの</td> <td>1 件</td> </tr> </table> <p>2 取組の成果</p> <p>審査確認を充実した結果、歳出戻入の件数が減少しました。</p>	① 通信運搬費浜島 9 月分電話代金の支払日誤りによるもの	1 件	② 翻訳手数料の消費税額請求誤りによるもの	1 件	③ 暖房用灯油の重複請求によるもの	1 件
① 通信運搬費浜島 9 月分電話代金の支払日誤りによるもの	1 件					
② 翻訳手数料の消費税額請求誤りによるもの	1 件					
③ 暖房用灯油の重複請求によるもの	1 件					
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き適正な事務処理を行うよう努めていきます。</p>						

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故（廃車 取得価格 1,350,000 円）</p> <p style="text-align: right;">（農業基盤整備分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 出張中、天候が急変し雪が降り注ぎ、瞬間間に道路等に積もりだしたため、このまま目的地まで走行することは危険であると判断し、県庁に戻るためUターンしようとブレーキを踏んだところ公用車がスリップし、公用車を損傷させた自損事故です。 発生防止のため、運転手に対して、雪等の悪天時にやむを得ず車で出張する場合は、タイヤ等の状況も事前に確認し、安全運転を常に心がけること、また、県有財産の適正な管理意識の高揚を図ること等を指導しました。 あわせて、室内各職員に対しても、同様の対応をするよう注意喚起するとともに、室会議の危機管理対策研修においても再度周知徹底いたしました。</p> <p>2 取組の成果 取組を徹底したところ、職員の安全運転に対する意識が高揚するとともに、県有財産の適正な管理についても、再認識することができました。 これにより、平成 23 年度において、公用車における事故はなく、今後も引き続き交通事故防止の注意喚起を行なっていきます。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き機会あるごとに注意喚起を行なうとともに、今後は、「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全、事故防止への危機意識を高め、県有財産の管理意識の高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(2) 自損事故（物損額：県 132,909 円）</p> <p style="text-align: right;">（水産振興分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年 8 月 12 日 16 時過ぎ、水産資源室の職員が志摩市内に出張し、帰庁するため公用車を運転中、志摩市磯部町内で路面が濡れていたため、カーブでスリップし、公用車の右前部、右後部をガードレールにぶつけて、その後、溝に突っ込み、車体を損傷しました。</p> <p>事故は故意によるものではなく、前方の路面が濡れていることに気づくのが遅れたことによるものと考えられます。</p> <p>この事故を受けて、室会議において、公用車運転時に注意すべきことについて、意見交換を行いました。</p> <p>意見交換では、①時間に余裕を見て出発する。②出発前にシートやミラーの調整をする。③行き慣れない場所への出張時には事前に道順の確認をしておく。④県庁の駐車場は狭いので、車庫出し、車庫入れ時には注意する。（同乗者がいる場合は確認をお願いします。）⑤夕方は早めにライトを点灯する。⑥運転速度を守り、カーブでは減速する。等の意見が出されました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>意見交換により、室員各自ではそれまで気づかなかった点、意識として希薄であった点について安全運転に対する意識が高まりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も室会議において、職員の交通安全意識及び県有財産管理意識を向上させることにより、交通事故発生の防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 自損事故（物損額：県 24,990 円）</p> <p style="text-align: right;">（商工・科学技術振興分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 公用車から荷物を降ろすため、三重県庁駐車場内にあるタクシー乗り場にバックで駐車していたところ、タクシー乗り場の表示看板に衝突し、公用車の右後方バンパーが一部破損しました。公用車の後部に荷物を積載していたことから後方に死角が発生したため、後進時における運転者の後方確認が不十分であったことにより衝突が発生したものです。 発生防止のため、運転手に対しては、より慎重な運転を心がけ、駐車時には同乗者による誘導を行うか、同乗者がいない場合には、運転者が一度降車して駐車位置及び付近の確認を行うよう指導しました。あわせて、室内各員に対しても、同様の対応を行うよう注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果 所属職員の交通安全に対する意識が高揚し、慎重な運転を心がけるようになりました。また、県有財産の適正な管理についても再認識することができました。 これにより、不注意による自損事故は発生していません。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も、所属のミーティング等において継続して指導及び注意喚起を行うことにより、職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(4) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （損害額：県 107,566 円・相手 160,000 円）</p> <p>(5) 物損事故（負担割合：相手方不明のため、負担割合不明） （損害額：県 31,731 円）</p> <p>(6) 物損事故（負担割合：相手方不明のため、負担割合不明） （損害額：県 31,500 円）</p> <p style="text-align: right;">（桑名農政環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(4) 現場へ向かうため、公用車で庁舎敷地から市道に出て走行直後、右方向から走行してきた普通自動車と接触し、公用車右前部を破損しました。</p> <p>(5) 現場立会を終え公用車にて事務所へ戻る途中、国道 23 号走行車線を走行中に、後方より追越車線を走行してきた大型トラックが当方車両直前で急に走行車線に車線変更を行ったため、当方車両運転席側フェンダーミラー及びフロント部に損傷を受けました。なお、大型トラックは停車せず走り去りました。</p> <p>(6) 公用車にて出張先へ走行中、交差点にさしかかった時、右折レーンで停止していたトラックが発進した瞬間、公用車の運転席側ガラスがパンという音とともに全部破損しました。飛び石による破損と思われますが、トラックは停車せず走り去り、因果関係は明らかではありません。</p> <p>職員に対し、所内会議で交通事故防止、公用車の適正な運用管理を徹底して行うよう周知しました。また、桑名県民センター主催の交通安全研修会、「無事故・無違反チャレンジ 123」の参加により、交通安全意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>交通安全意識及び県有財産の適正な管理について再認識し、職員の意識の高揚が図られました。しかしながら、平成 23 年度については公用車の交通事故が 2 件発生しており、なお一層の交通安全の取組を強化していきます。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、交通安全研修、「無事故・無違反チャレンジ 123」に参加し、交通事故防止、県有財産の適正な管理について、職員の意識の高揚を図っていきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(7) 自損事故（損害額：県 40,950 円）

(8) 自損事故（損害額：県 98,175 円）

(9) 自損事故（損害額：県 28,413 円）

(10) 物損事故（負担割合：県 80%・相手 20%）
（物損額：県 100,380 円・相手 39,816 円）

（津農林水産商工環境事務所）

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

- (1) 職員の交通事故については、公用・私用を問わず事故の根絶に取組むべきこととして「室長会議」において再三に渡り意識改革及び意識醸成を呼びかける等、事務所全体で取組みました。
- (2) 庁舎で開催された津地域職員交通安全研修に全職員を積極的に参加させ、交通安全教育を徹底し交通事故の根絶に努めました。
なお、当該研修は、これまで当事務所単独で開催していましたが、交通安全は部署を問わず共通の問題であることから、庁舎全体で取り組むよう働きかけ、津地域職員交通安全研修として実施されました。
- (3) 交通マナーや交通安全意識の高揚を図るため、三重県交通安全研修センターでの、交通安全研修に 6 回延べ 21 名が参加しました。
- (4) 職員相互が安全運転を呼びかけながら取り組む「無事故・無違反チャレンジ 123」へ、11 チーム（延べ 33 名）が参加しました。

2 取組の成果

研修会等への参加や機会あるごとに注意喚起することにより、交通安全意識の高揚が図られました。また、県有財産の適正な管理についても意識付けができました。

しかしながら、平成 23 年度において、当事務所職員の責任に起因する公用車の事故が 2 件発生しており、引き続き交通安全、交通事故防止に関して、今後なお一層取組を強化していく必要があります。

平成 24 年度以降（取組予定等）

平成 24 年度以降においても、交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の安全意識と県有財産の管理意識の高揚に取り組めます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(11) 自損事故（物損額：44,100円） (12) 自損事故（物損額：46,116円） (13) 物損事故（負担割合：県100%） （物損額：県135,450円・相手98,460円）</p> <p style="text-align: right;">（伊勢農林水産商工環境事務所）</p>
講じた措置
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(11) 自損事故（物損額：44,100円） 出張先からの帰路、右カーブでハンドル操作を誤り、右後席のドアを石垣に接触しました。</p> <p>(12) 自損事故（物損額：46,116円） 出張先からの帰路、方向転換中のバックで、後方確認を怠り、電柱に接触しました。</p> <p>(13) 物損事故（負担割合：県100%）（物損額：県135,450円・相手98,460円） 庁舎内公用車指定保管場所に移動中の庁舎内通路にて、来庁者車両との接触事故を起こしました。</p> <p>それぞれ、直ちに本人及び上司である室長、課長に厳重に注意するとともに、伊勢県民センター主催の交通安全講習会に事故を起こした職員を含め参加させ、職員の県有財産の管理や責任の明確化について意識付けを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>公用車の損傷防止のため次の取組をいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も交通安全意識の高揚を図るため、交通事故、公用車の損傷等ないよう室長会議（週1回）、課長会議（月1回）を通じて周知徹底を図ります。 ・ 実技形式・講義形式の交通安全研修に職員を積極的に参加させ、公用車利用頻度の高い職員の意識高揚を図ります。 ・ 各室各課においては、毎週行うグループミーティングの場で交通安全について話し合いを行うなど、日常の声かけを徹底することにより、交通安全意識を高める努力を続けていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(14) 自損事故（損害額：県 6,489 円）</p> <p style="text-align: right;">（伊賀農林商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 公用車で工事完成検査のため現場へ向かう途中、集落内の狭い三叉路で左折しようとしたところ、民家のブロック塀に右後部があたりテールランプを破損したものです。</p> <p>交通安全意識並びに県有財産の管理意識を高めるため、公用車等で出張の際には、職員間での「気をつけて」等の声かけ、複数で行く場合は、狭い道等で遭遇した時には、運転手以外の者が誘導するなど、職員の意識向上を図るよう室長会議、課長会議など機会あるごとに注意喚起をいたしました。</p> <p>また、庁舎内において開催される交通安全研修会への全職員を積極的に参加させるとともに、「無事故・無違反チャレンジ 123」事業への全職員参加の働きかけを行いました。</p> <p>さらに、運転免許センターが実施する交通安全研修（体験乗車等）に、事務所内各室から 8 名を参加させ更なる交通安全意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果 機会あるごとに注意喚起をするとともに、研修会等へ参加し、交通安全意識の高揚を図ることができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>継続して取組むことが必要であるため、引き続き、飲酒運転防止、交通事故防止、法令遵守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修、チャレンジ 123 等への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(15) 自損事故（物損額：県 168,882 円） (16) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円・相手 88,095 円）</p> <p style="text-align: right;">（尾鷲農林水産商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(15) 今回の事故は、車庫から公用車をバックで出車させようとしたところ、右後方の確認が不十分であったために、車庫のH鋼柱に後部を接触させ公用車を破損したものです。 当該職員には、安全運転を徹底し、県有財産の適正な管理に努めるよう指導するとともに、室長会議において定期的に注意喚起を行いました。また、「無事故・無違反チャレンジ 123」事業へ参加をし、職員への交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。</p> <p>(16) 今回の事故は、追い越し車線を走行中に、右折車があり停車して待っていたところ、後続の車が走行車線に進路変更を行ったので、続いて進路変更を行ったが、後方確認が不十分であったため、後方から走行車線を走ってきた相手方車両の右後方部に接触をしたものです。 当該職員には、安全運転を徹底し、県有財産の適正な管理に努めるよう指導するとともに、室長会議において定期的に注意喚起を行いました。また、「無事故・無違反チャレンジ 123」事業へ参加をし、職員への交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果 「無事故・無違反チャレンジ 123」事業への参加及び機会あるごとの注意喚起を行ったことにより、交通安全意識の高揚が図られました。</p> <p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も、継続して機会あるごとの注意喚起を行うとともに、交通安全研修、「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加を働きかけ、交通安全意識と県有財産の管理意識の高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(17) 自損事故（物損額：県 10,500 円） (18) 自損事故（物損額：県 73,500 円）</p> <p style="text-align: right;">（熊野農林商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(17) (18) 鳥インフルエンザ発生対応時の慣れない現場での接触事故があったものの、事故を起こした原因はいずれも、軽微な運転誤りによるものであり、少し安全運転を意識することで防ぐことができた事故でした。</p> <p>公用車などによる出張の際は、交通事故を起こさないよう十分に安全運転に努めるとともに、幅員の狭い道路などを走行する場合や用務先での駐車場の出入りでの安全確認を十分行い、細心の注意を払い運転するよう、周知徹底しました。</p> <p>すべての公用車のダッシュボード付近に安全運転を呼びかけるステッカーを貼付するとともに、所属庁舎で開催される交通安全運転講習会には原則全職員参加とし、また、所長の率先実行取組みの一環として「無事故・無違反チャレンジ 123」事業にほとんどの職員が参加するよう働きかけを行い（13 チーム参加）、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>このように各種取組を行った結果、職員の交通安全意識及び、県有財産の管理意識の高揚を図ることができました。</p> <p>しかしながら、平成 23 年度において、現時点で 2 件の事故が発生しておりますので、なお一層の取組みを行っていきます。</p> <p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>公用車等による交通事故を起こさないよう、機会あるごとに職員に対し呼びかけるとともに、交通安全研修への積極的な参加を働きかけるなど、交通安全意識の高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(19) 人身事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 105,178 円・相手 545,300 円） （治療費等：相手 178,655 円）</p> <p style="text-align: right;">（紀州家畜保健衛生所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 公用車で北進中に不注意によりセンターラインを飛び出し、南下してきた相手方の自動車と接触し、双方の車両の前部が破損しました。県側に人的損害はなく、当初は相手方も物損のみと警察署へ報告していましたが、後に首等に痛みを覚えるとの訴えがあり治療しました。なお、物損、人身とも示談が成立しました。 毎月、職場内で交通事故防止を注意喚起するとともに、車で出張する場合は、特に安全運転を心がけるよう、毎朝のミーティングで職員に確認することとしました。</p> <p>2 取組の成果 取組みを徹底したところ、平成 23 年度は事故もなく、職員の交通安全に対する意識も向上しました。 また、県有財産の適正な管理についての意識の高揚も図ることができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も、健康管理、安全運転に努め、無事故で業務を遂行できるよう、職員に対して注意喚起を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(20) 自損事故（物損額：県 201,326 円）</p> <p style="text-align: right;">（工業研究所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 当該案件は出張から帰庁した職員が、公用車車庫への入庫の際、目測を誤り車庫の支柱に車両左前部を衝突させ損傷させたものです。当該職員には厳重に注意を行い、その後所内の比較的最近任用された若手職員や事故経験がある職員等を対象に、三重県交通安全研修センターにおいて体験型の交通安全研修を実施しました。 また、本件事故発生の間接原因として、車庫前の通路（構内）に職員車両が駐車されていたことも一因と考えられたので、車庫付近通路への職員車両の駐車を禁止し、排水溝の蓋が未設置であった箇所に蓋を設置して車庫入れが容易になるよう改善しました。</p> <p>2 取組の成果 職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理についての意識の高揚が図られました。 当該案件以降、公用車による交通事故は自損、人身とも発生していません。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度においても再発防止のため同様の研修等を実施し、引き続き所内職員の交通安全意識の高揚に努めてまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(21) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額：県 廃車（取得価格 700,000 円）・相手 107,566 円） （中央農業改良普及センター）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 職員が優先道路を走行中に、右方向から走向してきた相手方車両と接触したものです。 この事故を受けて、全員会議で、交通事故防止について、注意喚起を行いました。 また、松阪県民センター主催の交通安全研修会、「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加により、交通安全意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果 職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理について、再認識し、意識の高揚が図られました。</p> <p>平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き、交通安全研修会、「無事故・無違反チャレンジ 123」に積極的に参加し、職員の交通事故防止及び県有財産管理の意識高揚を図っていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 特別会計の処理状況</p> <p>沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計。</p> <p>(1) 多額の資金が有効活用されないまま翌年度に繰り越されている。</p> <p>平成 23 年 1 月末に国が策定した「沿岸漁業改善資金の適正規模及び国への納付等にかかる基準」に基づき、平成 23 年度から 27 年度までの収支計画を策定したところであるので、今後も引き続き、国の基準に基づき計画の見直しを行い、資金規模の適正化に努められたい。</p> <p>また、貸付財源の有効活用を図るため、資金制度の周知を一層図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
講じた措置
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 20 年のリーマンショックによる景気後退に伴い資金需要が急速に落ち込んだ結果、平成 22 年度末で貸付財源として 3 億 9,135 万円が翌年度に繰り越されています。</p> <p>資金規模については、引き続き国の基準に基づき年 1 回収支計画の見直しを行い、規模の適正化について検討しました。また、貸付財源の有効利用を図るため、水産業普及指導員等と連携しながら沿岸漁業者や漁業協同組合等に対し説明会の開催やパンフレットの配布などを通じ、資金制度の一層の周知を図り、資金需要の掘り起こしに努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度は、貸付対象機器や貸付限度額の見直し等もあり、融資額は 5,378 万円（11 件）となりました。昨年度と比較して 3,014 万円増加していますが、償還金収入との差額があることから繰越金については依然として増加傾向にあります。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>国の基準に基づき算定された資金規模について検討を行った結果、平成 24 年度においては、国への納付 1 億 5,634 万円と一般会計への繰出し 7,817 万円、合わせて 2 億 3,451 万円を返納する予定です。</p> <p>また、貸付財源の有効活用を図るため、水産業普及指導員等と連携しながら沿岸漁業者や漁業協同組合等に対して資金制度のさらなる周知を図るなど、資金需要の掘り起こしに努めるとともに、今後も引き続き、国の基準に基づき適正な資金規模について検討を行ってまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見 (7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在で 36 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>各法人の移行の方向性や事務の進捗状況を確認するとともに、法人の質問及び申請書類の確認依頼に対し、面談、電話及びメール等により随時相談に応じ、各法人が円滑に移行を行えるよう支援しました。</p> <p>また、検査等で法人を訪問した際において、移行についての必要な事務手続き等の説明を行い、法人が移行期限を認識しつつ、円滑な移行に向けて、早めに準備を進めるように促しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>現在、未移行は 37 法人（平成 24 年 1 月 10 日で 1 法人が国から移管）であり、うち 9 法人については、下記の移行状況のとおり、移行済または移行手続きを行っています。</p> <p>また、残りの 28 法人について、移行の方向性が固まっている法人は、平成 24 年度中の移行申請に向けて新定款案を作成するなど準備を進めており、また他の法人についても、早めに移行の方向性を固め、移行準備に着手するよう周知しました。</p> <p>(移行状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行済…1 法人（公益 1） ・ 平成 24 年 4 月 1 日移行予定（審査会の答申済み）…3 法人（公益 3） ・ 平成 24 年 4 月 1 日移行予定（平成 23 年度中に審査会に諮問予定）…4 法人（公益 1・一般 3） ・ 申請済（内容審査中）…1 法人（一般 1） <p>※ 所管数 38 法人のうち、平成 22 年度は 1 法人（公益 1）が移行済です。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、各法人が円滑に移行事務を行えるよう、随時相談に応じる体制を維持するとともに、各法人の進捗状況の把握に努め、農水商工部が所管する法人全てが移行完了するまで、積極的に支援していきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(7) その他

(2) 「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」において公表義務情報として定めた計画について、進捗状況等の情報をホームページ等で提供していないものがあったので、今後、適正な処理に努められたい。

計 画 名	計画の提供状況	達成状況・進捗状況の提供状況
三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標	窓口で未提供	
三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	窓口で未提供	窓口で未提供
三重県における特定高性能農業機械の導入に関する計画	窓口・HP で未提供	
協同農業者普及事業の実施にかかる方針	窓口で未提供	
三重県農政・普及推進プラン	窓口・HP で未提供	
三重県食育推進計画	窓口で未提供	窓口で未提供
三重県茶業振興方針	窓口で未提供	
新たな三重の米（水田農業）戦略	窓口で未提供	
三重県栽培漁業基本計画		窓口で未提供

※窓口とは、情報公開・個人情報総合窓口を、また、HP とは、県のホームページを示している。

(農産振興分野、水産振興分野、中央農業改良普及センター)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

(1) 三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標

計画及び進捗状況について、情報公開・個人情報総合窓口及び県ホームページ(三重県農業技術情報システム)に提供しました。(農産振興分野)

(2) 三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

計画及び進捗状況について、情報公開・個人情報総合窓口提供しました。(農産振興分野)

(3) 三重県における特定高性能農業機械の導入に関する計画

計画について、情報公開・個人情報総合窓口及び県ホームページに提供しました。(農産振興分野)

(4) 協同農業者普及事業の実施にかかる方針

平成 23～26 年度を期間とする「協同農業者普及事業の実施にかかる方針」をホームページで公開しています。また、情報公開・個人情報総合窓口を整備しました。

(中央農業改良普及センター)

(5) 三重県農政・普及推進プラン

平成 23～26 年度を期間とする「普及活動基本計画書」を情報公開・個人情報総合窓口を整備しました。主要な部分について、ホームページで提供しました。(中央農業改良普及センター)

(6) 三重県食育推進計画

食育推進に関する平成 22 年度までの取組の成果を取り組み内容毎にとりまとめて、マーケティング室ホームページにおいて公表するとともに、平成 23 年 10 月 28 日から情報公開・個人情報総合窓口にて閲覧に供しました。(農産振興分野)

- (7) 三重県茶業振興方針
計画について、情報公開・個人情報総合窓口及び県ホームページに提供しました。
(農産振興分野)
- (8) 新たな三重の米（水田農業）戦略
平成 22 年度を目途とした新たな「三重の米（水田農業）戦略」については、情報公開・個人情報総合窓口提供しました。
(農産振興分野)
- (9) 三重県栽培漁業基本計画
達成状況・進捗状況を情報公開・個人情報総合窓口提供しました。
(水産振興分野)

2 取組の成果

- (1) 三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標
計画及び進捗状況について、情報公開・個人情報総合窓口及び県ホームページ(三重県農業技術情報システム)に提供しました。
(農産振興分野)
- (2) 三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
計画及び進捗状況について、情報公開・個人情報総合窓口提供しました。
(農産振興分野)
- (3) 三重県における特定高性能農業機械の導入に関する計画
計画について、情報公開・個人情報総合窓口及び県ホームページに提供しました。
(農産振興分野)
- (4) 協同農業者普及事業の実施にかかる方針
情報公開総合窓口提供しました。
(中央農業改良普及センター)
- (5) 三重県農政・普及推進プラン
「普及活動基本計画書」を情報公開・個人情報総合窓口提供、主要な部分をホームページ提供しました。
(中央農業改良普及センター)
- (6) 三重県食育推進計画
平成 24 年 2 月には第二次三重県食育推進計画を策定し、県公報やホームページで公表を行うとともに、情報公開・個人情報総合窓口において閲覧に供しました。
(農産振興分野)
- (7) 三重県茶業振興方針
計画については、情報公開・個人情報窓口及び県ホームページに提供しました。(農産振興分野)
- (8) 新たな三重の米（水田農業）戦略
情報公開・個人情報総合窓口で確認できるようになりました。
(農産振興分野)
- (9) 三重県栽培漁業基本計画
達成状況・進捗状況が情報公開・個人情報総合窓口で確認できるようになりました。
(水産振興分野)

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標
公表義務情報の提供について、適正な処理に努めます。 (農産振興分野)
- (2) 三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
公表義務情報の提供について、適正な処理に努めます。 (農産振興分野)
- (3) 三重県における特定高性能農業機械の導入に関する計画
公表義務情報の提供について、適正な処理に努めます。 (農産振興分野)
- (4) 協同農業者普及事業の実施にかかる方針
引き続き情報公開・個人情報総合窓口及びホームページで提供していきます。
(中央農業改良普及センター)
- (5) 三重県農政・普及推進プラン
「普及活動基本計画書」を引き続き情報公開・個人情報総合窓口で提供、主要な部分をホームページで提供していきます。
(中央農業改良普及センター)
- (6) 三重県食育推進計画
食育推進計画の進捗状況については、指標項目毎に状況を取りまとめ、毎年度ホームページで公表するとともに、情報公開窓口において閲覧に供します。 (農産振興分野)
- (7) 三重県茶業振興方針
公表義務情報の提供について、適正な処理に努めます。 (農産振興分野)
- (8) 新たな三重の米（水田農業）戦略
公表義務情報の提供について、適正な処理に努めます。 (農産振興分野)
- (9) 三重県栽培漁業基本計画
定期的に達成状況・進捗状況を情報公開・個人情報総合窓口提供します。 (水産振興分野)

監査の結果
2 財務等に関する意見 (7) その他 (3) 単価契約図面作成作業実施要領により各農林（水産）商工環境事務所が発注しているが、発注伺いの様式に発注理由等の記入欄がないため、各農林（水産）商工環境事務所とも協議のうえ、様式の改正等を行い発注理由の明確化等を図られたい。 <p style="text-align: right;">（農業基盤整備分野）</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 単価契約図面作成作業実施要領の改正（平成 23 年 11 月適用）において、発注伺い様式に発注理由の記入欄を設け、発注理由を記入することとしました。 2 取組の成果 発注伺い様式を改正したことで、発注理由が明確になりました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 改正した単価契約図面作成作業実施要領を適切に運用していきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定について、平成 22 年度に伊賀市、四日市市で指定を行っているが、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所のうち土砂災害警戒区域の指定は 627 箇所であり、また、土砂災害警戒区域のうち、特に危険とされる特別警戒区域の指定は 495 箇所となっている。</p> <p>指定の前提となる基礎調査を行うための予算を 22 年度から大幅に増額して取り組んでいるが、全国に比べ区域指定が遅れている状況にあるので、引き続き基礎調査を進め危険箇所の把握を行い、危険性や区域指定の必要性について住民及び市町の理解を得て、早急に区域指定を実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">(流域整備分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 土砂災害防止法における県と市町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害防止法において、県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあるとされる地域を「土砂災害警戒区域」に、さらにその中でも特に著しい危害が生ずるおそれがあるとされる地域を「土砂災害特別警戒区域」として指定することができること、及び指定にあたっては市町の意見を聞くことが定められています。 ・ また、市町は、県が土砂災害警戒区域の指定を行ったときは、市町の地域防災計画において、当該警戒区域における警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。 <p>(2) 平成 22 年度までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の土砂災害危険箇所は、全 29 市町のうち 27 市町に存在します。 ・ 区域指定を行うための事前調査である基礎調査には平成 14 年度から着手しており、平成 22 年度末までに 16 市町の約 1,400 箇所で調査を完了しています。 ・ 土砂災害警戒区域については、平成 17 年度いなべ市において 17 箇所、平成 20 年度伊勢市において 75 箇所、平成 21 年度大台町において 429 箇所、平成 22 年度四日市市において 41 箇所、伊賀市において 64 箇所と、合計 626 箇所を指定しました。 ・ また、土砂災害特別警戒区域については、平成 21 年度大台町において 395 箇所、平成 22 年度四日市市において 37 箇所、伊賀市において 62 箇所と、合計 494 箇所を区域に指定しました。 <p>(3) 平成 23 年度に実施した取組内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 四日市市、鈴鹿市、亀山市、松阪市、志摩市、伊賀市、尾鷲市、熊野市、紀北町の 9 市町の約 1,450 箇所において基礎調査を実施しています。 ② 平成 21 年度および平成 22 年度に基礎調査を完了した伊賀市内及び名張市内の箇所について、土砂災害警戒区域等に指定するための地域説明会を 11 回開催しました。 ③ 松阪市において土砂災害警戒区域 131 箇所と土砂災害特別警戒区域 110 箇所を新たに指定しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度の指定により、県内の土砂災害警戒区域指定箇所数は 757 箇所に、土砂災害特別警戒区域指定箇所数は 604 箇所になりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度においても引き続き基礎調査を実施するとともに、すでに基礎調査を完了している市町において土砂災害警戒区域等の指定を進めるために、関係地域の住民等に土砂災害の危険性や区域指定の必要性等の説明を行います。 ・ また、市町が行う警戒避難体制整備を促進するため、土砂災害ハザードマップの作成等を支援します。 ・ このような住民への説明や市町への支援を通じて、その理解を得て、より一層の区域指定を進めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(河川整備戦略の推進と堆積土砂対策)

(2) 平成 18 年度に河川整備戦略を定め、治水対策に着目した優先度により、ハード対策・ソフト対策を実施していくこととしており、県第二次戦略計画においても堤防整備などのハード対策の推進や浸水想定区域図の提供などのソフト対策を進めてきた。

しかし、重要なソフト対策である水位情報周知河川の設定が、第二次戦略計画の目標に達していないので、引き続き、水位情報等の収集・分析等を行い、該当市町とも協議し、早期の設定を行われたい。

また、河川の堆積土砂対策についても、河川改修等の県事業や、河川堆積土砂撤去方針に基づく民間事業者の砂利採取で取り組んでいるが、防災上の観点から、危険箇所の把握とその対応等について、市町等とも連携を図りながら、より一層取り組まれたい。

(流域整備分野)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

(水位情報周知河川の設定)

- ・ 県では、洪水により相当な被害が発生するおそれのある河川を水位情報周知河川に指定して、市町長が発令する避難勧告等の目安となる水位「避難判断水位（特別警戒水位）」を設定しています。
- ・ この避難判断水位の設定にあたっては、情報伝達・避難等に要する時間や過去の洪水における河川毎の水位上昇速度、避難判断水位への到達頻度等の出水特性等を総合的に考慮する必要があります。このことから、出水時を含めた一定期間の水位データの収集・蓄積及び解析を行ったうえで、住民の避難に要する時間などを地元市町と協議することが必要です。
- ・ 第二次戦略計画における平成22年度末の水位情報周知河川数（累計）は、目標41河川に対し、実績が34河川であり、7河川が未指定となっていました。
- ・ 未指定の7河川のうち5河川については、平成21年度までに水位計を設置し、データの取得を行ってきました。
- ・ これら5河川について、洪水時の水位データが取得できたため、うち2河川については、避難判断水位設定のためのデータ解析を行い、設定に向けた市との協議を行っており、うち3河川については、現在データの解析を進めています。
- ・ 残りの未指定の2河川については、取得した水位データを基に検討を行いました。データにおける下流の排水ポンプの作動による影響が当初の想定より大きいことが判明したことから、避難判断水位の設定は困難と判断しました。

(河川の堆積土砂対策)

- ・ 河川の堆積土砂対策は洪水時における災害の未然防止に有効であり、県では、土砂堆積が進み治水安全上危険となっている箇所を把握するため、平成22年度末に堆積土砂量等の調査を行いました。また、平成23年度においては、台風6号、12号等により、新たに大量の土砂が河川に流れ込んだことから、その堆積状況の把握に努めました。
- ・ 堆積土砂の撤去については、地域の安全・安心を確保するうえで要望等も多いたところであり、維持管理や河川改修事業として行う方法により、緊急度の高い箇所から堆積土砂の撤去を実施しました。また、台風に伴い異常堆積した土砂について、二次災害防止のため緊急撤去を行いました。
- ・ 土砂撤去にあたっては土砂の処分地の確保が課題となっており、県と関係市町等により「河川堆積土砂撤去推進調整会議」を開催し、情報の共有など連携強化を図りました。
- ・ 砂利採取を活用した堆積土砂の撤去については平成20年3月に定めた「河川堆積土砂撤去方針」に基づき、平成20年度から22年度までを試行期間として取組を進めてきましたが、この期間を平成25年度まで延長することにより、平成23年度においても引き続き、堆積土砂の撤去に取り組みました。

2 取組の成果

(水位情報周知河川の設定)

- ・ 洪水時の水位データが取得できた5河川のうち2河川については、避難判断水位の設定に向けた

市との協議を進めており、平成 24 年 8 月の水防計画改定での設定を予定しています。また、残りの 3 河川については、避難判断水位の検討を進め、平成 25 年度の水防計画改定での設定を予定しています。

(河川の堆積土砂対策)

- ・ 河川の堆積土砂対策として、①維持管理や河川改修事業として行う方法により約 13 万 m^3 (H24. 3 時点)、②砂利採取を活用して行う方法により約 10 万 m^3 (H24. 3 時点) の土砂撤去を行いました。さらに、紀伊半島大水害の緊急対応として、約 22 万 m^3 (H24. 3 時点) の土砂を撤去しました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

(水位情報周知河川の設定)

- ・ 今後も避難判断水位の早期設定に向け、水位検討や市町との協議を進めていきます。
- ・ 河川の情報をさらにきめ細かに提供できるように、避難判断水位の設定やライブカメラの設置など、住民の避難に資する情報提供等の取組を進めていきます。

(河川の堆積土砂対策)

- ・ 平成 24 年度以降も、堆積状況を的確に把握し、砂利採取による手法を活用するとともに、市町等の協力を得ながら、緊急度を考慮したうえで、堆積土砂の撤去に取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (海岸保全施設整備の計画的な実施)</p> <p>(3) 平成 14 年度に策定された「三重県海岸整備アクションプログラム」では、各海岸の整備方針を定めるとともに、策定後概ね 10 年間で事業着手の検討を行う海岸と事業継続海岸について整備優先度を定めている。</p> <p>地区海岸ごとに策定した海岸整備の方向性に基づき、引き続き計画的な海岸整備を行うとともに、18 年度に整備優先度を見直してから 5 年が経過していること、また、東日本大震災による東北地方の津波被害が甚大であったことから、津波対策も含めたアクションプログラムの見直しについても、国の動向に合わせ検討を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(流域整備分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 22 年度までの取組</p> <p>①三重県海岸整備アクションプログラムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸整備アクションプログラムは、海岸法第 2 条の 3 の規定に基づき策定した三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全計画及び熊野灘沿岸海岸保全基本計画の推進を図るため、平成 14 年度に策定した各地区海岸の整備方針であり、県内 301 地区海岸における「海岸整備の方向性」と「海岸の整備計画」を内容としています。 ・ 平成 19 年度には、作成後 5 年が経過したことなどから、アクションプログラムの見直しを行いました。 <p>②海岸整備の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県では、高潮からの防護、海浜侵食の抑制を目的に海岸整備を進めてきましたが、海岸施設は昭和 28 年の台風 13 号や昭和 34 年の伊勢湾台風の後に災害復旧事業等で整備されたものが大部分であることから、築後 50 年が経過し老朽化対策も緊急の課題となっていました。 ・ このため、海岸施設の老朽化対策を効率的、効果的に行うため、平成 21 年度から県土整備部が所管する堤防・護岸施設のうち、近年整備した箇所等を除く約 195 k mを対象に、ひび割れ、沈下陥没、漏水等の変状の有無について点検を行ってきました。 <p>(2) 平成 23 年度に実施した取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災による津波被害を受け、国からは、平成 23 年 7 月に、「設計津波の水位の設定方法等について」、また、平成 23 年 12 月に、「海岸堤防等の粘り強い構造及び耐震対策について」それぞれ通知があり、「今後は、比較的頻度の高い一定程度（数十年から百数十年に一度程度）の津波に対して海岸保全施設等の整備を進めていくこと」、また、「設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくこと」との考え方が示されました。 ・ 本県においては、巨大地震の発生を念頭においた地震・津波対策が急務であることから、堤防内に空洞があるなど老朽化が進行している箇所について、施設の健全性を維持するため「粘り強い構造」も考慮しながら緊急対策を進めることとし、点検結果をもとに老朽化判定を行い、緊急に補強対策が必要な箇所の選定を行いました。 ・ 三重県海岸整備アクションプログラムに基づき、長島地区海岸の耐震対策事業、井田地区海岸の侵食対策事業などの整備を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県海岸整備アクションプログラムに基づく、計画的な海岸整備を行いました。 ・ 堤防内に空洞があるなど老朽化が進行している箇所について、老朽化判定を実施し、補強対策が必要な箇所として 200 か所を選定しました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

- ・ 海岸整備アクションプログラムについて、今後、国から示される技術基準の内容等も踏まえ、見直しを行います。
- ・ 引き続き、地区海岸ごとに策定した海岸整備の方向性に基づき、計画的な海岸整備を行います。
- ・ 緊急津波対策として堤防老朽化対策を早急に実施する必要があることから、平成 24 年度から集中的に補強対策を実施します。（平成 24 年度は 40 箇所対策を予定）

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (木造住宅の耐震化の促進)</p> <p>(4) 「三重県耐震改修促進計画」等に基づき、木造住宅の耐震化の促進に向け耐震診断、工事の補助等に取り組み、全市町で実施している。しかし、耐震診断については目標の3,000戸に対し2,333戸、補強工事については目標の250戸に対し237戸といずれも目標に達していない。</p> <p>引き続き、市町とも連携のうえ、耐震の重要性や制度の周知啓発を行い、木造住宅の耐震化促進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(住まいまちづくり分野)</p>																								
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 耐震補強工事補助において、対象拡大のため、年齢・所得要件を平成23年度から廃止しました。</p> <p>(2) 東日本大震災により住宅耐震化の気運が高まっており、工事費の自己負担の軽減を図るため、6月補正予算で耐震補強補助金の上乗せと耐震補強に併せて行うリフォーム工事への補助制度の創設を行いました。</p> <p>(3) 市町職員、民間事業者等と連携して昭和56年以前の住宅が多く存在する地区を戸別に訪問する「住宅団地訪問」を行い、直接対象者に説明し耐震診断受診を促しました。</p> <p>(4) 耐震診断受診後補強工事をしていない方を対象に、補強方法や補助制度を説明する「耐震相談会」を行い、工事の実施を促しました。</p> <p>(5) 児童・生徒を対象とした防災教育や県民を対象とした「出前トーク」等への講師派遣により、直接県民に耐震化の重要性について周知に努めました。</p> <p>(6) 県広報紙「県政だよりみえ」、マスメディア(テレビ、ラジオ、新聞)、県ホームページ、県主催・共催・協賛のイベントへの出展等、さまざまな機会を利用し耐震化の促進に向けた啓発を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 東日本大震災による防災の気運の高まりや県や市町の取組により、平成22年度を上回る実績となりました。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・耐震診断補助</td> <td>4,025戸</td> <td>(平成22年度実績 2,333戸)</td> </tr> <tr> <td>・補強設計補助</td> <td>404戸</td> <td>(平成22年度実績 261戸)</td> </tr> <tr> <td>・耐震補強工事補助</td> <td>234戸</td> <td>(平成22年度実績 214戸)</td> </tr> <tr> <td>うちリフォーム補助</td> <td>158戸</td> <td>(平成22年度実績 ー戸)</td> </tr> </table> <p>(2) 周知啓発の主な取組の活動回数は以下のとおりです。(市町単独での取組は含んでいません)</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・住宅団地訪問</td> <td>8箇所</td> <td>1,104戸</td> </tr> <tr> <td>・耐震相談会</td> <td>3回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・講師派遣</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・マスメディアによる広報</td> <td>29回</td> <td></td> </tr> </table>	・耐震診断補助	4,025戸	(平成22年度実績 2,333戸)	・補強設計補助	404戸	(平成22年度実績 261戸)	・耐震補強工事補助	234戸	(平成22年度実績 214戸)	うちリフォーム補助	158戸	(平成22年度実績 ー戸)	・住宅団地訪問	8箇所	1,104戸	・耐震相談会	3回		・講師派遣	23回		・マスメディアによる広報	29回	
・耐震診断補助	4,025戸	(平成22年度実績 2,333戸)																						
・補強設計補助	404戸	(平成22年度実績 261戸)																						
・耐震補強工事補助	234戸	(平成22年度実績 214戸)																						
うちリフォーム補助	158戸	(平成22年度実績 ー戸)																						
・住宅団地訪問	8箇所	1,104戸																						
・耐震相談会	3回																							
・講師派遣	23回																							
・マスメディアによる広報	29回																							
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 平成23年度当初は骨格予算であり、6月補正予算において補助金上乗せ等制度の拡充を行いました。が、年度途中からの開始となったことから、通年の事業効果を得ることはできませんでした。平成24年度は、年度当初からこの拡充後の制度により市町と連携して積極的に取組を進めることで耐震化のさらなる促進に努めていきます。</p> <p>(2) 引き続き、市町や民間事業者と連携して、直接的な働きかけや広報媒体の活用により、幅広い周知啓発を行い、木造住宅の耐震化促進に努めていきます。</p>																								

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (違反屋外広告物の是正指導)</p> <p>(5) 違反屋外広告物については、平成 16 年度に県内一斉調査を行い把握した後、是正指導や新たな違反物件の把握に努めているが、22 年度末で 3,704 件の未是正物件がある。 23 年度からは、広告業者の更新登録時に是正計画書を提出させるなどの取組を実施しているが、さらに指導を徹底・強化し新たな発生防止と是正に努められたい。 (住まいまちづくり分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 日常的なパトロールや広告業者等への電話、文書及び訪問による是正指導を行い、未申請の屋外広告物を申請させるとともに、規格違反の屋外広告物について除却や改修などを行わせました。</p> <p>(2) 平成 21 年度から、緊急雇用創出事業により、違反屋外広告物の多い建設事務所などに屋外広告物担当嘱託員を配置してパトロール等を行い、違反屋外広告物の把握に取り組むとともに、是正指導を行いました。</p> <p>(3) 9 月上旬の「屋外広告物適正化旬間」に県及び市町がパトロール等を集中して実施しました。</p> <p>(4) 違反是正の指導結果については、これまで紙媒体（条例違反屋外広告物記録カード等）で各建設事務所において管理していましたが、平成 23 年度から電子媒体の記録様式（D・BOX）を使い、是正指導状況の管理を容易に行えるようにしました。</p> <p>(5) 屋外広告業の登録の更新（5 年ごと）時に広告業者に対し是正計画書の提出を求め、違反是正の促進に努めました。</p> <p>(6) 業者向けの「屋外広告物の手引き」に加え、平成 23 年度は、新たに屋外広告物条例についてわかりやすく解説した広告主向けの啓発リーフレットを作成し、広告主になることの多い業界の会議（計 7 箇所：計約 300 人出席）において説明を行うとともに、その他の関係団体にも配布し、屋外広告物に関する制度の周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 各建設事務所で違反是正の取組を進め、2,489 件の違反是正を完了しました。</p> <p>(2) 屋外広告物条例についてわかりやすく解説した啓発リーフレットを作成し、広告業者等への啓発を行い、新たな事案発生防止に向けて意識向上につなげました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 統一的な違反是正指導を実施するために、違反屋外広告物対策マニュアルを作成し、違反是正を進めていきます。</p> <p>(2) パトロールや広告業者等への電話、文書及び訪問による是正指導を計画的に進めていきます。</p> <p>(3) 屋外広告業者の登録の更新にあわせ、違反物件のある屋外広告業者に対し是正計画書の提出を求め、その是正計画書をもとに違反是正を進めていきます。</p> <p>(4) 屋外広告物の広告主となる業界を中心に啓発リーフレットを配布し、屋外広告物に関する制度の周知を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 債務不履行に基づく損害賠償等の収入未済額が 6,149,068 円（対前年度比 388.8%）あり、前年度と比べて 4,567,500 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に、より一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画分野）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>収入未済額 6,149,068 円は、2 つの案件にかかるものであり、以下のとおり取り組みました。</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>【案件 1】 収入未済額 1,581,568 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て取立を行い、平成 20 年度には債権の一部を回収しましたが、債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人としての実体がなくなっており、代表者には営業再開の意思もないため、平成 22 年度末時点で、債権の大半の 1,581,568 円が未回収となっていました。 ・ 平成 23 年度は、債務者である法人の代表者に対して、未収金の支払いを促すとともに、改めて営業再開の意思の有無を確認しました。 ・ また、各建設事務所の用地担当室の代表者や登記事務担当者を集めた会議において、同様の事案の発生を防ぐため、事業用地の地権者の債務不履行を予防するためにとるべき手順について、注意喚起を行いました。 <p>【案件 2】 収入未済額 4,567,500 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般国道 23 号（中勢バイパス）工事に支障となる建物を移転義務者が撤去しないため、土地収用法に基づき、起業者（国土交通省）から三重県知事に対して代執行を実施するよう請求がなされました。 ・ この請求に基づき、県は平成 22 年度に代執行を実施しました。代執行実施後、義務者に対し、代執行に要した費用（4,567,500 円）の納付命令を行いました。納付されず、未収となりました。さらに、期限を定めて督促状を発送しましたが、納付されませんでした。 ・ これを受け、義務者の財産調査を行いました。未収金に充当できるだけの預貯金は確認できませんでした。 ・ このため、公売により換価できるよう、義務者の所有する土地・建物を差し押さえました。 <p>2 取組の成果</p> <p>【案件 1】 債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人の実体がなくなっています。代表者には営業再開の意思もないため、債務者から未収金を回収することができませんでした。</p> <p>【案件 2】 現在判明している財産である起業地の残地及び建物を差し押さえ、債権を保全しました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>【案件 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、債務者である法人の代表者に対して、未収金の支払いを促し、営業再開の意思の確認を行い、未収金の回収に努めます。 ・ 同様の事案の発生を防ぐため、引き続き、各建設事務所の用地担当室の代表者や登記事務担当者を集めた会議において、事業用地の地権者の債務不履行を予防するためにとるべき手順について、注意喚起を行います。 <p>【案件 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 差押を行った土地・建物の公売を実施し、未収金回収に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 公営住宅使用料等の収入未済額が 29,757,287 円（対前年度比 85.3%）あり、前年度と比べて 5,135,281 円減少しているものの、今後もその収納促進を図るとともに、発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（住まいまちづくり分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年 2 回入居者に発行している県営住宅だよりにより、家賃の口座振替の啓発を行うなど、収入未済額の発生防止に努めました。 ・ 嘱託員（2 名）による訪問催告を計画的に行いました。 ・ 県外に居住している退去滞納者及び連帯保証人に対しても督促を行いました。 ・ 4 ヶ月以上の長期滞納者に対し 3 月末までに 14 件の最終催告を行った上で、3 件の法的措置を行いました。 ・ 平成 22 年度からは支払督促（裁判所が債権者の申し立てにより督促を行う）制度を活用しての未納家賃等の縮減に努めています。 <p>2 取組の成果</p> <p>過年度未収金が平成 22 年度末現在で 29,757,287 円ありましたが、平成 24 年 3 月末現在で 22,270,489 円に縮減することができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 23 年度と同様に、滞納整理と発生防止を強力に進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年 2 回入居者に発行している県営住宅だよりにより、家賃の口座振替の啓発を行うなど、収入未済額の発生防止に努めます。 ・ 嘱託員（2 名）による訪問催告を計画的に行います。 ・ 県外に居住している退去滞納者に対する計画的な訪問を行います。 ・ 長期滞納者への最終催告を 4 ヶ月以上の者に対して行い早期解消に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ウ) 「三重県道路占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」、「河川、海岸及び港湾の占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」に基づき債権管理を行っているが、地域機関において滞納整理票の整理、督促状の送付の事務処理が一部統一されていないものがあつた、また、調定時期が遅延しているものもあつたので、統一した事務処理を行うよう継続して指導されたい。 (道路政策分野、流域整備分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年 5 月 10 日、各建設事務所の担当課長・担当者を対象とした未収金対策会議を実施し、要領に添った滞納整理票の整理を行うとともに、平成 23 年 6 月 20 日付けで督促状を発行するよう指示しました。 ・ 統一した事務処理ができるように、平成 23 年 5 月 19 日、「三重県道路占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」、「河川、海岸及び港湾の占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」をまとめて、「預貯金債権滞納処分要領」を新たに決めました。 ・ また、統一した事務処理の徹底を図るため、具体的な事務処理を記した「預貯金債権滞納処分要領の手引き」を作成しました。 ・ 平成 24 年 2 月 16 日、管理課長会議において、統一した事務処理を徹底するよう再度指示しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>各建設事務所に要領等を周知することにより、事務処理を統一しました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度においても、年度当初（5 月上旬頃）に各建設事務所の担当課長・担当者を対象とした未収金対策会議を開催し、統一した事務処理ができるよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 道路、河川、海岸等の使用料等の収入未済額が 16,135,290 円（対前年度比 157.9%）あり、前年度と比べて 5,915,509 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（各建設事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 23 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度当初時点での滞納者に対して督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。 ・ また、許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。 ・ 平成 23 年 5 月 10 日の各建設事務所との担当課長・担当者会議において、未収金解消に向けてより一層取り組むことを徹底するとともに、平成 23 年 5 月～6 月を未収金解消対策期間として、県内一斉に電話催告、臨戸訪問などを集中的に実施し、未収金の解消に努めました。 <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 4 月に 16,135,290 円あった収入未済額が、平成 24 年 3 月末現在で、8,888,681 円に縮減しました。</p>
<p><u>平成 24 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>一定の成果を上げていることから、現在の取組方法を今後も継続していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 道路敷使用料等の未納者にかかる滞納整理票が一部作成されていなかった。(四日市建設事務所)</p> <p>(2) 道路敷使用料等の未納者にかかる督促状について一部発付されていなかった。(四日市建設事務所)</p> <p>(3) 河川使用料の未納者に対し、実態の把握や文書等による催告が不十分であった。(四日市建設事務所)</p> <p>(4) 河川使用料の債務者から重複納付があったが、収納状況の確認が不十分であった。(四日市建設事務所)</p> <p>(5) 収入証紙に消印漏れがあった。(四日市建設事務所)</p> <p>(6) 道路敷使用料徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(7) 証紙の消印の押印方法について不適切なものがあつた。(伊勢建設事務所)</p> <p>(8) 認識誤り及びチェックが不十分であったこと等による歳入戻出を行っていた。(志摩建設事務所)</p> <p>(9) 道路敷使用料等の収入調定事務が遅延していた。(伊賀建設事務所)</p> <p>(10) 特殊車両通行許可申請手数料について、誤って許可日で収入証紙消し込みを行っていた。(伊賀建設事務所)</p> <p>(11) 河川使用料について、滞納整理票の作成が一部されていなかった。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(12) 河川使用料等について、督促状が出されていないものがあつた。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(13) 情報公開文書複写料の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表に受入額が二重に計上されていた。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(14) 情報公開文書複写料の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表の受入額が二重に計上されていた。(熊野建設事務所)</p> <p>(15) 土地使用料、建物使用料の調定日を誤っていた。(北勢流域下水道事務所)</p> <p>(16) 建物使用料の歳入科目を誤って土地使用料とし、後日、調定更正兼収納更正の事務処理を行っていた。(北勢流域下水道事務所)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 指摘のあつた事案について滞納整理票を作成するとともに、同様の事案が生じないように、点検を強化しています。(四日市建設事務所)</p> <p>(2) 指摘のあつた事案について督促状を発送するとともに、同様の事案が生じないように、点検を強化しています。(四日市建設事務所)</p> <p>(3) 指摘のあつた事案について文書等による催告をするとともに、同様の事案が生じないように、未納者の実態把握に努め、催告状の作成・発送に漏れが生じないように点検を強化しています。(四日市建設事務所)</p> <p>(4) ・納入義務者の申し出により、納付書の再発行を行ったところ、納入義務者が当初に発行した納付書と再発行の納付書の両方で納付を行い、重複したものですが、指摘された事案は、納付状況の確認が不十分であつたため、重複納付となっていることの確認と返還が遅くなりました。 ・同様の事案が発生することのないよう、収入状況の点検を強化しています。(四日市建設事務所)</p> <p>(5) 証紙の消印漏れが生じないように、点検を強化しています。(四日市建設事務所)</p> <p>(6) 道路敷使用料の徴収誤りが生じないように、判断基準の徹底に努めています。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(7) 証紙の再使用防止のため、申請書と証紙の両方に係る押印を行うよう徹底しています。(伊勢建設事務所)</p> <p>(8) 河川使用料の単価の認識誤りによるものであり、条例等を再度確認するとともに、複数人で相互確認を行うよう点検を強化しています。(志摩建設事務所)</p>

- (9) 道路敷使用料等の収入調定事務が遅延しないよう、更新手続きの前倒しなど事務改善を行っています。(伊賀建設事務所)
- (10) 特殊車両通行許可申請について、受付日に収入証紙消し込みを行うよう是正しました。(伊賀建設事務所)
- (11) 指摘のあった事案について滞納整理票を作成するとともに、同様の事案が生じないよう、点検を強化しています。(尾鷲建設事務所)
- (12) 指摘のあった事案について督促状を発送するとともに、同様の事案が生じないよう、点検を強化しています。(尾鷲建設事務所)
- (13) (14) 現金収納に係る財務会計システムの入力誤りが生じないよう、点検を強化しています。(尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)
- (15) 調定日の誤りを生じないよう、点検を強化しています。(北勢流域下水道事務所)
- (16) 歳入科目の誤りを生じないよう、点検を強化しています。(北勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

(1)～(16) 同様の事案は発生していません。

平成 24 年度以降（取組予定等）

(1)～(16) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き、点検の強化や、判断基準の徹底に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【三重県公共工事設計積算システム第4期運用管理業務】 (公共事業総合政策分野)
- (2) 【建設業者の経営事項審査に関する支援業務委託】 (公共事業総合政策分野)
- (3) 【道路交通情報収集・提供に関する業務委託】 (道路政策分野)
- (4) 【県営住宅使用料の口座振替に関する事務処理業務委託】 (住まいまちづくり分野)
- (5) 【開発許可システムに係る統合サーバへの統合業務及び運営保守業務委託】 (住まいまちづくり分野)
- (6) 【構造計算適合性判定業務委託単価契約】 (住まいまちづくり分野)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(1)～(6)共通
- (7) 【平成22年度管内現場技術業務】 (桑名建設事務所)
- (8) 【一級河川沢北川分派堰操作及び維持管理業務】 (桑名建設事務所)
契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。(7)～(8)共通
- (9) 【登記測量業務委託(県道四日市多度線未登記測量業務委託)】 (四日市建設事務所)
業務完了届出書の添付書類について不備があった。
- (10) 【奥の谷川県単通常砂防工事 土地取得及び補償業務委託】 (伊勢建設事務所)
個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準に基づき契約していた。
- (11) 【自治会除草委託(道路)滝之原美旗停車場線】 (伊賀建設事務所)
- (12) 【自治会除草委託(河川)一級河川木津川】 (伊賀建設事務所)
支出負担行為書に、予定価格が記載されていなかった。
- (13) 【現場技術業務委託】 (熊野建設事務所)
- (14) 【市木川及び志原川河口閉塞開削業務委託】 (熊野建設事務所)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(13)～(14)共通
- (15) 【鵜殿港港湾海岸施設清掃業務委託】 (熊野建設事務所)
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・見積書等提出依頼文書に見積書の提出期限が記載されていなかった。

講じた措置

平成23年度

1 実施した取組内容

- (1)～(6) 事前検査の対象となる要件について、所属職員に対して改めて周知するとともに、執行伺いの決裁時において、執行伺いを作成する事業室と経営支援室の相互チェックを確実に行うようにしました。(公共事業総合政策分野、道路政策分野、住まいまちづくり分野)
- (7)(8) 指摘のあった事案について、年度前の契約準備行為である旨、記載するとともに、平成24年度事業の施行伺いにおいて、同様の不備がないよう職員に周知しました。(桑名建設事務所)
- (9) 業務完了届出書の添付書類の不備がないように、一連の書類を複数の人の目で確認し、保管場所も共有できるようにしました。(四日市建設事務所)
- (10) 平成22年2月22日に行われた「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正事項について職員に周知しました。(伊勢建設事務所)
- (11)(12) 自治会への除草委託契約において、予定価格の記載漏れがあったため、課内でのチェックを充実させるとともに、同様のミスが発生しないよう情報共有を図り、適正な事務処理に努めました。(伊賀建設事務所)

(13)～(15) 出納事前検査の受検及び見積書等提出依頼文書について、担当課と総務課で二重に確認するようにしました。(熊野建設事務所)

2 取組の成果

(1)～(6) 上記の取組を行った結果、同様の事例は発生していません。(公共事業総合政策分野、道路政策分野、住まいまちづくり分野)

(7)(8) 指摘のあった事案について改善し、平成 24 年度事業についても記載漏れのないよう努めます。(桑名建設事務所)

(9) チェック方法の改正により、再発が防止されています。(四日市建設事務所)

(10) ・ 規定の一部改正内容を確実に把握するなど、法令遵守に関する職員の意識が高まりました。
・ 個人情報の管理に関する問題は発生していません。(伊勢建設事務所)

(11)(12) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。(伊賀建設事務所)

(13)～(15) 出納事前検査の受検等について漏れのないように努めています。(熊野建設事務所)

平成 24 年度以降（取組予定等）

(1)～(15)

同様の事案が再度発生しないよう、平成 23 年度に実施した取組を継続します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【県内雨量観測設備等整備工事】 (流域整備分野) リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。</p> <p>(2) 【二級河川三滝川 河川改修（四日市関ヶ原線道路改良）工事】 (四日市建設事務所) 施工体制点検チェックリストが設計図書に添付されていなかった。</p> <p>(3) 【一般国道 165 号他社会資本整備総合交付金（舗装修繕）工事】 (津建設事務所)</p> <p>(4) 【一般国道 163 号他社会資本整備総合交付金（舗装修繕）工事】 (津建設事務所) 「工事カルテ」の登録が一部されておらず、監督員の確認が不十分であった。</p> <p>(5) 【主要地方道伊勢大宮線 道路交通安全対策（自歩道整備）工事】 (伊勢建設事務所) 当初材料費に一部計上漏れがあった。</p> <p>(6) 【二級水系中川水系向山谷川国補通常砂防工事】 (尾鷲建設事務所) 施工体制点検チェックリストについて、完成検査時に検査員により記載が確認された旨の記録がなかった。</p> <p>(7) 【一級水系新宮川水系桑谷川砂防（付替林道）工事】 (熊野建設事務所)</p> <p>(8) 【阿田和地区海岸（萩内海岸）海岸整備工事】 (熊野建設事務所) ・「総合評価方式技術提案履行確認協議書」について、期限内に提出されていなかった。 ・「工事カルテ」の登録に誤りがあり、監督員の確認が不十分であった。（(7)～(8)共通）</p> <p>(9) 【北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センター B系給排水・A3-5 系電気室空調機械設備工事】 (北勢流域下水道事務所)</p> <p>(10) 【北勢沿岸流域下水道（北部処理区） 北部浄化センター重力濃縮タンク（No. 11）防食塗装工事】 (北勢流域下水道事務所) リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。（(9)～(10)共通）</p> <p>(11) 【北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センター S P棟粗目スクリーン及びA系床排水ポンプ等機械設備改築工事】 (北勢流域下水道事務所) ・当初設計にかかる内訳書と図面の記載内容の一部が一致していなかった。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) リサイクル認定品にかかるチェックリストを設計書に添付する必要があることを室内で再度周知し、設計書作成時に添付されていることを確認するようにしました。(流域整備分野)</p> <p>(2) 必要書類の添付漏れを防止するため、定期的な内部会議毎に担当職員に対して、完成検査受験後の再度チェックについて注意喚起を行いました。(四日市建設事務所)</p> <p>(3)(4) 工事カルテの登録が適切に実施されるよう、工事カルテの確認を監督員に徹底するとともに、課内の点検を強化しました。(津建設事務所)</p> <p>(5) 設計書を作成する際には、余裕を持った発注計画を立て、従前より作成および審査に時間を費やすことにより適正な処理を行うこととしました。(伊勢建設事務所)</p> <p>(6) 施工体制チェックリストについて、完成検査時の検査員による記載を複数監督で確認し、再発防止に努めました。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(7)(8) 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」の提出期限や書類整理方法について全監督員に周知を図りました。また、「工事カルテ」登録内容の確認について、決裁時の主任・総括監督員のチ</p>

ェック強化を図りました。

(熊野建設事務所)

(9) (10) リサイクル認定品にかかるチェックリストを設計書に添付する必要のあることを課内で再度周知し、設計書作成時に添付されていることを確認するようにしました。

(北勢流域下水道事務所)

(11) リサイクル認定品にかかるチェックリストを設計書に添付する必要のあることを課内で再度周知し、設計書作成時に添付されていることを確認するようにしました。

また、設計書作成時に、積算根拠資料を複数の職員で確認し、記載内容の不一致が生じないようにしました。

(北勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

(1) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。

(流域整備分野)

(2) チェック方法の改正と注意喚起により、同様の事案は発生していません。

(四日市建設事務所)

(3) (4) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。

(津建設事務所)

(5) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。

(伊勢建設事務所)

(6) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。

(尾鷲建設事務所)

(7) (8) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。

(熊野建設事務所)

(9)～(11) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。

(北勢流域下水道事務所)

平成 24 年度以降 (取組予定等)

(1)～(11) 同様の事案が再度発生しないよう、平成 23 年度に実施した取組を継続します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(1) 【二級水系員弁川水系宇賀川砂防（溪流保全工）工事】（桑名建設事務所） 工事着手後に地元調整に時間を要し、工期を延長していた。</p> <p>(2) 【一般県道桑名川越線他 1 線 公共土木施設維持管理（舗装補修）工事】（四日市建設事務所） リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。</p> <p>(3) 【一級河川八手俣川君ヶ野堰堤維持（地震観測装置更新）工事】（津建設事務所） 「工事カルテ」の登録が一部されておらず、監督員の確認が不十分であった。</p> <p>(4) 【主要地方道久居河芸線（五軒町 BP）地方特定道路整備工事（岩田川護岸その 1）】（津建設事務所） 「総合評価方式技術提案履行確認書（検査時）」及び「総合評価方式技術提案履行確定通知書」が添付されていなかった。</p> <p>(5) 【一般地方道横輪南勢線 道路改良工事】（伊勢建設事務所） 完成報告書に監督員の氏名が記載されていなかった。（押印のみ有）</p> <p>(6) 【田曾浦地区 県単急傾斜地災害緊急対策工事】（伊勢建設事務所） リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。</p> <p>(7) 【二級河川往古川公共土木施設維持管理（河床掘削）工事】（尾鷲建設事務所） ・「工事カルテ」の登録に誤りがあり、監督員の確認が不十分であった。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。</p> <p>(8) 【二級河川船津川河川改修工事（その 57）】（尾鷲建設事務所） 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」について、期限内に提出されていなかった。</p> <p>(9) 【二級河川湊川高速道路関連施設整備対策（河床掘削）工事】（熊野建設事務所） 工事打合簿において、発注者の指示について、業者が了解した旨の記録がなかった。</p> <p>(10) 【一般国道 311 号公共土木施設維持管理（舗装整備）工事（波田須工区）】（熊野建設事務所）</p> <p>(11) 【一般県道小船紀宝線県単道路改良工事】（熊野建設事務所） 「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 地元調整については、工事の支障とならないよう、工事発注前に完了するように努めています。（桑名建設事務所）</p> <p>(2) 必要書類の添付漏れを防止するため、定期的な内部会議毎に担当職員に対して、完成検査受験後の再度チェックについて注意喚起を行いました。（四日市建設事務所）</p> <p>(3) 工事カルテの登録が適切に実施されるよう、工事カルテの確認を監督員に徹底するとともに、課内の点検を強化しました。（津建設事務所）</p> <p>(4) 指摘後に速やかに「総合評価方式技術提案履行確認書（検査時）」及び「総合評価方式技術提案履行確定通知書」を当該設計書に綴るとともに、以後の案件については、検査終了後に設計書本冊に添付されていることをチェックすることとしました。（津建設事務所）</p> <p>(5) 完成報告書への監督員氏名の記載など、書類に不備がないよう課内の点検を強化しました。（伊勢建設事務所）</p> <p>(6) 必要書類の添付漏れを防止するため、決裁において十分なチェックを行うよう徹底しました。（伊勢建設事務所）</p> <p>(7) ・「工事カルテ」は複数職員がチェックするよう徹底し、再発防止に努めました。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストは、発注前に添付の有無を複数人で確認することとしました。（尾鷲建設事務所）</p> <p>(8) 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」について、期限内に提出するよう徹底しました。（尾鷲建設事務所）</p> <p>(9) 工事打合簿について職員に記録の徹底を図りました。（熊野建設事務所）</p>

(10) (11) 工事カルテの登録が適切に実施されるよう、工事カルテの確認を監督員に徹底するとともに、課内の点検を強化しました。(熊野建設事務所)

2 取組の成果

(1) 指摘後に発注した工事については、発注前の地元住民への説明をより充実するよう職員に周知しました。(桑名建設事務所)

(2) チェック方法の改正と注意喚起により、同様の事案は発生していません。(四日市建設事務所)

(3) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。(津建設事務所)

(4) 添付チェックをすることにより、同様の事案は発生していません。(津建設事務所)

(5) 各監督員に指導したことにより、同様の事案は発生していません。(伊勢建設事務所)

(6) 十分なチェックを行うよう徹底した以降、同様の事案は発生していません。(伊勢建設事務所)

(7) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。(尾鷲建設事務所)

(8) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。(尾鷲建設事務所)

(9) 工事打合簿において同様の事案は発生していません。(熊野建設事務所)

(10)～(11) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。(熊野建設事務所)

平成 24 年度以降（取組予定等）

(1)～(11)

同様の事案が再度発生しないよう、平成 23 年度に実施した取組を継続します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 調査、設計業務委託</p> <p>(1) 【三重県内一般交通量調査（道路状況調査）業務委託】 (道路政策分野) 250 万円以上の契約額の変更を行った場合に必要な指名審査会への報告が行われていなかった。</p> <p>(2) 【一般国道 477 号四日市湯の山道路 平尾 IC（仮称）道路改良工事積算補助業務委託】 (四日市建設事務所) 委託業務完成報告書に完成日が記載されていなかった。</p> <p>(3) 【熊野川圏域土砂災害防止基礎調査業務委託（紀北町③）】 (尾鷲建設事務所) 「測量・設計業務に係る配置技術者の兼務業務届出書」に誤った情報が記載されていたが、確認が不十分なまま収受されていた。</p> <p>(4) 【北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター周辺海域漁業（黒海苔養殖）実態調査業務委託】 (北勢流域下水道事務所) 変更契約後に提出される業務計画書（変更）の提出日が、変更契約日より前の日付で提出されていた。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 23 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 指摘後すみやかに指名審査会へ報告を行うとともに、契約変更において設計変更要領などを再確認しました。 (道路政策分野)</p> <p>(2) 完成報告書を受け取る場合は、日付等について記載漏れがないか監督員以外の課内の決裁に係る複数人で確認するようにしました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(3) テクリス(測量調査設計業務実績情報システム)での確認作業を徹底するよう所属会議等で周知を図りました。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(4) 課内で当初及び変更契約が締結された日付を十分に認識し、業務計画書等が適切な期日に提出されていることを複数の職員でチェックするようにしました。 (北勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 設計変更を行う際に内容を複数人で確認することとした結果、同様の事案は発生していません。 (道路政策分野)</p> <p>(2) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。 (四日市建設事務所)</p> <p>(3) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(4) 上記の取組を行った結果、同様の事例は発生していません。 (北勢流域下水道事務所)</p>
<p><u>平成 24 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1)～(4)</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、平成 23 年度に実施した取組を継続します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 物品等購入 (1) 作業保安用品等について、ローテーション表が作成されていなかった。(尾鷲建設事務所) (2) 年度末に集中して物品購入を行っていた。(中勢下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (1) 指摘に基づき、作業保安用品等のローテーション表を作成しました。(尾鷲建設事務所) (2) 今回の指摘は、3月中旬に4台あるプリンター全てのトナー交換が必要となり購入したことによるものです。今後とも、使用見込量の的確な把握に努めるとともに、年度末に購入が重ならないよう管理を徹底します。(中勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果 (1) 三重県少額物品・役務等調達基準に基づき、ローテーション表を作成して適切に処理しています。(尾鷲建設事務所) (2) 実施した取組により、適切な発注処理が行われています。(中勢流域下水道事務所)</p> <p>平成 24 年度以降（取組予定等） (1) 引き続き三重県物品・役務調達基準に基づき適切に処理を行います。(尾鷲建設事務所) (2) 引き続き適切な発注処理を行います。(中勢流域下水道事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が、32,496.72 m²あるので、売却等を進めるなど、引き続きその適正な管理及び有効活用を推進されたい。 (経営企画分野、流域整備分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所)</p> <p>(2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (経営企画分野)</p> <p>(3) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (公共事業政策分野)</p> <p>(4) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (流域整備分野)</p> <p>(5) 平成22年度取得分について公有財産台帳の記入誤りがあった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(6) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(7) 公有財産の定期報告において、建物について修正報告を行っていた。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(8) 移転登記済みの土地について、公有財産台帳の抹消もれがあった。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(9) 公有財産の異動報告・定期報告が適切な時期にされていなかった。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(10) 公有財産の目的外使用許可について報告がされていなかった。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(11) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (北勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県が所有する不用となった廃川敷・廃道敷（河川や道路の付け替えなどによって行政財産としての用途がなくなり生じた土地）を処分する場合、一般の土地取引とは異なり種々の制約があるため、それらの制約や土地にかかる諸条件等を踏まえ、処分可能なものについては鋭意処分手続きを進めました。その主な取組内容は以下のとおりです。</p> <p>(制約) a 河川法や道路法などの公物管理法の適用を受けている物件は処分できないこと b 処分に当たっては、数量（面積）及び価額を確定するための測量や分筆登記が必要であり、その費用を要すること c 土地の形状・面積やその所在が一般の不動産流通市場における「商品」としての条件を必ずしも満たしておらず、売買に適していない物件が多いこと 等</p> <p>(取組) a 道路及び河川等の区域変更及び用途廃止 b 測量及び分筆の実施 c 一般競争入札の実施 (経営企画分野、流域整備分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所)</p> <p>(2)～(4) 廃棄済みの備品を台帳から削除するとともに、備品の適正な管理について、所属職員に対して注意喚起を行いました。 (経営企画分野、公共事業総合政策分野、流域整備分野)</p> <p>(5) 記入誤りを防ぐため、担当課と総務課でのダブルチェックを徹底しました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(6) ・ 備品廃棄が多くなる年度末に台帳の削除漏れが発生するおそれがあることから、年度末の備品廃棄について特に注意してチェックを行うこととしました。 ・ また、備品と台帳の照合検査時に、備品の保管場所をより詳細に把握することとしました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(7) 今回の指摘は、平成17年度に一部建築した流域下水道処理施設の汚泥処理棟に係る公有財産の定期報告について当該年度分面積で報告すべきところを、計画建面積で誤って報告し登録したことによるものです。このことから、報告書作成において所内の公有財産定期報告取りまとめ室と事業実施室との連携をより緊密に行うこととしました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(8) 所有権が移転されていたにもかかわらず、公有財産システムの登録ミスにより抹消されていなかった事案であるため、正しい内容で公有財産台帳に修正登録を行うとともに、関係職員に周知し、点検を強化しました。 (伊賀建設事務所)</p>

- (9) 財産の異動に係る決裁が回った際には、異動報告の有無を確認するようにしました。
(尾鷲建設事務所)
- (10) 「三重県公有財産規則」の内容を改めて職員間で確認を行い、目的外使用許可の報告を行うように徹底を図りました。
(尾鷲建設事務所)
- (11) 会計規則等により物品標示票の貼付が必要な備品について再度確認し、複数職員によるチェックにより再発の防止、適正な事務処理に努めました。
(北勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

- (1) 平成 23 年度中に新たに生じた財産を含め、取組の成果は以下のとおりです。
- ・一般競争入札の実施：2 件（計 336.62 m²）（入札不調）
 - ・随意契約による売却：4 件（計 503.70 m²）
 - ・交換：1 件（計 391.32 m²）
- （経営企画分野、流域整備分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所）
- (2)～(4)
備品の管理等について、同様の事案は発生していません。
(経営企画分野、公共事業総合政策分野、流域整備分野)
- (5) ダブルチェックを実施したため、台帳入力時に使用する書類・資料の軽微なミスが軽減され、台帳への入力ミスが無くなりました。
(四日市建設事務所)
- (6) 備品の保管場所について詳細に記入することで、備品の管理状況を把握しやすくなり同様の事案は発生していません。
(四日市建設事務所)
- (7) 事業実施室から報告書取りまとめ室への資料提供と事業実施室での報告書確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図ることができ、同様の事案は発生していません。
(伊勢建設事務所)
- (8) 上記修正登録を行ったことにより、正しい内容が公有財産台帳に登録されました。
(伊賀建設事務所)
- (9) 取組内容を実施した結果、同様の事案は発生していません。
(尾鷲建設事務所)
- (10) 取組内容を実施した結果、同様の事案は発生していません。
(尾鷲建設事務所)
- (11) 上記の取組を行った結果、同様の事例は発生していません。
(北勢流域下水道事務所)

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き、一般競争入札を行うべき物件については入札の実施を図ります。
また、公共事業の代替地としての活用や隣接土地所有者等への売却等、県有普通財産の有効活用を図っていきます。
- (2)～(11) 同様の事案が再度発生しないよう、平成 23 年度に実施した取組を継続します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) パソコンの損傷 (修理代 35,385 円)</td> <td>(経営企画分野)</td> </tr> <tr> <td>(2) 公用車の損傷 (修理代 134,799 円)</td> <td>(住まいまちづくり分野)</td> </tr> <tr> <td>(3) 資材の盗難 (敷鉄板(鋼板)) (被害額 16,000 円)</td> <td>(四日市建設事務所)</td> </tr> <tr> <td>(4) 公用車の損傷 (修理代 11,036 円)</td> <td>(四日市建設事務所)</td> </tr> <tr> <td>(5) 資材の盗難 (等辺山形鋼、杉材、足場板) (被害額約 10,000 円)</td> <td>(志摩建設事務所)</td> </tr> <tr> <td>(6) パソコンの損傷(修理代 56,175 円)</td> <td>(志摩建設事務所)</td> </tr> <tr> <td>(7) 公用車の損傷 (修理代 15,750 円)</td> <td>(伊賀建設事務所)</td> </tr> <tr> <td>(8) 公用車の損傷 (修理代 52,983 円)</td> <td>(熊野建設事務所)</td> </tr> </table>	(1) パソコンの損傷 (修理代 35,385 円)	(経営企画分野)	(2) 公用車の損傷 (修理代 134,799 円)	(住まいまちづくり分野)	(3) 資材の盗難 (敷鉄板(鋼板)) (被害額 16,000 円)	(四日市建設事務所)	(4) 公用車の損傷 (修理代 11,036 円)	(四日市建設事務所)	(5) 資材の盗難 (等辺山形鋼、杉材、足場板) (被害額約 10,000 円)	(志摩建設事務所)	(6) パソコンの損傷(修理代 56,175 円)	(志摩建設事務所)	(7) 公用車の損傷 (修理代 15,750 円)	(伊賀建設事務所)	(8) 公用車の損傷 (修理代 52,983 円)	(熊野建設事務所)
(1) パソコンの損傷 (修理代 35,385 円)	(経営企画分野)															
(2) 公用車の損傷 (修理代 134,799 円)	(住まいまちづくり分野)															
(3) 資材の盗難 (敷鉄板(鋼板)) (被害額 16,000 円)	(四日市建設事務所)															
(4) 公用車の損傷 (修理代 11,036 円)	(四日市建設事務所)															
(5) 資材の盗難 (等辺山形鋼、杉材、足場板) (被害額約 10,000 円)	(志摩建設事務所)															
(6) パソコンの損傷(修理代 56,175 円)	(志摩建設事務所)															
(7) 公用車の損傷 (修理代 15,750 円)	(伊賀建設事務所)															
(8) 公用車の損傷 (修理代 52,983 円)	(熊野建設事務所)															
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2) 物品等の適正な使用について、平成 23 年 8 月に所属職員に対して改めて注意喚起を行いました。 (経営企画分野、住まいまちづくり分野)</p> <p>(3) 平成 22 年 10 月 21 日の盗難を受け、ただちに以下の再発防止対策を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両進入防止ポール 3 本を新たに設置し、チェーンにて二重に施錠しました。 ・ 随時パトロールを実施しました。(四日市建設事務所) <p>(4) 所内会議を通じて、公有財産の財産管理の重要性を職員へ周知するとともに、公用車を使用するときは、作業点検の実施を徹底しました。(四日市建設事務所)</p> <p>(5) 資材置場入口の鍵を壊され盗難にあった事案であり、パトロールの強化に努めました。(志摩建設事務所)</p> <p>(6) パソコンの電源コードを足に引っ掛け、机上からパソコンが落下し損傷した事案であり、通行の支障とならないよう配線コード類を整理しました。(志摩建設事務所)</p> <p>(7) 公用車(トラック)の上に乗れ枯れ松枝を伐採していたところ、枝の落下個所が落下予定位置をはずれ、公用車天井付近に落下し室内灯と右側サイドミラーを破損したという事案ですが、トラックを使って作業するときは、周囲の安全確認を確実にを行うよう課内全職員に周知徹底しました。(伊賀建設事務所)</p> <p>(8) ・ 県土整備部及び熊野県民センター主催の交通安全研修を全職員に受講勸奨し、職員(業務補助職員・嘱託職員を含む)68 名中 49 名が受講するとともに未受講者にも研修資料を配布し、啓発及び説明を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所内会議等の機会を捉えて厳に交通安全についての注意喚起を行い、再発防止に努めました。(熊野建設事務所) <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 自動車の安全運転と併せて物品の適正使用について注意喚起を行うことで、職員の県有財産管理意識の高揚を図りました。交通事故による公用車の損傷がなくなるよう引き続き注意喚起を行っていきます。(経営企画分野、住まいまちづくり分野)</p> <p>(3) 平成 23 年度におきましても、引き続き施錠などによる防犯対策を継続するとともに、随時のパトロールを実施しており、金品亡失の防止に努めました。(四日市建設事務所)</p>																

- (4) 職員の公有財産に対する管理意識が高まり、金品亡失の防止に努めました。(四日市建設事務所)
- (5) (6) 上記の取組を実施した結果、同様の事例は発生していません。(志摩建設事務所)
- (7) 上記実施した取組により、作業中に公用車を傷つけることはなくなりました。(伊賀建設事務所)
- (8) 職員の交通安全に対する意識・スキルの向上を図ることができました。(熊野建設事務所)

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) (2) 自動車の安全運転及び物品等の適正な使用について、引き続き注意喚起を行い、再発防止に努めます。(経営企画分野、住まいまちづくり分野)
- (3) 施錠などの防犯対策を平成 24 年以降も継続して実施します。(四日市建設事務所)
- (4) 今後とも公有財産の管理について、職員に対して周知、注意喚起を行っていきます。(四日市建設事務所)
- (5) (6) 実施した取り組み内容を継続し、同様の事例が発生しないよう努めます。(志摩建設事務所)
- (7) 引き続き、作業中の周囲の安全確認をしっかりとるように周知徹底します。(伊賀建設事務所)
- (8) 引き続き、職員の交通安全に対する意識向上を図り、再発防止に努めます。(熊野建設事務所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 5,116 筆、1,306,032.72 m²あるので、計画的かつ早急な未登記の解消を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野、各建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未登記対策については、平成 14 年度から年度毎に処理目標を定めるなどして取組を強化してきましたが、引き続き本年度も処理目標（55 筆）を定め、案件毎に登記処理可能性等を分析した結果による平成 17 年度以降の処理方針に沿って、未登記処理を促進しました。 ・ 意見交換を行う担当者会議の開催などのほか、本年度から、効率よく着実に未登記処理を行うため、公共用地室において、経験年数の少ない担当者等への助言指導を行う体制を強化することにより、未登記案件の処理態勢の充実を図りました。 ・ 目標の確実な達成のため、登記の処理計画の進捗状況を詳しく把握し、処理計画の着実な推進を図りました。 ・ 未登記処理については、次のことから、処理困難な案件が多く残っています。 <ul style="list-style-type: none"> a 分筆登記のために地権者や隣接地権者による境界確認が必要で(場合によっては広域的な土地の測量が必要)、多数の関係者への説明等に日時を要すること b 相続や担保権の登記抹消等の問題が重なったりすること 等 <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度における未登記処理の目標を 55 筆として土地の調査・測量・登記手続等を鋭意進めた結果、最終的に 76 筆の処理を行うことができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、平成 17 年度以降の処理方針に沿って平成 24 年度の処理目標を定めるなどして、専門団体等と協議しながら、未登記処理に取り組みます。 ・ 地域機関の担当者に対しては、不動産登記業務に関する研修会の開催や担当者会議での意見交換などのほか、公共用地室において、経験年数の少ない担当者等への助言指導を行う体制を維持し、処理態勢の充実に努めます。

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p>	<p>(4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 訴訟の提起等にかかる印紙代費用の算出方法に誤りが生じたことにより、歳出戻入を行っていた。 (住まいまちづくり分野)</p> <p>(2) 工事請負契約にかかる前払金の過払いにより歳出戻入を行っていた。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) 情報公開請求に対する開示文書の誤りがあった。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 交通事故証明書交付手数料の誤りにより歳出戻入を行っていた。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(6) 使用料及び賃借料の支払において、二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(7) つり銭資金保管簿について、1ヶ月まとめて作成していた。 (伊賀建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>	
<p>平成 23 年度</p>	
<p>1 実施した取組内容</p>	<p>(1) 印紙代費用算出の根拠となる資料の添付を徹底することで、誤りがないかの確認を確実に行うようにしました。 (住まいまちづくり分野)</p> <p>(2) 受注者から提出された請求書の金額の記載が誤っていたのに気がつかず、そのままの金額で支出命令および支払い審査を行ってしまったもので、契約書に記載した前払い金額と突合しなかった等のチェック不足も加わって起こったミスと考えられます。支出命令作成時、決裁時に契約書類等の金額と必ず突合し、複数の職員（支出命令起案者、決裁権者、出納員）によりチェックするように徹底しています。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3) 物品の管理を主任者を決めず複数の担当者で行っていたため、一部の備品で登録漏れが発生しました。このため、今年度は検査の登録は主任者が行い、もう一人が確認をする体制をとりました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) 職員に対して注意喚起を行い、設計書の即日開示に当たっては、複数の職員がチェックを行い、記録を残すことにより再発の防止に努めています。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 交付手数料が変更になっていたため歳出戻入を行ったことから、手数料は事前にチェックすることとし、適正に処理することとしました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(6) 複写機のリース料金の支払において、支出命令書の事業目の入力誤りがあったので、いったん取り消して再度支出命令書を入力したが、最初に入力した支出命令書が完全に取り消し処理がされておらず、二重（倍額）支払となった事案であるため、課内でのチェックを充実させるとともに、同様の単純ミスが発生しないよう情報共有を図り、適正な事務処理に努めました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(7) 「三重県つり銭資金取扱要綱」第8条により、つり銭資金保管簿を毎日記載することを担当職員に対して徹底するとともに、同様のミスが発生しないよう課内で情報共有を進め、適正な事務処理に努めました。 (伊賀建設事務所)</p>
<p>2 取組の成果</p>	<p>(1) 上記の取組を行った結果、同様の事例は発生していません。 (住まいまちづくり分野)</p> <p>(2) 以降、同様のミスは発生していません。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3) 検査体制を整えたため、チェック機能も働き、検査登録漏れを防ぐことができています。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) 設計書の即日開示に当たっては、確認シートを用いて職員の責任の所在を明らかにしたことにより、迅速で正確な事務処理につながりました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 実施した取組により、手数料の過払いによる歳出戻入はなくなりました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(6) 上記実施した取組により、その後の支出事務は適正に行われています。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(7) 上記実施した取組により、要綱に従って毎日つり銭資金保管簿を適正に記載しています。 (伊賀建設事務所)</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

(1)～(7)

同様の事案が再度発生しないよう、平成 23 年度に実施した取組を継続します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(道路政策分野、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、熊野建設事務所、北勢流域下水道事務所)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

(1) 研修会の実施

安全運転講習会等を実施し、職員に対して安全運転、交通事故への注意喚起を行いました。

(2) 過去の事故発生傾向の分析及び注意喚起

平成 18 年度以降の県土整備部における交通事故発生傾向を、月別、曜日別、時間帯別、事故形態別などで分析し、特に注意すべきポイントを示したうえで、本庁室長会議や地域機関総務室長会議等で注意喚起を行い、所属職員への周知を徹底し、交通事故の発生防止に努めました。

(3) 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加

運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加を呼びかけました。

また、公用車を運転する前には、職員同士が安全運転を心がけるよう、互いの声掛けに取り組みました。

(4) メールマガジン「交通安全通信」の発信

定期的に情報を発信することで、交通事故の防止・安全運転を推進しました。

2 取組の成果

職員を対象に安全運転講習会等を実施するとともに、常に交通安全に対する意識高揚を図るため、メールマガジン「交通安全通信」の配信や「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加（161 チーム・483 名参加）に努めました。

上記のとおり各種の交通事故防止策を推進したことなどにより、公用車の交通事故は以下のとおり、減少したところですが、一層の事故抑制に向け、引き続き、啓発活動を行う必要があります。

	22 年度	23 年度 (平成 24 年 4 月 1 日現在)
自損事故	20 件 (63%)	17 件 (68%)
物損事故	8 件 (25%)	7 件 (26%)
人身事故	4 件 (12%)	1 件 (6%)
計	32 件	25 件

平成 24 年度以降 (取組予定等)

平成 23 年度に引き続き、安全運転講習や注意喚起、「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加などを通じて、安全運転意識の高揚、事故発生防止に着実に取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 特別会計の処理状況</p> <p>流域下水道特別会計</p> <p>(1) 北勢流域下水道（北部）、（南部）事業、中勢沿岸流域下水道（志登茂川）（雲出川左岸）事業等において、繰越事業が31億6,939万1千円あるので、進捗管理の強化と円滑な事業の推進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（流域整備分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成23年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>本庁、事務所合同による「工事進捗管理会議」を事業執行の節目で5回開催し、工事の発注予定や進捗状況について情報共有を図りながら、工事進捗と工事内容を精査し、予算の執行管理を徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>会議での意見交換を通して、繰越の原因となる発注の遅れや工事遅延の理由を洗い出し、本庁と事務所で対策を検討することができました。</p> <p>その結果、工事発注内容を見直すなどの取組を行い、事業の進捗を図ることができました。</p>
<p><u>平成24年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、同様の取組を行い、予算の適切な執行を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在で 11 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 (経営企画分野)</p> <p>(2) 単価契約図面作成作業実施要領により各建設事務所が発注しているが、発注伺いの様式に発注理由等の記入欄がないため、建設事務所とも協議のうえ、様式の改正等を行い発注理由の明確化等を図られたい。 (公共事業総合政策分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 22 年度に移行した 1 法人を除く 11 法人に対しては、個別に各法人の状況や意向を聞き取り、申請に向けた具体的な指導を行ってきました。 (経営企画分野)</p> <p>(2) 単価契約図面作成作業実施要領の改正（平成 23 年 9 月 1 日適用）において、発注伺い様式に発注理由の記入欄を設け、発注理由を記入することとしました。 (公共事業総合政策分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 23 年度中に 4 法人の移行申請があり、審議会の答申を受け、平成 24 年 4 月 1 日に移行しました。 (経営企画分野)</p> <p>(2) 発注伺い様式を改正し、適切に運用しています。 (公共事業総合政策分野)</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 残る 7 法人についても、平成 24 年度中に円滑に新制度に移行できるよう、制度の円滑な運用や申請に向けての個別支援に努めます。 (経営企画分野)</p> <p>(2) 改正した単価契約図面作成作業実施要領を適切に運用していきます。 (公共事業総合政策分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (会計支援体制の充実)</p> <p>(1) 会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実など取り組まれているところであり、平成22年度の会計相談件数は 9,618件 (21年度 8,173件 17.7%増) と増加している。しかし、出納局検査における22年度の指導件数が 173件 (21年度 160件 8.1%増) と増加しており、一部の所属における指導件数が多いなど、依然として軽微なミスや誤った事務処理が発生している。</p> <p>このような状況を踏まえ、会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じたOJT研修等の支援体制を今後も一層強化されたい。</p> <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局では、地方自治法及び三重県会計規則等に基づく会計事務について、不明な点や疑問点について相談業務を行うとともに、適正な会計事務の執行という観点から収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務について、検査を行っています。</p> <p>(2) 本庁では、部局毎の担当者を設け、地域では、平成 21 年度から、機動力を強化するために地域駐在を 4 地域 (5 庁舎) に集約・拠点化し、相談、検査に対応しています。</p> <p>(3) 平成 23 年 4 月から、各所属の会計事務担当者等の習熟度に応じたOJT研修等を充実させるため、事後検査については本庁、地域機関とも年 2 回の抽出検査としました。事前検査については執行伺のあとの見積徴収から契約締結が適正に行われるよう注意すべき事項をまとめたチェック表を作成して各所属に配付し、事務処理のフォローアップを行いました。また、平成 23 年 3 月には各地域駐在に財務会計システム及び電子調達システムの模擬環境を備えたパソコンを配備して集合研修等で活用しました。そのほか、検査以外の期間において各所属を巡回し、検査後のフォローアップやOJT研修を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度の相談件数は 8,171 件で、前年度の 9,618 件と比較し大幅に減少しました。平成 22 年 2 月に運用を開始した新電子調達システムの運用が 1 年を経過し、システムの操作をはじめとした契約に関する相談が大幅に減少したことが要因と考えられます。また、検査・指導を厳正化することにより各所属の検査前の点検・自己検査を促すため、前年度までは軽微な誤りは口頭指導に止めていたところを、誤った事務処理は原則全て指導事項としたことから、平成 23 年度の指導件数は 798 件と大幅に増加しました。なお、上半期に実施した検査・指導により改善が図られたことから、指導件数は上半期の 481 件から下半期には 317 件と減少しました。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、所属の会計事務処理体制に応じた支援を充実します。</p> <p>(1) 事後検査については、年 2 回の抽出検査を基本としますが、所属の会計事務処理体制に応じて、検査以外でも職場を巡回し、検査後のフォローアップやOJT研修を行います。</p> <p>(2) 様々な研修の機会に、会計事務担当職員等の法令遵守・公金意識を醸成することにより自主・自立を促します。</p> <p>(3) 平成 23 年度に出納局内で作成した物品売払いマニュアルについて、研修等で活用することにより、知識の習得に併せて、経費に対する職員の意識改革を図ります。</p> <p>(4) 同様に局内で作成した契約書のひな形については、内容を精査したうえで各所属に情報提供し、契約事務を支援します。</p> <p>(5) 各所属における小規模修繕に係る仕様書作成をサポートするため、土木、建築、電気、機械の各分野からなる会計事務専門員を配置し、支援体制を充実します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 物品の適正管理について、各所属あて通知し、注意喚起を図っているところであるが、金品亡失(損傷)が平成22年度は前年度に比べて6件増加しており、187件の発生と依然として多い状況である。 引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。 (出納分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局が実施する事後検査時(年2回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における防止・啓発策の聞き取りを行うとともに、金品亡失(損傷)が発生した所属については、その亡失(損傷)時の態様等の聞き取りを行い、適正な管理がされているかの確認と注意喚起を行いました。</p> <p>(2) 出納局が主催する各種研修や月1回発行する「出納かわら版」において、近時の金品亡失(損傷)の状況、金品亡失(損傷)が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、また態様によっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の醸成に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納局主催研修 新任出納員研修(4月7、8日)、新任会計職員研修(4月11～15日、6月6～10日)等 ・出納かわら版の発行(7月号) <p>(3) 金品亡失(損傷)の状況を把握するため、2ヶ月毎に各部局から提出される報告書を取りまとめ、各部局にその状況をフィードバックするとともに、亡失(損傷)件数が増えている部局に対してはその原因や部局による防止策等の聞き取りを行い、防止策の周知徹底を図るよう注意喚起を行いました。</p> <p>(4) 各所属に対して金品を亡失(損傷)した際には、その態様により厳正な対応を行う場合があることを総務部と連名で依命通知し、物品の適正な管理を促しました。</p> <p>(5) 金品の適正管理の徹底を図るため、県の損害額30万円以上の案件について金品損傷を発生させた所属長に文書指導を行いました。(2件)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>総務部との連名による依命通知や文書指導を行うこと等の周知、出納局検査、各種研修会等、様々な機会を利用して意識啓発等を行った結果、平成23年度の金品亡失に関する報告件数は255件で、うち紀伊半島大水害の被害による66件を除くと189件となっており、前年度の187件と比較してほぼ同数となっています。</p>
<p>平成 24 年度以降(取組予定等)</p> <p>出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう引き続き意識啓発等を行います。</p> <p>しかしながら、職員の不注意による金品亡失が依然として散見されるため、防止策の強化として、所属長へ行う文書指導の対象を拡大する(県の損害額30万円以上→10万円に、また、職員の不注意の度合いが大きいものを対象にする)とともに、所属長からの改善報告書の様式を改め、金品亡失(損傷)を発生させた職員本人の自覚を促すこととします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>弁償金の収入未済額が 21,871,353円あり、前年度と比べ減少していないので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に、より一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(発生原因)</p> <p>平成 21 年 8 月 4 日、三重県が単価契約をしていた法人の代表取締役が、平成 21 年 1 月 28 日頃から同年 6 月 26 日頃までの間、「NEC」の類似商標を外装箱に表示したトナー・カートリッジを三重県に販売し、日本電気株式会社の商標権を侵害したとして、商標法違反の疑いで三重県警察に逮捕されました。</p> <p>同年 8 月 20 日に、津簡易裁判所の略式命令が出され、その後、相手方の罰金刑が確定しました。</p> <p>罰金刑確定に伴い、模造品納入によって県が被った損害について、平成 22 年 3 月 31 日付けで損害賠償請求書を相手方へ送付しました。しかし、納付期日を過ぎても賠償請求額が納付されないため、未収金となりました。(損害賠償請求金額 21,871,353 円)</p> <p>(訴えの提起・口頭弁論)</p> <p>相手方に損害賠償金の支払いを求め、平成 22 年 9 月 13 日に津地方裁判所へ訴えを提起し、10 回の口頭弁論が開かれました。</p> <p>(発生防止策)</p> <p>物品等の納品検査時には適正に履行確認を行うよう、研修会等で注意喚起を行いました。また、現在単価契約している納品物(トナー)の抽出検査も行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>口頭弁論では、原告(県)、被告(相手方)ともお互いの主張及び相手方への反論を行ってきましたが、被告の資力等も勘案し債権の確実な回収を図るため、関係者と協議・調整のうえ、平成 23 年 12 月 12 日の第 10 回口頭弁論にて和解しました。</p> <p>(主な和解条項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被告は 700 万円を平成 23 年 12 月から平成 30 年 9 月まで毎月分割して支払うものとする。 <p>なお、平成 23 年 12 月分から平成 24 年 3 月分の分割金の支払いは条項どおり履行されました。</p>
<p>平成 24 年度以降(取組予定等)</p> <p>和解条項に則り、和解金が適正に納付されるように努めます。</p> <p>また、相手方が分割金の支払を 2 回滞った場合は、和解条項に基づき厳正に対処します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。</p> <p>(2) 自己検査が期限内に行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 物品照合は定期的には実施していましたが、一部システムへの登録を失念してしまいました。改めて役割分担を確認し、連携して再発防止に努めました。</p> <p>(2) 会計事務自己検査については、三重県会計事務自己検査要綱に基づき、定められた時期に適切に行うよう留意し、漏れのないようチェック体制を強化しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 23 年度は、平成 23 年 10 月 27 日に物品照合を実施し、財務会計システムにその結果を登録しました。</p> <p>(2) 平成 23 年度は、定められた時期に適正に自己検査を行いました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 平成 23 年度から財務会計システムへの登録は自己検査項目から外れ、任意となりましたが、今後も定期的に適切に物品照合を行い、自己検査を実施します。</p> <p>(2) 今後も、三重県会計事務自己検査要綱に基づき、適切な時期に適正に自己検査を実施します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) その他</p> <p>(1) 三重県会計規則においては督促に関する規定がなく、地方自治法第231条の3第1項及び地方自治法施行令第171条の規定に基づき、個別の要綱に基づいて対応している状況である。</p> <p>しかしながら、突発的に未収が発生した場合には、要綱を定めていない場合もあり、適正な事務処理を促進するためにも、督促等の債権管理の全庁的な取り扱いについて、今後もさらに各担当部局に周知されたい。</p> <p>(2) 車検切れの公用車を運行していた事例があったため、公用車の車両管理を徹底し、車両運行を適正に行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 督促に関する規定は地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び地方自治法施行令第 171 条に定められていること、また、収入未済への対応については債権によって事情が異なることから、督促等の債権管理については個別の要綱で規定することとし、会計規則では規定を設けていません。</p> <p>しかし、こうした督促すべき根拠規定が十分認知されていないことも考えられることから、未収金の適正な回収及び督促の根拠規定について、各所属への情報提供ツールである「出納かわら版」平成 23 年 9 月号において周知しました。</p> <p>また、平成 24 年 3 月に、収入事務を担当する職員を対象に未収金対策やその問題点及び会計規則への督促規定の整備に関するアンケート調査を実施しました。</p> <p>(2) 公用車の年間管理計画を作成し、車検の時期について漏れのないよう、チェック体制の強化を図りました。また、危機発生の経緯を局内全体で情報共有し、公用車使用にかかる危機管理意識の向上を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 全所属と出納員等に対してメール配信したことにより、一定の周知効果が得られたと考えています。</p> <p>(2) 定期点検や車検の時期・運行管理等の車両の管理状況を定期的を確認し、適切な公用車の運行管理に努めました。</p> <p>* 全国的な車検切れ車両運行の発生に対し、平成 23 年 6 月に国土交通省より、公用車等の適切な保守管理の実施について依頼がありました。出納局では、公用車所管所属に対し、定期点検・車検の実施状況の再確認を依頼するとともに、より一層の適切な管理に努めるよう注意喚起を行いました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 適切な債権管理について、「出納かわら版」や出納員研修、会計事務職員研修等の場を利用して周知していきます。</p> <p>また、平成 24 年度は、総務部に税務・債権管理課が新たに設置されることから、同課や各部局の関係課と連携して、会計規則への督促規定の整備について検討を行います。</p> <p>(2) 平成 24 年度以降においても、上記車両管理体制により、適正な公用車の運行に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業譲渡にかかる諸課題への対応)</p> <p>(1) 水力発電事業については、譲渡先である中部電力(株)と検討協議を重ねた結果、平成23年8月に譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等に関する基本的事項の合意書が締結されたところである。今後は、23年3月に締結された譲渡・譲受に向けての確認書等に示された地域貢献、設備、用地等の課題について、その対応方針に沿って関係部局等とともに着実な解決を図り、25年4月からの段階的な譲渡を円滑に進められたい。 また、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算手法等について、検討を進められたい。 (経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成23年8月2日に中部電力(株)と「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」を締結するとともに、平成23年3月に締結された譲渡・譲受に向けての確認書等に示された地域貢献、設備、用地等の課題について、その対応方針に沿って設備改修、発電所の建物登記、関係法令に基づく国との協議や譲渡に関する関係機関への説明などを進めました。</p> <p>(2) 水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算手法等については、企業庁内で検討を進めるとともに、公営企業の譲渡事例として、ガス事業を民間譲渡した長野県企業局を訪問し、調査を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) PCB大型変圧器取替(宮川第一・宮川第二)などの設備改修、宮川第二発電所鉄管塗装などの老朽化設備補修の前倒し、発電所の建物登記、中部電力(株)仕様の土地台帳の整備などを進めました。</p> <p>(2) 河川法・電気事業法等関係法令に基づく、譲渡・譲受に必要な水利権譲渡などの手続きに関する協議を国土交通省等と進めました。</p> <p>(3) 宮川流域等関係市町、漁協、土地改良区等に対して、譲渡時期や譲渡範囲などの説明を行いました。</p> <p>(4) 長野県企業局が実施した公営企業の清算手法を調査することで、清算特別会計における予算・決算の作成方法等について、確認することができました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 基本的事項の合意書に定めた各発電所の譲渡日までに本契約を結ぶため、中部電力(株)や関係機関との協議を進めるとともに、引き続き必要な課題解決に取り組みます。なお、紀伊半島大水害で被災した青田発電所について、譲渡期間内の復旧に向けて取り組みます。</p> <p>(2) 長野県の調査結果等を参考に、今後は公認会計士等とも協議しながら、適正な清算手法の検討を進めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の健全な経営)</p> <p>(2) 水力発電譲渡後のRDF焼却・発電事業については、企業庁が任意適用事業として運営することとされている。 地方公営企業には、経営に伴う収入で経費を賄うなど、独立採算による事業運営が求められることから、健全な経営が行えるよう、関係部局とともにその経営手法について検討を進められたい。 (経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 企業庁内で組織する検討部会を5回開催し、県の焼却施設の運営を有償化し、企業庁の経営に伴う収入となるような受入手法について検討を行いました。</p> <p>(2) 一方で、環境森林部とも検討部会を4回開催し、焼却施設の運営の有償化や他の方法など、一般会計からの支出方法について検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>環境森林部との検討部会では、水力発電譲渡後については、焼却施設の運営を有償とし、委託料として一般会計から支出する手法を中心に検討を進めました。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 企業庁の経営に伴う収入となるような一般会計からの資金の受入方法や必要となる金額について結論を出すよう、環境生活部との検討部会で引き続き検討を進めます。</p> <p>(2) 上記の結論が出た後、その他の関係する部局を検討部会のメンバーに加え、県として結論を出すよう、検討を進めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (工業用水道事業の需要拡大)</p> <p>(3) 北伊勢工業用水道事業については、平成 22 年度に契約水量が 15,680 m³/日増加したものの、平成 23 年 3 月 31 日現在において、96,660 m³/日の未契約水量が存在する。 中伊勢工業用水道事業については、22 年度に契約水量が 180 m³/日増加したものの、23 年 3 月 31 日現在において、15,330 m³/日の未契約水量が存在する。 厳しい経済状況の下ではあるが、関係部局等と連携し、工業用水の需要の拡大に引き続き努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 工業用水道事業の需要拡大の取組としては、企業立地担当部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し、迅速に対応し、需要拡大に取り組みました。 平成 23 年度は、県の企業立地担当部局から 4 件、市の企業立地担当部局から 3 件、企業から 3 件、計 10 件の新規給水に関する問い合わせがあり、料金や工事費負担金等の説明を行いました。 また、企業が工業用水を使用する際、既存の工業用水道施設から工場までの配水管を敷設する必要があり、その費用が企業にとって大きな負担となっています。このため、経済産業省において企業立地に伴う工業用水道施設の建設工事への補助制度が検討されており、経済産業省と工業用水道事業を運営する関係縣市との意見交換会において制度化されるよう意見を申し入れました。</p> <p>2 取組の成果 平成 23 年度は北伊勢工業用水道事業で 2 社、中伊勢工業用水道事業で 1 社、計 3 社 (400 m³/日) の新規給水 (増量を含む) を行いました。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>今後も、企業立地担当部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し、迅速に対応し、需要拡大に取り組んでいきます。 また、企業立地に伴う工業用水道施設の建設工事への補助制度について、引き続き、経済産業省に対して制度化の要望を行っていきます。 今後も厳しい状況は続くと思われませんが、引き続き、工業用水道事業の需要拡大に積極的に取り組んでいきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(施設の耐震化等の推進と企業庁各種防災計画の見直し)

- (4) 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が懸念されている。水道、工業用水道施設は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであるため、施設の耐震化等の推進を引き続き進められたい。

また、東日本大震災を踏まえて、国・県では、被害想定等の見直しが行われている。これらの動向を注視しながら、津波対策を含めた各種防災計画の必要な見直しを早急に進められたい。
(経営分野、事業分野)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

大規模災害や漏水等に係る給水障害に備えるため、施設の耐震化、老朽劣化対策等を計画的に進めることを目的に「三重県企業庁第2次中期経営計画」において年次目標を定め、施設改良計画を実施しています。

平成 23 年度は、計画に基づき着実に対策を進めるとともに、次年度以降の耐震化計画について一部の工事を前倒しすることを決定しました。

また、東日本大震災の状況も踏まえ、「三重県企業庁防災危機管理推進計画」の再点検及び見直しに向けての検討を行いました。

2 取組の成果

(1) 中期経営計画の進捗状況

		H23 年度		H23 年度までの累計	
		計画	実績	計画	実績
水道	主要施設 (129 施設)	1	1	128 (99.2%)	128 (99.2%)
	水管橋 (170 橋)	1	3	159 (93.5%)	161 (94.7%)
工水	主要施設 (64 施設)	3	4	50 (78.1%)	51 (79.7%)
	水管橋 (74 施設)	3	3	57 (77.0%)	57 (77.0%)

※水道の水管橋について実績が 2 件上回っているのは、耐震診断を行った結果、2 橋が耐震化不要となったため。

※工水の主要施設について実績が 1 件上回っているのは、耐震化工事を実施予定の 1 施設について、耐震性能を満たしているとの解析結果が出たことにより、耐震化不要となったため。

- (2) 「三重県企業庁防災危機管理推進計画」の見直しを行い、災害時における初動対応・体制強化の取組等を反映させました。

平成 24 年度以降 (取組予定等)

企業庁では、管路や浄水場など多くの施設を維持しながら事業運営を行っていることから、今後想定される大規模地震に備えるため、引き続き危機管理体制の強化を図るとともに、耐震化計画に基づき平成 28 年度の完了に向けて耐震化を推進していきます。なお、前倒しを決定した工事については着実に進め、早期の完成を目指します。

また、東日本大震災を踏まえて、今後、国や関係機関から示される被害想定結果や津波対策を含めた施設の構造に関する設計指針等を見直しに合わせて、各事業別の耐震化計画及び安全対策の内容等を見直します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (長期債務の繰上償還)</p> <p>(5) 企業庁では、水道事業及び工業用水道事業において、従来から高金利企業債の借換や繰上償還、並びに水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施し、平成22年度までに約185億4,400万円の支払利息を軽減している。</p> <p>長期債務の支払利息にかかる財政的負担の軽減を図るため、企業債については、24年度までの公的資金補償金免除繰上償還制度を引き続き活用して、高金利企業債の繰上償還を行われたい。</p> <p>また、水資源機構割賦負担金についても、引き続き繰上償還できるよう水資源機構に対し要望されたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>企業債については、延長された公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき、平成24年3月に2億4,300万円(水道:7,000万円、工水:1億7,300万円)の繰上償還を実施しました。また、水資源機構割賦負担金については、工業用水道事業において、平成23年9月に12億2,500万円の繰上償還を実施するとともに、平成24年度以降の繰上償還について、水資源機構に対して要望を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>繰上償還に伴い企業債については、約5,700万円(水道事業2,000万円、工業用水道事業3,700万円)の支払利息が軽減される見込です。また、水資源機構割賦負担金については、約1億8,500万円の支払利息が軽減される見込です。</p> <p>なお、水資源機構に対して繰上償還の要望を行った結果、平成24年度は7億4,600万円の繰上償還が認められました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>企業債については、平成24年度まで延長された公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき償還を行っているところであり、最終年度である平成24年度は2億400万円(水道事業)の繰上償還を行う予定です。</p> <p>また、水資源機構割賦負担金については、平成24年度で7億4,600万円の繰上償還を行う予定です。</p> <p>なお、平成24年度で繰上償還制度が終了することから、引き続き繰上償還を行うことができるよう、関係機関に対して要望を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務 地域機関分 工業用水道使用料の収入未済額が 636,300 円あり、前年度と比べ減少していないので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(北勢水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当該事業者は、新規事業の立ち上げがうまくいかず、平成 20 年 10 月から料金未納が続いたため、督促状を送付するとともに訪問し、料金納付を督促しました。しかし、料金が納付されなかったことから、平成 21 年 6 月給水停止の措置をとりました。</p> <p>その後、当該事業者から分割納付の申し出があり、その申し出を許可（平成 22 年 10 月）しましたが、1 回目の納付がされなかったため、平成 22 年 12 月に工業用水道事業室において鈴鹿簡易裁判所に支払督促申立て（法的措置）を行いました。</p> <p>当該事業者からは、異議申立て（毎月 1 万円分割納付を希望）が鈴鹿簡易裁判所に提出され、平成 23 年 3 月に裁判となりましたが、平成 23 年 4 月に判決の言い渡しがあり、企業庁が勝訴しました。</p> <p>判決後も、当該事業者からの支払いがないため、平成 23 年 5 月と 7 月に預金債権と出資持分債権を対象とした差押え申立てを行いました。回収する債権がなく、預金債権については平成 23 年 7 月に、出資持分債権については平成 23 年 8 月に申立てを取り下げました。</p> <p>今回の事例を踏まえ、収入未済金の発生を抑制する方法を検討して、収入未済金の徴収に関する要領を策定することとし、策定に当たり、他部局の要領等を調査しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>裁判により債権の確定を受け、財産調査を行いました。資産を発見することができず、差押え等具体的な結果を出すことができませんでした。</p> <p>平成 24 年 1 月に工業用水道事業室において、「工業用水道事業に係る未収金徴収マニュアル」を制定しました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>収入未済額 636,300 円については、法人登記等により当該事業者の会社の状況を確認するとともに、当該事業者に督促を行い、収入未済金の徴収に努めます。</p> <p>また、料金の未納が発生した場合は、「未収金徴収マニュアル」に沿って督促、催告等を行い収入未済金の発生を防止を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【ボトルウォーター製造業務委託】 契約書に定められた「業務完了報告書」が提出されていなかった。（事業分野 水道事業会計）</p> <p>イ 県単工事</p> <p>(1) 【水沢浄水場 2 系沈殿池汚泥掻寄機修繕工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。 (北勢水道事務所)</p> <p>(2) 【大里浄水場 帳票システム他中央監視制御設備等修繕工事】 「公共工事発注見通し」に掲載していなかった。 (中勢水道事務所)</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 少額物品・役務等調達基準にかかるローテーション表を作成していなかった。 (北勢水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 職員に指摘の趣旨を徹底し、平成 23 年分から業務完了報告書を提出してもらうよう改善しました。</p> <p>イ 県単工事</p> <p>(1) チェックリストは作成していましたが、本冊へ綴り忘れていたため、担当者以外の者が必要書類の添付もれがないか確認することとしました。</p> <p>(2) 公共事業発注見通しのチェックを担当で行っていたため掲載ミスが発生しました。チェック機能の強化を図るため、所内入札審査会において入札案件と公共工事発注見通し一覧とを照合することとしました。</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) ローテーション表を作成しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 契約行為や物品管理等に関する職員の意識が高まり適正に処理しています。</p> <p>イ 県単工事</p> <p>(1)(2) 取組を実施した結果、同様の事案は発生していません。</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) ローテーション表を使用し適正に処理しています。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>取組を継続し適正な事務処理に努めます。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 財産管理状況	
(1) 廃棄済みの準備品が台帳から削除されていなかった。	(経営分野 3 事業会計共通)
イ 金品亡失	
(1) 発電所の電線等の盗難 (取得価格 185,000 円)	
(2) 携帯電話の損傷 (取得価格 4,518 円)	(三瀬谷発電管理事務所)
ウ 公共用地の未登記	
(1) 過年度 1 筆 13.2 m ²	(北勢水道事務所)
(2) 過年度 13 筆 5,988 m ²	(志摩水道事務所)
(3) 過年度 8 筆	(三瀬谷発電管理事務所)
講じた措置	
平成 23 年度	
1 実施した取組内容	
ア 財産管理状況	
(1) 三重県企業庁会計規程に則して、台帳から廃棄済の準備品を削除しました。	
イ 金品亡失	
(1) 建屋の窓が外部から進入しやすい構造であったため盗難の被害に遭いました。発電所建屋及び修理工場の窓に鋼製の格子を設置しました。	
(2) 職員の不注意で携帯電話を排水ピットの中に水没させてしまい使用不能となりました。当該職員には、今後、このようなことのないよう注意するとともに、所内で情報共有し全職員に、より一層、公用の備品に対する管理意識が高まるよう徹底しました。	
ウ 公共用地の未登記	
(1) 現在未登記となっている 1 筆について地権者に相続問題を解決するよう働きかけ、早期に所有権移転登記ができるよう取り組みました。	
(2) 現在未登記となっている 13 筆について、志摩市、土地家屋調査士ほか関係者と協議を行い、うち 3 筆について地権者との再立会、再測量を行い所有権移転登記に向けての手続きを実施しました。	
(3) 戸籍が残っておらず登記名義人が所在不明の 4 筆について、公示送達による時効取得の手続きを弁護士に依頼しました。	
2 取組の成果	
ア 財産管理状況	
(1) 台帳と現有準備品の整合を図りました。	
イ 金品亡失	
(1)(2) 平成 23 年度において、同様の事案は発生していません。	
ウ 公共用地の未登記	
(1) 相続問題の解決の目途がたっていない状況です。	
(2) 3 筆について、地権者の承諾を得て所有権移転登記を行いました。	
(3) 公示送達による時効取得を依頼した 4 筆について所有権移転登記を行いました。	

平成 24 年度以降（取組予定等）

ア 財産管理状況

- (1) 毎年度 1 回以上準備品出納簿と現品の照合を行い、台帳と現品の整合に努めます。

イ 金品亡失

- (1) 防犯対策を継続して実施します。
- (2) 全職員に対して金品の適正な取り扱い、管理について、意識・自覚を高めるよう所属内会議等を通じ注意を喚起し、同様の事案が発生しないよう努めます。

ウ 公共用地の未登記

- (1) 所有者に対し所有権移転登記の要請を行い、所有権移転登記が早期に完了できるよう取り組んでいきます。
- (2) 引き続き、隣接地の境界が未確定のものについての再測量等を行い、未登記の解消に努めます。
- (3) 引き続き、地権者の承諾が得られないものについて、地権者等に対し登記の承諾を要請し、未登記の解消に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 水道施設の使用水量の検針において、水量の記録ミスにより歳出戻入を行っていた。 (北勢水道事務所)</p> <p>(2) 支払システム入力誤りのため、歳出戻入を行っていた。 (三瀬谷発電管理事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 検針から水量の伝達までの時間的余裕がなく、洗管作業の際使用した水量の調整が漏れていたため歳出戻入となりました。複数の担当で水量の確認を行うこととしました。</p> <p>(2) 支払システムの修正入力が締切処理時間直前だったため、タイムラグにより本庁処理データとして反映されず同一伝票番号で二重支払となり、歳出戻入の処理が発生しました。 締切時間直前のデータ入力の際には、本庁に連絡し、本庁、事業所で確認をすることにしました。また、本庁の処理時間に余裕をもたせるため入力締切時間を変更し支払システムの使用を制限することにしました。 再発防止対策について、会計担当者説明会等にて周知し、情報共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) 平成 23 年度において同様の事案は発生していません。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、水量確認、記帳には十分注意し数値の確認を徹底します。</p> <p>(2) 引き続き、本庁と連携を図りデータ内容の再確認を徹底します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 100%）（物損額：県 586,055 円 相手 132,195 円） （事業分野 工業用水道事業会計）</p> <p>(2) 物損事故（負担割合：県 100%）（物損額：県 0 円 相手 125,843 円）</p> <p>(3) 人身事故（示談中） （北勢水道事務所）</p> <p>(4) 自損事故（物損額：県 156,450 円） （三瀬谷発電管理事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 （企業庁全体としての取組） 公用車の運行管理に関して、企業庁職員が交通事故を起こさないために、交通ルール・マナーを習得し、安全運転ができることを目指す「交通安全セミナー」を三重県交通安全研修センター（津市）において 4 回開催しました。（参加職員数 62 人） さらに、企業庁の緊急自動車を運転する職員を対象として、安全な運転を確保するために、「緊急自動車交通安全研修」を 1 回開催し、運転にあたってのルールや注意点などの必要な交通安全教育を実施しました。（参加職員数 16 人） なお、所属長会議等において、各所・室での交通安全意識の向上とともに、県有財産の取り扱いに関する意識啓発を依頼し、各所・室では全体会議や朝礼等の際に意識啓発を行いました。 また、三重県生活・文化部主催の「無事故・無違反チャレンジ 123」に企業庁全体で 40 チーム 120 人の職員が参加し（職員参加率 50%）、事故防止の意識醸成に取り組んだ結果、無事故無違反達成率は 95%でした。（参考：県機関等の平均達成率は 93%） （事業分野：工業用水道事業室） 工業用水道事業室のミーティングにおいて、交通安全意識と県有財産管理意識の啓発を行いました。 また、「無事故・無違反チャレンジ 123」に工業用水道事業室の全職員が参加し、事故防止の意識醸成に取り組んだ結果、無事故無違反達成率は 100%でした。 （北勢水道事務所） 毎月の所内会議で交通事故を絶対に起こさないよう職員に注意喚起するとともに、正面玄関への交通安全ポスターの掲示と幟を掲揚し交通事故防止の意識向上に努めました。 また若年運転者を中心として、交通安全セミナーに 22 名、緊急自動車安全研修に 6 名受講させ、自動車運転業務を遂行する上での知識、技術の習得に努めました。 （三瀬谷発電管理事務所） 交通事故当事者に対しては、所属長が面談を実施し、事故の状況・原因等について聞き取り、事故防止に向け交通安全意識及び県有財産の管理意識が高まるよう指導助言を行い、今後このような事故が起きないように十分注意し、安全運転を心がけるよう厳重に注意するとともに、どんな些細な事故でも遅滞なく報告するよう指導しました。 さらに、松阪県民センター主催の「交通安全研修」へ全職員が参加するとともに、所内でも全職員対象の交通安全研修を開催し、義務と責任の理解と必要な知識や技術の習得を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p>

(企業庁全体としての取組)

上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成23年度において、企業庁全体で公用車事故が2件発生しました。今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。

(事業分野：工業用水道事業室)

上記のとおり職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の啓発に努めたところ、平成23年度においては、公用車の事故は発生していません。

(北勢水道事務所)

上記のとおり交通事故ゼロを目指し職員の意識向上に努めましたが、平成23年度において交通事故が1件発生し、事故を防止することはできませんでした。

この事を重く受け止め、職員一丸となって交通事故の根絶に努めてまいります。

(三瀬谷発電管理事務所)

上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めたところ、平成23年度においては、公用車の事故は発生していません。

平成24年度以降（取組予定等）

(企業庁全体としての取組)

引き続き、交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚に努めるとともに、企業庁職員を対象とした「交通安全セミナー」等を開催し、職員の交通安全意識の高揚に取り組みます。

(事業分野：工業用水道事業室)

引き続き、課のミーティング等で交通安全意識及び県有財産管理意識の啓発を行います。

(北勢水道事務所)

年度当初に外部講師(警察等)を招き、全員参加の交通安全講習を実施し、運転時の心構え、管内の交通危険箇所を周知することで交通事故の根絶に努めます。

また、新任者、転入者へは車幅間隔の違う作業車等の運転研修を実施するとともに、所内会議や職場労働安全委員会等あらゆる機会を捉え職員一人ひとりに、交通安全や運転時の体調管理に十分注意するよう喚起します。

(三瀬谷発電管理事務所)

引き続き、交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚を図るため、法令遵守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修等への積極的な参加を働きかけます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(1) 県立病院改革

県立病院改革については、総合医療センターの特定地方独立行政法人化、志摩病院の指定管理者制度の導入に向けての手続きが進められている。

病院の運営形態の変更にあたって、健康福祉部との業務分担については、双方で十分な連携を保ち工程に沿って着実且つ遺漏のないよう進められたい。

運営形態変更後も診療行為に支障の出ない体制とすることに努められたい。

また、患者や地域の住民に対しても十分な情報提供を行われたい。

運営形態の変更に向け、総合医療センターについては、特定地方独立行政法人化に伴う財務上の課題について整理が進められているところである。今後は、志摩病院など3病院についても、累積欠損金や退職給与引当金等への対応はもとより、志摩病院の指定管理者制度移行にかかる退職給与等の資金手当の課題についても検証し整理されたい。

(県立病院経営分野)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

病院事業庁では、平成 22 年 3 月に決定された「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、病院機能の回復と地域医療の維持のため、健康福祉部と業務を分担しつつ密接に連携しながら、改革にかかる取組を進めてきました。

改革を進めるにあたっては、患者や地域住民の皆様の御理解と御協力を得ることが不可欠であることから、志摩病院への指定管理者制度の導入については、平成 23 年 11 月と平成 24 年 3 月の 2 回、住民説明会を開催して指定管理による病院運営について説明を行ったほか、総合医療センターの地方独立行政法人化についても、四日市市や近隣の主要医療機関に中期目標を踏まえた今後の病院運営等の説明を行いました。

また、志摩病院など 3 病院にかかる累積欠損金や、志摩病院の運営形態の移行に伴い必要となる経費については、関係機関・所属と調整し、必要な予算措置を行いました。

2 取組の成果

志摩病院については、基本協定に基づき指定管理者から提出された平成 24 年度業務計画書をもとに、管理業務の具体的な内容や指定管理料等の交付などを規定する年度協定を締結したうえで、平成 24 年度から充実した診療体制のもと、指定管理者制度を開始する予定です。

総合医療センターについても、健康福祉部と連携して法人設立にかかる手続きを行うとともに、諸規程など法人の制度設計や情報システムの構築などの取組を進め、一定の財産的基礎を確保して法人に移行する予定です。

平成 24 年度以降（取組予定等）

志摩病院については、少しでも早く診療体制が回復・充実し、地域の中核病院としての医療を安定的、継続的に提供していけるよう、運営形態移行後も病院運営の状況を十分に把握しつつ、指定管理者に対して医師の確保を強く要請するとともに、必要に応じて指定管理者と連携して関係機関との調整を行うなど、病院事業庁として責任をもって対応していきます。

※ 地方独立行政法人総合医療センターについては、平成 24 年度以降は健康福祉部が所管。

総合医療センターについては、設立団体である県が定めた中期目標において、地方独立行政法人として理事長の責任と権限のもと柔軟かつ効率的な病院運営を行い、県民等から一層信頼される病院となることを求めており、法人の自律性・自主性を尊重しつつ、評価委員会による評価等を通じて、目標の実現に向けた適正な業務運営の確保がなされるよう努めていきます。

(健康福祉部)

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>平成22年度の病院事業会計の収益的収支は5億5,484万円の純損失となり、前年度に比べ4億6,267万円収支は改善したものの、依然多額の純損失を計上している。</p> <p>23年度末までは、県立県営で4病院の運営を行っていく方針であることから、経営の改善及び県立病院としての役割、機能の充実に向け、設定した目標に則り、収支の改善、資金の確保、患者サービスの向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>今後も県立県営が継続されるこころの医療センターと、当面、県立県営で運営されることとなる一志病院及び病院事業庁（県立病院経営室）については、平成22年度から平成24年度までの中期的なビジョンと戦略及び具体的な行動に向けた取組をとりまとめた「中期経営計画（平成22～24年度）」に基づく「平成23年度年度計画」を策定し、中期経営計画の対象となっていない総合医療センター及び志摩病院については、従来同様に年度ごとの「当面の運営方針（平成23年度）」を策定し、収支の改善、資金の確保、患者サービスの向上等に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成23年度決算見込においては、総合医療センター及び志摩病院は、経常赤字を計上する見込であるものの、こころの医療センター及び一志病院については、昨年度に引き続き経常黒字を計上できる見込となっています。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>こころの医療センター、一志病院及び病院事業庁（県立病院課）については、引き続き平成24年度も「中期経営計画（平成22～24年度）」に基づく「平成24年度年度計画」を策定し、収支の改善、資金の確保、患者サービスの向上等に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>ア 平成21年度中に7対1看護基準を取得し、安心して質の高い医療・看護を提供しているところである。看護基準の安定維持に努めるとともに、DPC（診断群分類包括評価）の適正な運用や費用の節減等により、経営の改善に引き続き取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（総合医療センター）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 看護基準の安定維持（看護スタッフの確保と定着）について</p> <p>看護基準の安定維持に関しては、看護スタッフの確保と定着が必要になります。確保については、さまざまな就職説明会の開催及び参加、院長や看護部長などによる積極的な学校訪問などを行いました。</p> <p>また、定着については、平成 22 年度にシステム化した卒後臨床研修プログラムを更に充実させるとともに、スタッフのきめ細かなメンタル面も含めたフォローの実施や職場風土改善などに取り組み、離職防止に努めました。</p> <p>(2) 収支改善への取組について</p> <p>収益に関しては、診療報酬改定やDPC（診断群分類包括評価）の適正な運用を図るため、医師や看護師等を対象とした説明会を定期的で開催して、病院スタッフ全員の理解を深めるとともに、より一層の収益確保に向けた取組を進めました。</p> <p>一方、費用については、薬品・診療材料などの各種経費の抑制、ジェネリック（後発）医薬品の使用向上などに努め、病院全体で収支の改善に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 看護基準の安定維持について</p> <p>平成 23 年度は 5 階西病棟を再開し、病床数が 24 床増加しましたが、7 対 1 看護基準を維持したうえで質の高い医療・看護を提供しています。</p> <p>(2) 収支改善への取り組みについて</p> <p>医業収益に占める診療材料費の比率を平成 22 年度以上に抑制できる見込（H22：11.60%→H23：11.52%）で、収支改善に寄与しています。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、看護基準の安定維持に努めるとともに、病院全体で経営の改善に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>イ 精神科におけるデイケアの充実とともに、施設基準の変更により救急・急性期医療の充実を図っているところである。こうした施設基準の安定維持に努めるとともに、精神科救急患者への対応や、患者の社会復帰支援等、県立精神科病院としての役割・機能の充実に向けた取組を引き続き進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(こころの医療センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>より一層の患者サービスの充実、多様化するニーズへの対応、病院機能全般の見直しを図るため、院内に「病院機能再編推進実行委員会」を設置し、集中的に検討を重ねました。</p> <p>また、県立精神科病院の役割・機能として、精神科救急・急性期治療や、認知症やアルコール依存症治療などを始めとした専門医療の充実、施設基準の安定維持に一層取り組むとともに、患者の地域での生活を支えるための社会復帰支援取組などにも積極的に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「病院機能再編推進実行委員会」においては、病院機能の再編に向けた答申を取りまとめました。</p> <p>また、県立精神科病院としての役割・機能の充実に積極的に取り組んだ結果、平成 22 年度に引き続き、平成 23 年度においても、精神科救急・急性期治療の施設基準は維持できる見込となっており、経常収支についても黒字が達成できる見込となっています。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度においても、引き続き、施設基準の安定維持に努めるとともに、県立精神科病院としての役割・機能の充実に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>ウ 平成19年度から取り組んでいる家庭医療の実践が地域に定着しつつあるため、家庭医療医の育成を図るとともに、訪問診療、予防医療の充実など、地域の医療ニーズに合った取組を引き続き進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(一志病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 家庭医療医の育成について</p> <p>当院では、平成 19 年度から三重大学医学部と連携し、研修医や医学生を対象に、当院の医療現場をフィールドとした研修を行うことにより、身近な病気を中心に、けがや心の悩み、病気の予防など幅広い診療能力を有する医師（家庭医）の育成に取り組んでいるところです。</p> <p>医療が高度化、専門化する一方で、総合的な診療（家庭医療）の必要性も高まってきていることから、平成 23 年度についても家庭医の育成に引き続き取り組みました。</p> <p>(2) 地域の医療ニーズへの対応について</p> <p>当院が診療圏とする津市西部地域は、過疎化、高齢化の進展が著しく、こうした地域で最も必要とされる総合的な診療（家庭医療）の提供に引き続き取り組むとともに、地域において強い要望がある在宅での療養を支援するため、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーション等にも積極的に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 家庭医療医の育成について</p> <p>かねてから受け入れていた三重大学医学部の初期研修医、医学生に加えて、当院の家庭医育成の取組を高く評価している県外の医療機関から初めて初期研修医を受け入れることができました。</p> <p>(2) 地域の医療ニーズへの対応について</p> <p>訪問看護、訪問リハビリテーションに対応する職員の人員体制を強化し、積極的に取り組んだ結果、訪問看護、訪問リハビリテーションの件数を飛躍的に増加させることができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度には、院内に宿泊可能な研修施設を整備し、三重大学を中心として取り組んでいく家庭医育成の拠点として、総合的な診療（家庭医療）を行う医師の育成環境をさらに充実させていきます。また、地域の医療ニーズに応えるため、総合的な診療（家庭医療）の提供をはじめ、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーション等に積極的に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>エ 地域医師会等との連携や市民ボランティアによる院内活動など、地域医療の充実に向け努力しているところであるが、医師不足による入院稼働病床数の減少、救急患者受入体制の縮小などが進んでいる。健康福祉部とも十分に連携しながら医師を確保し、診療体制の回復を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>医師確保対策として、指定管理者に対する医師の前倒し配置の要請や三重大学への依頼を重ねるとともに、過去に在籍した医師や志摩地域出身医師への働きかけ、医師募集サイトへの掲載などの実施、また、環境整備としての地域手当支給率の加算や医師公舎確保の継続などに取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>指定管理者からの医師の前倒し配置については、循環器科医師が7月から毎週3日間、総合医が9月からほぼ切れ目なく継続して、ローテーションでの派遣を受けるとともに、当院外科医が7月から9月にかけて2名体制となった期間について、毎週3日間の外科医師の派遣を受けました。また、三重大学に対して依頼を重ねた結果、大学医局の人員減のなかでも、引き続き常勤医・非常勤医の派遣を受けるなど、関係機関の協力を得て診療体制の維持・確保に努めました。</p> <p>また、人員減等により当直体制が厳しくなっている外科系医師の負担軽減を目的として、医師募集サイトに非常勤医師募集を掲載したところ、主に休日の外科系当直について、月に2日間程度、県外医師の応援を受けました。</p> <p>このような取組の結果、救急患者数は6月以降前年同月を上回るとともに、入院延患者数も7月以降前年同月を上回るなど、着実に患者数が増加してきています。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>指定管理者に対して、協定書で締結した内容の早期実現に向けて働きかけを行うとともに、指定管理者との協力体制のもと、健康福祉部、三重大学など関係機関とより一層の連携を図りながら、医師確保・定着及び診療体制維持に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(ア) 平成22年度末における診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）が、4病院合計で約1億6,561万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成22年度中に約1,900万円を回収しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、22年度においては、約2,500万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。</p> <p style="text-align: right;">（県立病院経営分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 21 年 2 月 20 日に、個別に作成していた未収金対策関係の方針・指針等をすべて「過年度医業未収金対策の指針集」として取りまとめ、病院事業庁内で統一した対策を実施できるようにしました。</p> <p>平成 23 年度については、引き続き各病院で、各々の未収金の事情に応じた適切な対応を行うとともに、病院事業庁内の未収金担当者会議を 2 回開催し、回収対策の進捗管理や情報共有を行いました。</p> <p>(1)回収対策</p> <p>①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行いました。</p> <p>②理由無く支払わないものについては、支払督促をはじめとする法的措置を行いました。</p> <p>③特に回収が困難な債権については、弁護士法人へ回収業務を委託しました。</p> <p>(2)発生防止対策</p> <p>①入院患者に対し、「入院費用について」や「高額療養費制度について」等の説明書を配布し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行いました。</p> <p>②会計職員が、診療部や患者相談窓口などと病院内で連携して、公費負担制度等の説明と申請のサポートを行いました。</p> <p>③入院病棟職員と会計職員との間で、未収金についての情報共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 3 月までに 39 件の法的措置を実施しました。（平成 22 年度は 59 件実施） ・平成 24 年 3 月までに約 3,479 万円の債権を、弁護士法人へ回収委託しました。 <p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>法的措置及び弁護士法人への回収委託等の事務については、本庁（県立病院課）主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止対策に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制するよう努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(1) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。 (総合医療センター)</p> <p>(2) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。 (こころの医療センター)</p> <p>(3) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。 (一志病院)</p> <p>(4) 歳入戻出の際に科目を誤って処理したものがあつた。 (一志病院)</p> <p>(5) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。 (志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p>	
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) } (2) } (3) } チェック機能の強化を図り、再発防止に努めました。 (4) } (5) }</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度の収入事務については、適正な事務処理を実施しました。</p>	
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、収入事務について、適正な事務処理に努めていきます。</p>	

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>ア 業務委託</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 【平成22 年度患者様アンケート・データ入力業務委託】 (県立病院経営分野) 執行伺及び見積徴収伺が作成されていなかった。</p> <p>(2) 【財務会計システム等保守業務委託】 (県立病院経営分野) ・執行伺及び見積徴収伺が作成されていなかった。 ・予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>(3) 【植栽管理業務委託】 (こころの医療センター) 契約準備行為を行っているが、執行伺に「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。</p> <p>(4) 【外来診療延長業務委託】 (こころの医療センター) 履行完了時に必要な支出負担行為書等への検査年月日、氏名(押印も可)の記録がされていなかった。</p> <p>(5) 【設備総合管理業務委託】 (こころの医療センター) 契約書に定めた別記『個人情報取扱いに関する特記事項』が添付されていなかった。</p> <p>イ 物品購入等</p> <p>(1) 少額物品・役務等調達基準にかかるローテーション表を作成してなかった。(一志病院)</p> <p>(2) 病棟にエアコンを設置する際に、建設改良費で執行すべきものを修繕費で執行していた。(志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 次回委託時には、執行伺及び見積徴収伺を作成します。</p> <p>(2) 次回委託時には、執行伺、見積徴収伺及び予定価格調書を作成します。</p> <p>(3) 執行伺に記載するとともに、チェック体制を強化しました。</p> <p>(4) 契約の履行完了時に履行を確認していましたが、履行確認の記録をしていませんでした。今後は、支出負担行為書等へ履行確認の記録を行います。</p> <p>(5) 「個人情報の取扱いに関する特記事項」を添付し、また、今後は添付を徹底するよう職員に対し注意喚起を行いました。</p> <p>イ 物品購入等</p> <p>(1) ローテーション表を作成し、今後は適切な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 平成 23 年度 12 月補正予算において、収益の部に過年度修正分、費用の部に減価償却費を計上するとともに、その執行を行いました。今後は経費の区分に応じた適切な予算執行に努めます。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>業務委託契約及び物品購入事務にあたっては、競争性・公正性・透明性の確保に一層努めるよう周知徹底を図り、適正で正確な事務処理が実施できるよう改善しました。</p> <p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、業務委託契約及び物品購入等の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。(県立病院経営分野) (2) 通勤手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。(県立病院経営分野)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 (1)(2) 該当職員に必要書類の提出を依頼し、適正な処理を行いました。 2 取組の成果 平成 23 年度の手当の執行については、事後確認等に留意し、適正な事務処理を実施しました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き、手当の執行について、必要な事務手続きや書類作成等に留意して、適正な執行に努めていきます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(3) 過去に使用していた医師公舎の共益費を受け入れる通帳が保管されたままで、処分がされていなかった。(一志病院)</p>
講じた措置
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 未処分の通帳について、解約のうえ精算し、病院収益として収納処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果 平成 23 度については、このような不適切な事務処理はありませんでした。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) その他</p> <p>(4) 会計規程と会計規程運用方針の記載において、備品の定義に差異があるので、文言の整理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>会計規程と会計規程運用方針で備品の定義が異ならないように、会計規程運用方針を改正しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>会計規程運用方針の改正後は、備品の定義に差異は生じていません。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、適正な会計事務の執行に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (政務調査費の適正な執行)</p> <p>(1) 平成 22 年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、施行規程及びガイドラインの規定に照らし内容を確認した結果、鉄道運賃等の計上誤りや海外の政務調査に係る調査雑費(日当)の計上を誤っている事例など返還を要する事例、証拠書類等の写しが添付されていないなど取扱いに改善を要する事例等が見受けられた。</p> <p>これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、今後とも、政務調査費が適正に執行されていることが確認できるよう努められたい。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 指摘をされた計上誤りなど返還を要する事例については、議員や会派と内容の確認を行い、修正届にもとづき収支報告書を修正するとともに、必要な金額が返還されました。</p> <p>2 取組の成果 監査において指摘された部分の修正届のほか、独自に行った点検作業により、合計で 11 件の修正届を受理し、143,749 円が返還されました。</p>
<p>平成 24 年度以降(取組予定等)</p> <p>政務調査費収支報告書の確認作業については、漏れがないよう複数人で行うなどの措置を引き続き講じていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 支出に関する事務 業務委託契約の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ・会議録検索システム追加データ入力業務委託 予定価格調書が作成されていなかった。
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 作成する必要の有無について、会計規則の運用について正しい解釈ができるよう再確認の指示をしました。 2 取組の成果 担当者はもとより、会計職員がチェック項目としての意識を持ち、会計規則等に基づく適正な会計処理について徹底することができました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き適正な会計処理の執行を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見 (2)財産管理等の状況 財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況 ・廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 23 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 削除されていなかった台帳については、財務会計システムの台帳から削除しました。</p> <p>2 取組の成果 物品管理担当者が、再度点検確認を実施することにより、適正な事務処理についての徹底を認識させることができました。</p>
<p><u>平成 24 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き適正な会計処理の執行を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3)事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己検査における現品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 23 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>登録されていなかった照合結果については、財務会計システムへ入力しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>物品管理担当者が、再度点検確認を実施することにより、適正な事務処理についての徹底を認識させることができました。</p>
<p><u>平成 24 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き適正な会計処理の執行を図っていきます。</p>